

常総市人権施策推進基本計画

平成28年3月

常 総 市

はじめに

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことの出来ない基本的な権利です。その権利を保ち続けるためには、お互いの権利を尊重することの大切さを理解しなければなりません。



21世紀は「人権の世紀」とも言われ、国内外を問わず人権を尊重し、擁護するための諸制度の整備や諸施策が、積極的に推進されております。

しかしながら、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などの人権侵害が存在しています。また、最近では情報化の急速な発展にともなうインターネット上などでの差別表現や名誉の毀損、プライバシーの侵害など新たな人権侵害も生じており、誤解から生じる差別や偏見も含め、さまざまな人権問題が依然として報告されております。

当市では平成27年9月の関東・東北豪雨により鬼怒川が氾濫し、市域の3分の1が被災するという甚大な被害を受けました。このような大きな災害時には災害弱者はもとより、被災者一人ひとりの人権への配慮が課題となります。

こうした中、災害による教訓として「災害と人権」への対策についても早急に取り組むを進めていく必要があります。

当市におきましては、常総市総合計画後期基本計画において「健やかにひとを育み みどり豊かなまちづくり じょうそう」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた計画において、「市民と歩むまちづくり」を掲げ、市民の人権尊重の意識の高揚を図るため、人権に関する講演会を開催するなど、人権意識の啓発に努めているところですが、このたび、各分野の人権に関する施策を総合的に推進するための「常総市人権施策推進基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき市民の皆様をはじめ、事業所・団体等との連携により積極的に人権施策を推進してまいりますので、一層のご理解をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見をいただきました常総市人権施策懇話会の皆様をはじめ、人権に関する意識調査にご協力をいただきました市民の皆様、及び企業の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

常総市長 高杉 徹

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
2	計画の基本理念	5
3	基本計画の性格	5
4	人権に関する意識調査の概要	6

第2章 基本的施策の推進

1	人権教育・人権啓発の推進	30
2	相談及び支援体制の充実	32

第3章 分野別施策の推進

1	女性の人権問題	34
2	子どもの人権問題	38
3	高齢者の人権問題	42
4	障がいのある人の人権問題	46
5	同和問題にかかわる人権問題	50
6	外国人の人権問題	54
7	H I V感染者やハンセン病患者等の人権問題	58
8	刑を終えて出所した人の人権問題	62
9	犯罪被害者とその家族の人権問題	64
10	インターネット上の人権問題	66
11	企業における人権問題	70
12	その他の人権問題	74

第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制	76
2 国や県との連携	76
3 市民や関係組織，団体等との連携	76

参考資料

用語解説	78
世界人権宣言（仮訳文）	82
日本国憲法（抄）	89
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	92
常総市人権施策推進懇話会設置要綱	94
常総市人権施策推進会議設置要綱	96
常総市人権施策推進懇話会委員名簿	98
常総市人権施策推進会議委員名簿	99
常総市人権施策推進基本計画策定体制図	100

第 1 章 基本計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際的な取組み

国際化が進展するなかで、基本的人権を尊重していくことは最も重要な課題となっています。昭和23年（1948年）12月10日にフランスのパリで行われた国際連合（以下「国連」という。）の第3回総会において採択された世界人権宣言は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として基本的人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものでした。そして、人権の問題は国際社会全体にかかわる重要な問題であるとの考えのもと、世界人権宣言の内容を基礎として、昭和41年（1966年）に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の2つの国際規約を採択しました。国連ではその他にも人権に関するさまざまな条約を採択しており、世界人権宣言の理念の実現に向けた取組みを実施しています。

平成6年（1994年）の第49回国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、その取組みが最終年を迎えた平成16年（2004年）の国連総会において、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されました。

しかし、このような国際的な取組みを経て、人権の世紀と言われる21世紀を迎えた現在においても、世界の各地では人種や民族、宗教などの対立、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じており、人々の人権が侵害され、尊い生命の危機にまでさらされているという現実があります。

(2) 国や県の取組み

日本国憲法では、国民が享受される権利として基本的人権について定められており、第13条で「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と幸福を追求する権利等について規定されています。また、第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、法の下での平等を保障しています。

国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権関連の諸条約を締結するなど国際社会と協調し人権に関する取組みを行うとともに、人権に関わる諸法令が施行されてきました。国連決議の「人権教育のための国連10年」について、国では平成7年（1995年）12月、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置しました。さらに、平成9年（1997年）7月には、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原則及び人権という普遍的文化を推進することを目的に、学校教育、社会教育、企業その他のあらゆる場を通じて、人権教育を推進することを目標として国内行動計画を策定しました。

また、平成12年（2000年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国の責務として人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定と実施、地方公共団体の責務として地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施がそれぞれ規定されました。この計画に基づき、国では平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人類が共存する人権尊重社会の早期実現に向けて、人権教育及び啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととされました。

茨城県においては、誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会を目指し、平成16年（2004年）に「茨城県人権施策推進基本計画」を策定し、行政のあらゆる分野において総合的に人権に関する施策の推進に取り組んできました。

(3) 市の取組み

常総市では、常総市総合計画後期基本計画に基づき、「健やかに ひとを育み みどり豊かな まちづくり じょうそう」を将来像に、その実現のために「市民と行政がともに力を合わせて協働で取り組むまちづくり」としてさまざまな施策を展開しています。そのなかで、まちづくり推進力の強化のため「市民と歩むまちづくり」として、人権に関する取組みを推進しています。市民一人ひとりが人権の尊重を考えて行動する社会を目指し、また性別などにかかわらず一人の人間として尊重され、それぞれの個性と能力を認め合い発揮できる社会の構築を進めています。

分野別における人権課題については、同和問題の早期解決に向けた取組みをはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた「第2次常総市男女参画計画」の策定や、「常総市子ども・子育て支援事業計画」、「常総市高齢者プラン」、「常総市障がい者プラン」等の策定、人権擁護委員との連携による人権教室や人権作文等の教育現場での取組みなど、人権に関する各分野においてさまざまな施策を実施しています。

しかし、性差に関する人権問題、家庭や教育現場における子どもの人権問題、障がいのある人や高齢者の人権問題、同和問題にかかわる人権問題、国籍や人種、民族の違いによる人権問題等のさまざまな人権問題が依然として存在しています。また、近年、情報化社会が急速に進展していることに伴い、インターネット上などでの人権侵害といった新たな人権課題も生じております。

このため、各分野における人権に関する施策を総合的に推進するための基本的方向を示すための指針として、「常総市人権施策推進基本計画」を策定することといたしました。この計画の策定にあたっては、市民や市内企業の人権に関する意識や実態を把握し、地域の実情を踏まえた計画とするため、「人権に関する意識調査」を実施し、計画策定の基礎資料といたしました。

2 計画の基本理念

人権は、誰もが生まれながらに持っている基本的権利で、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利」です。誰もが互いを思いやり、自分のみならず相手の権利も大切に守るとともに、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう、「一人ひとりが人権の尊重を考えて行動する社会を目指すとともに、性別などにかかわらず一人ひとりの人間として尊重され、それぞれの個性と能力を認め合い発揮できる社会の構築を目指す」ことを、この計画の基本理念といたします。

3 基本計画の性格

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、茨城県が策定した「茨城県人権施策推進基本計画」の趣旨を踏まえるとともに、「常総市総合計画後期基本計画」に基づく各分野の人権に関する施策を総合的に推進するため、基本的方向を示すものです。

4 人権に関する意識調査の概要

この計画を策定するにあたり、市民や市内企業の人権に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成27年（2015年）7月、無作為に抽出した16歳以上の市民1,500人を対象にした「人権に関する市民意識調査」、並びに無作為に抽出した市内企業500事業所を対象にした「人権に関する企業の意識調査」を実施いたしました。

市民意識調査では、男性220人、女性226人、性別未記入32人の計478人から回答がありました。年代別の回答者は、多い順に70歳代が17.8%、60歳代が17.4%、80歳以上が13.2%となっております。有効回答率は31.9%でした。

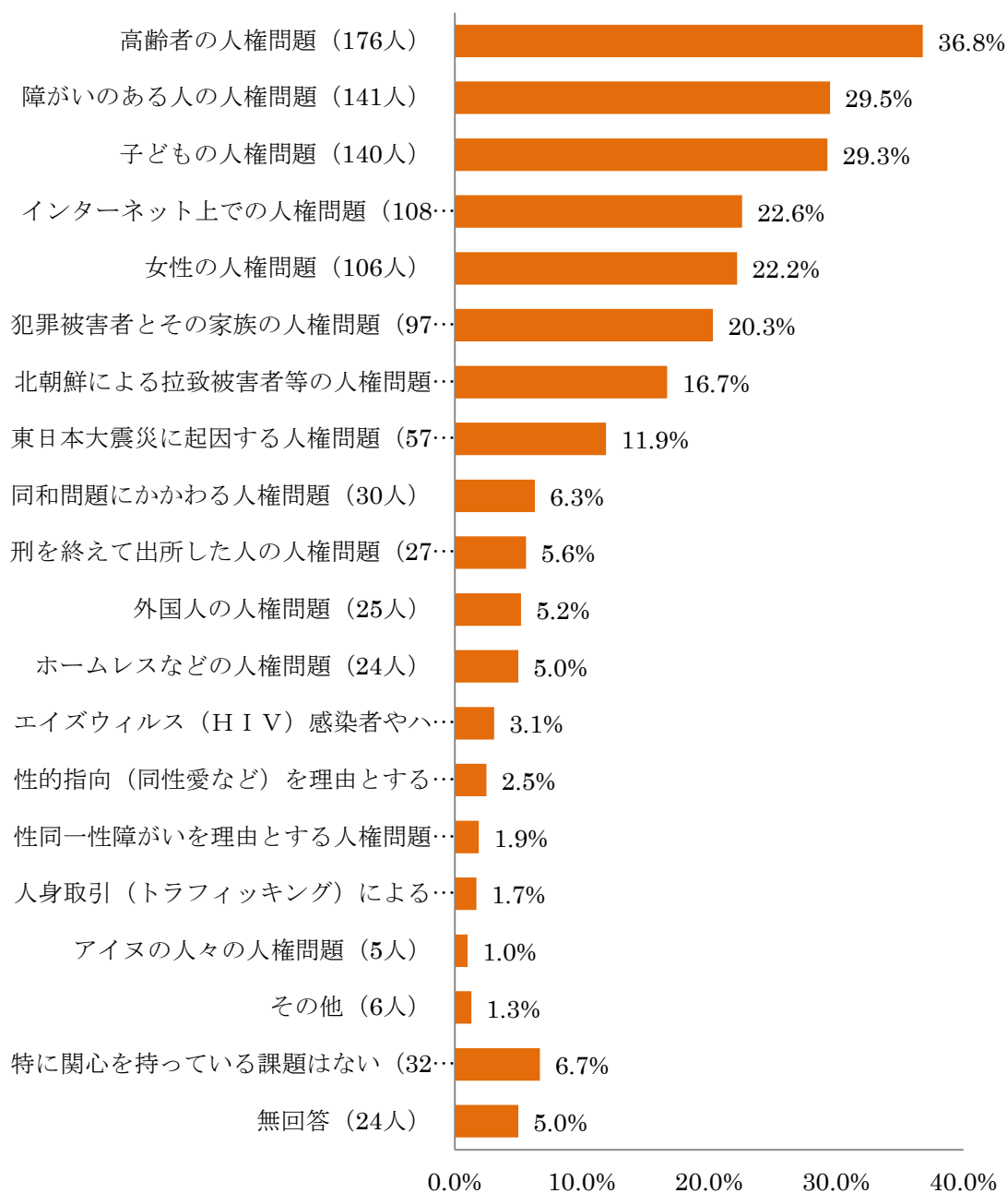
(1) 市民意識調査の概要

○関心のある人権問題 「高齢者の人権問題」(36.8%)

設問1 関心のある人権問題に関する質問では、「高齢者の人権問題」が36.8%で最も多く、次いで順に「障がいのある人の人権問題」(29.5%),「子どもの人権問題」(29.3%)と答えています。

図1 市民設問1 関心のある人権問題

n = 478人



○今の日本社会は人権が尊重されているか 「そう思う」 (25.5%)

設問 2 及び設問 2-1 「今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問では、「そう思う」は全体の4分の1, 「そう思わない」は全体の1割程度となっています。

図2 市民設問2 人権が尊重されている社会

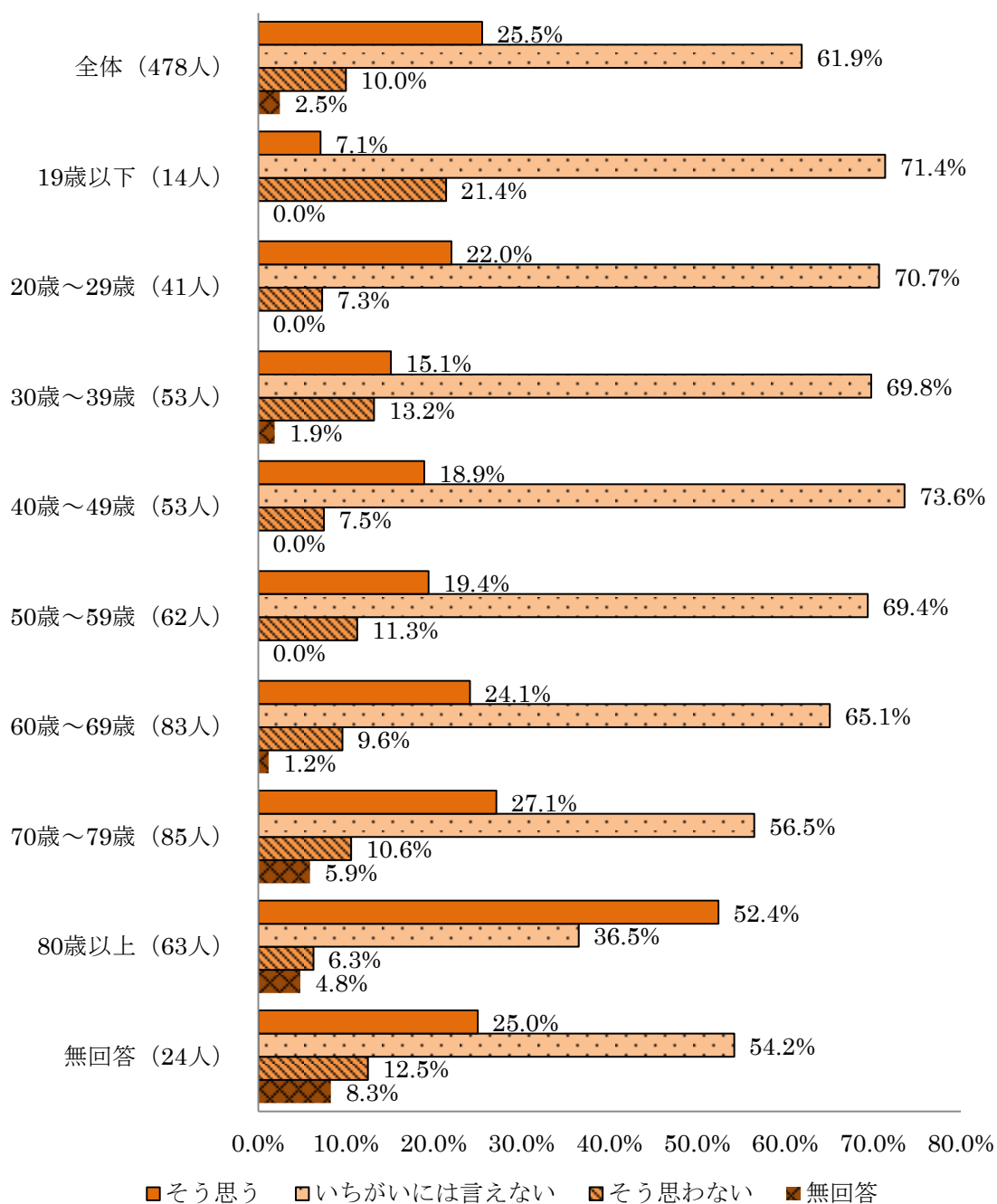
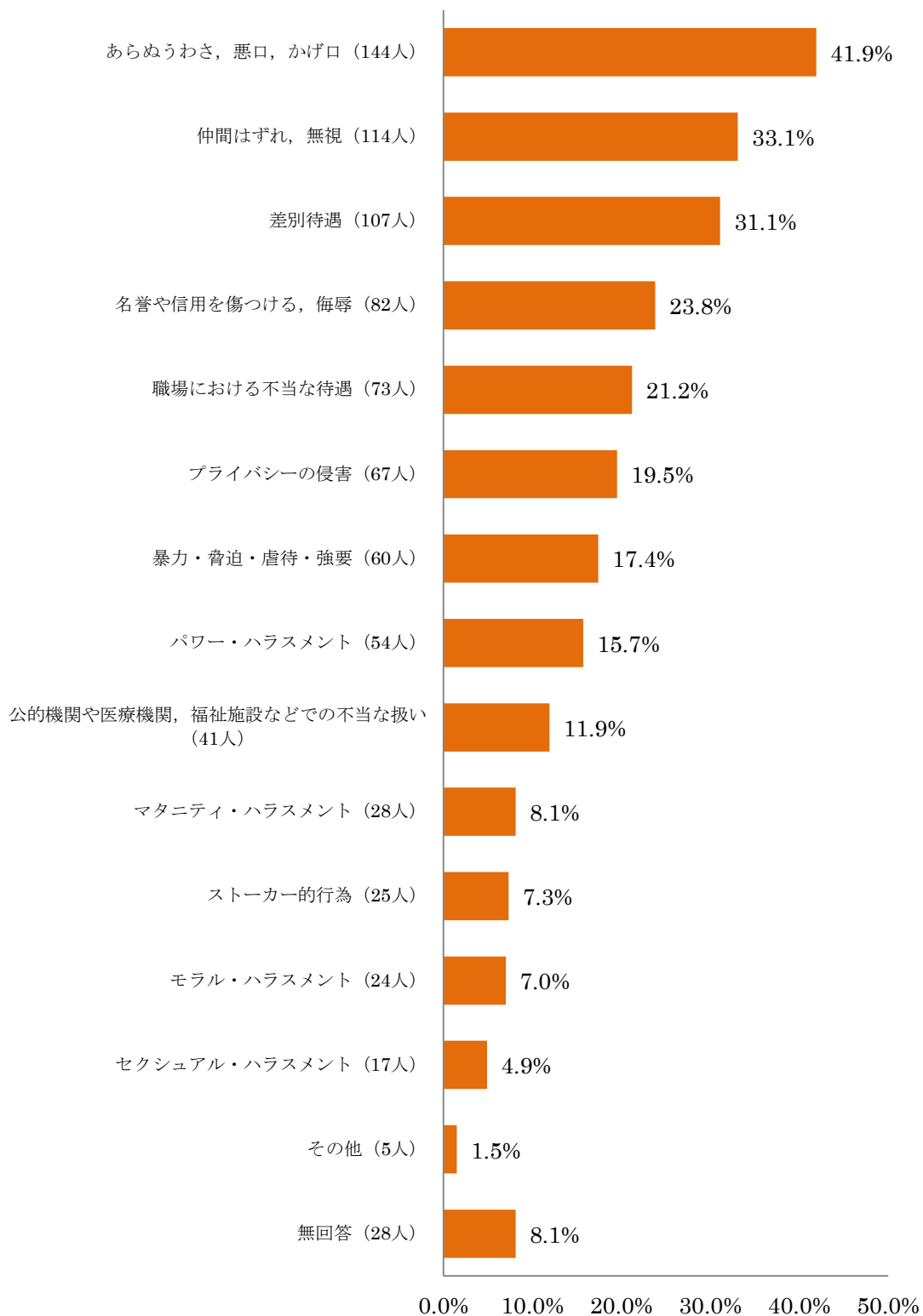


図3 市民設問2-1 「いちがいに言えない」「そう思わない」理由

n = 344人



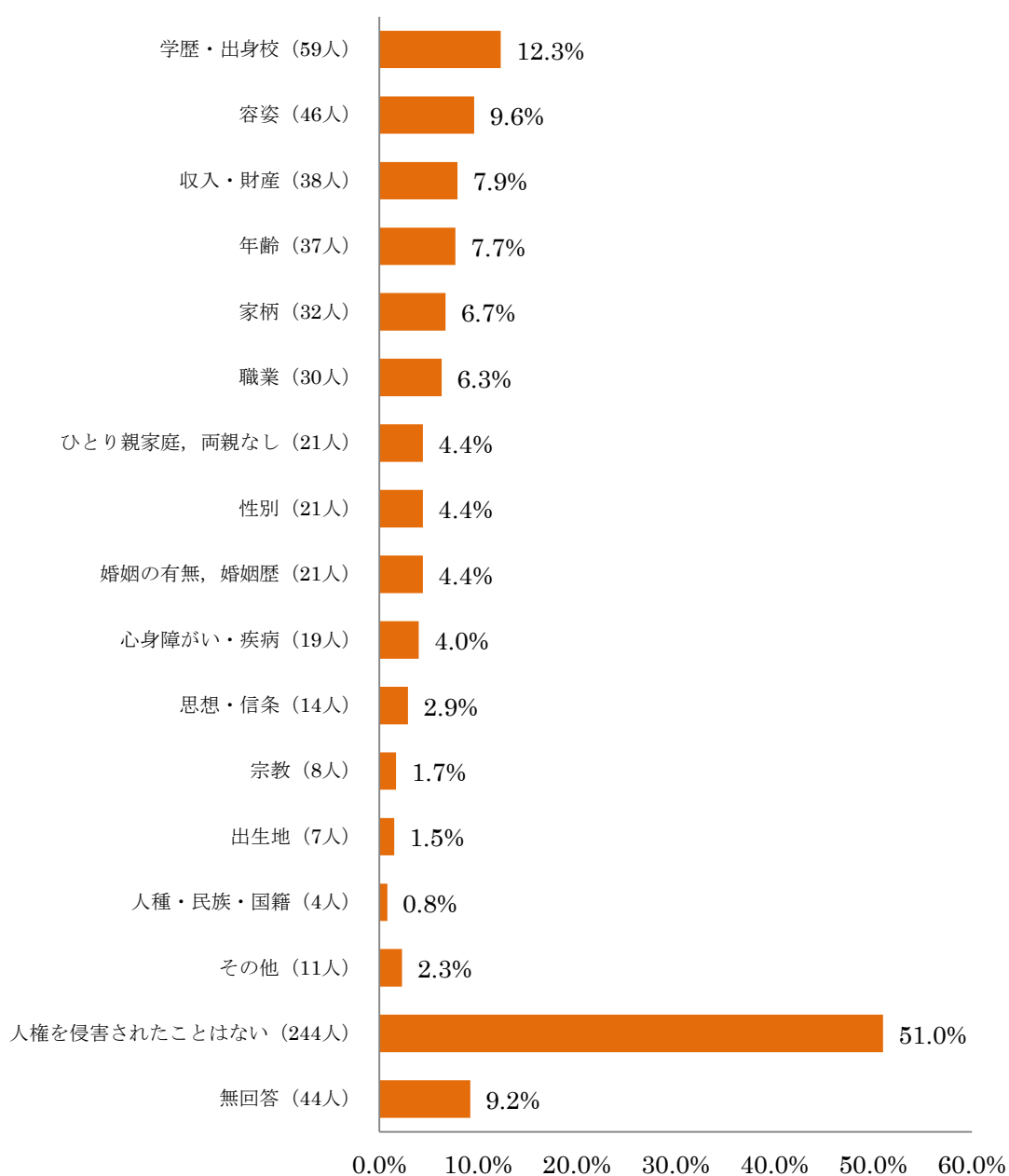
○人権侵害を受けた内容

「人権を侵害されたと思ったことはない」(51.0%)

設問3 差別されるなど人権を侵害されたと思ったことがあるかの質問では、「人権を侵害されたことはない」が51.0%で半数以上となっており、人権を侵害されたと思った内容では多い順に「学歴・出身校」(12.3%)、「容姿」(9.6%)となっております。

図4 市民設問3 人権侵害を受けた内容

n = 478人

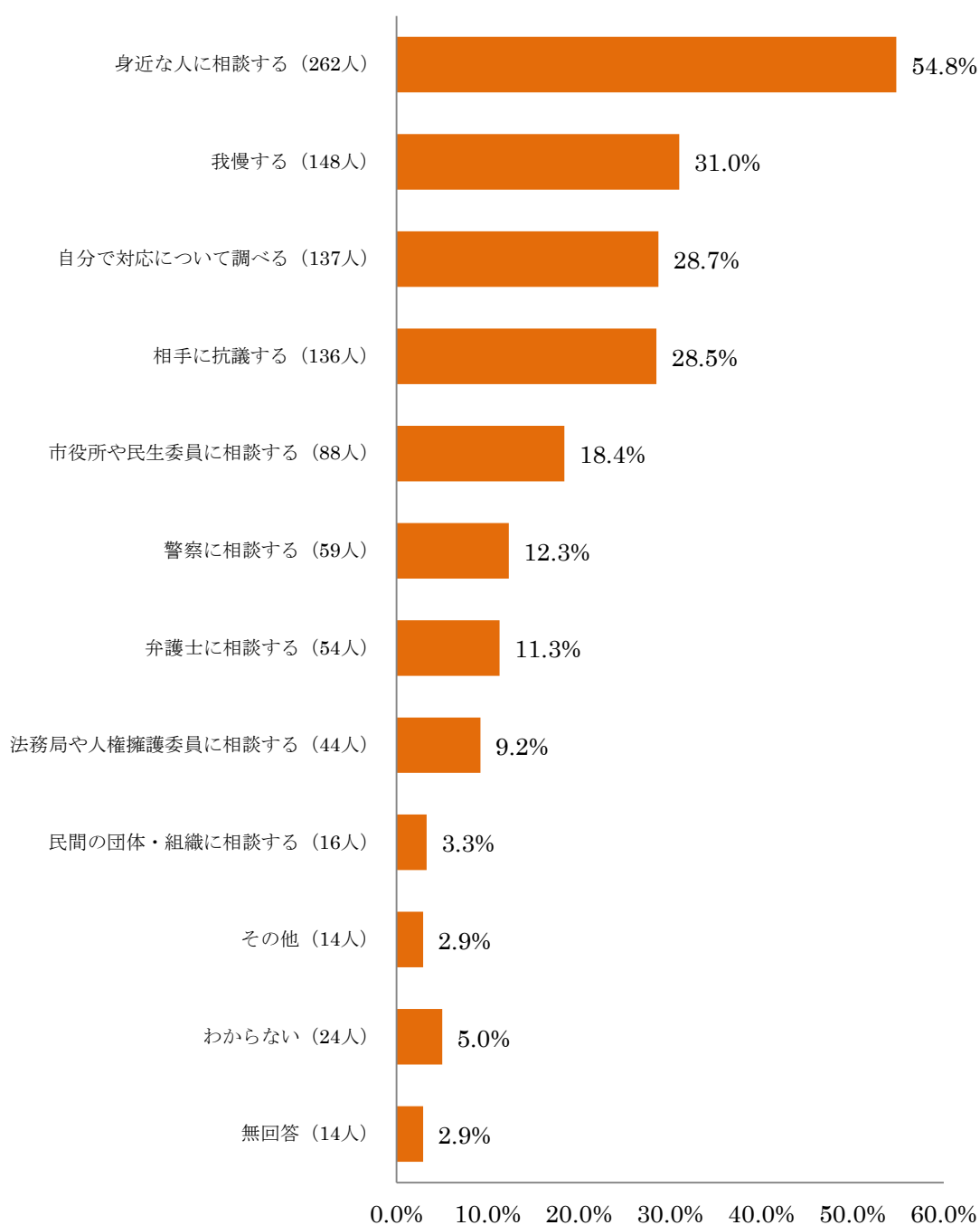


○人権を侵害された場合の対応 「身近な人に相談する」(54.8%)

設問4 差別されるなど人権を侵害された場合の対応に関する質問では、「身近な人に相談する」が54.8%で最も多く、次いで順に「我慢する」(31.0%)、「自分で対応について調べる」(28.7%)と答えています。

図5 市民設問4 人権を侵害された場合の対応

n = 478人

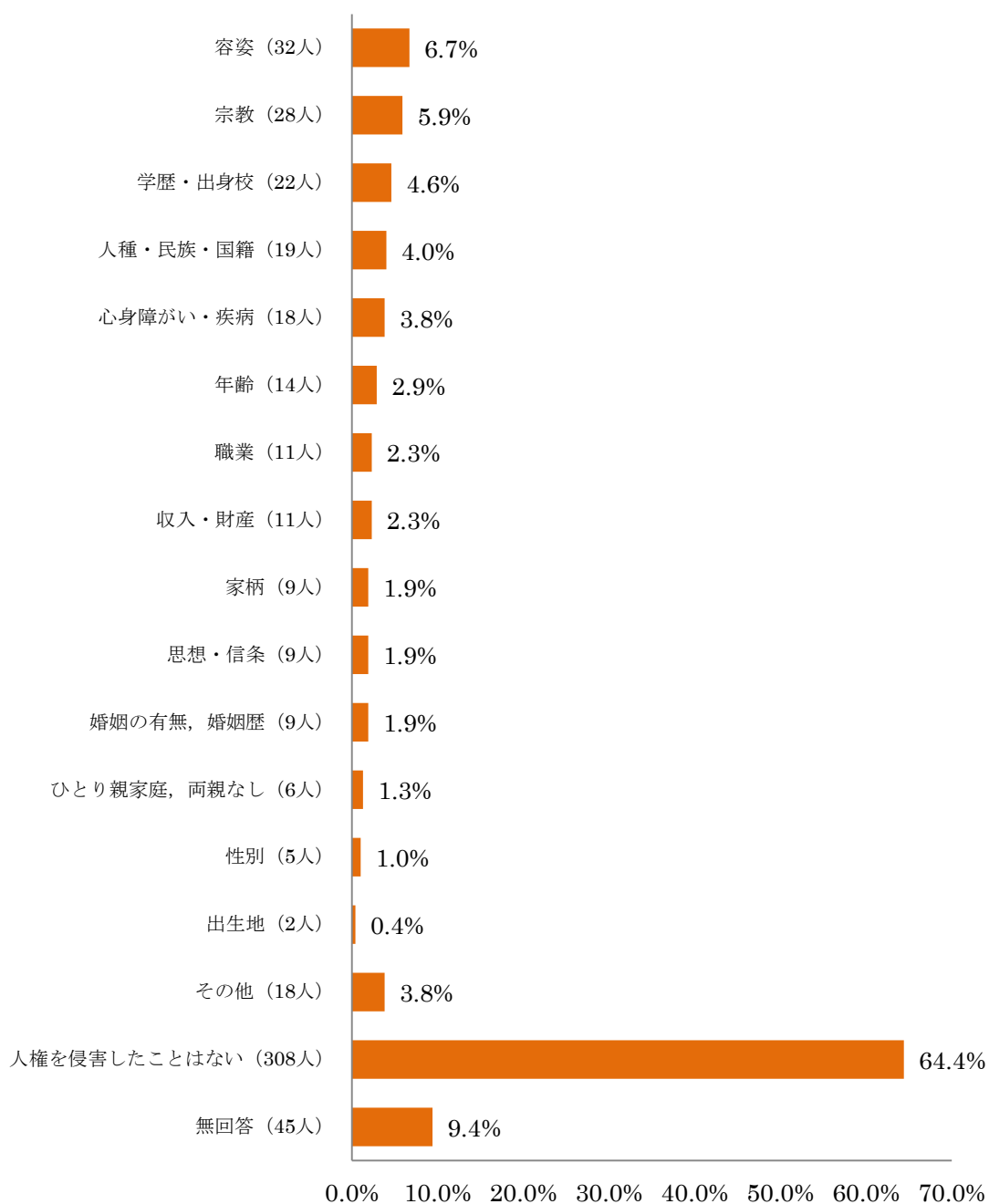


○他人への人権侵害の有無 「人権を侵害したことはない」(64.4%)

設問5 他人を差別するなど人権を侵害したことの有無とその内容に関する質問では、「人権を侵害したことはない」が64.4%で最も多く、無回答をはさんで、人権を侵害したと思った内容では、多い順に「容姿」(6.7%)、「宗教」(5.9%)と答えています。

図6 市民設問5 他人への人権侵害の有無とその内容

n = 478人

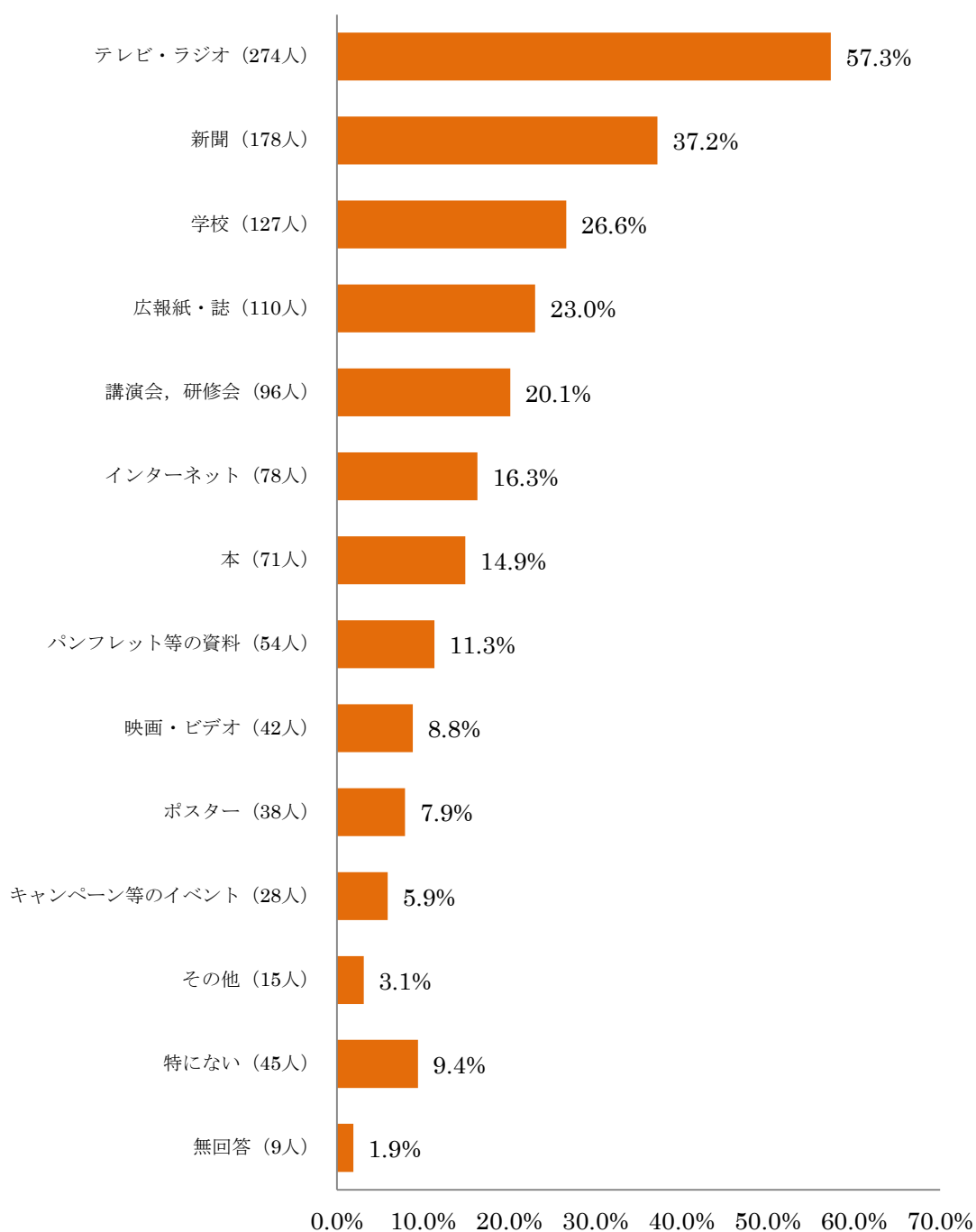


○人権問題に関する知識や情報の入手先 「テレビ・ラジオ」(57.3%)

設問 29 人権問題に関する知識や情報の入手先に関する質問では、「テレビ・ラジオ」が57.3%で最も多く、次いで多い順に「新聞」(37.2%)、「学校」(26.6%)と答えています。

図7 市民設問29 人権問題に関する知識や情報の入手先

n = 478人



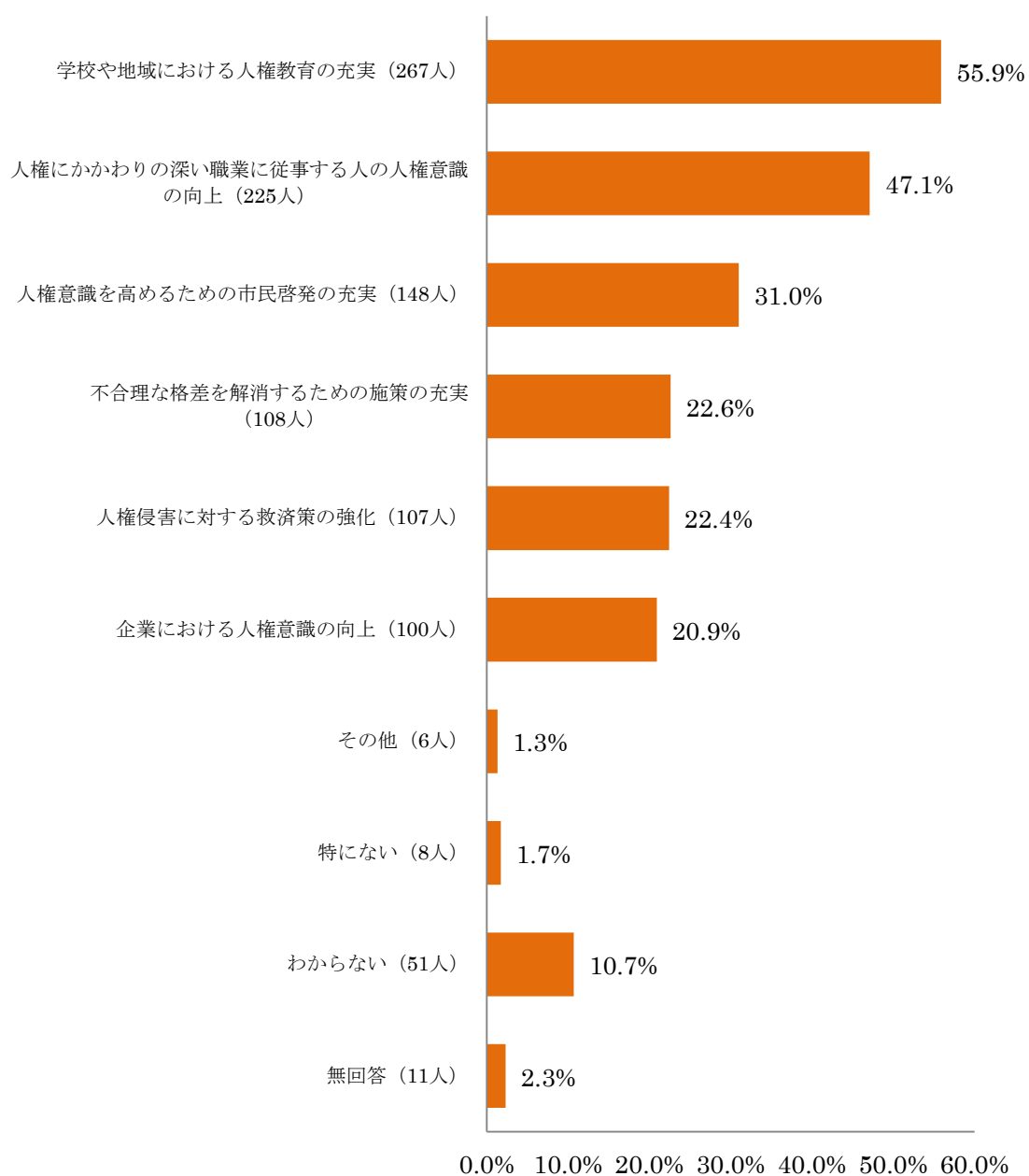
○人権が尊重される社会の実現のために必要な取組み

「学校や地域における人権教育の充実」(55.9%)

設問 30 人権が尊重される社会の実現に必要な取組みに関する質問では、「学校や地域における人権教育の充実」が 55.9%と最も多く、次いで「人権にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上」(47.1%)、「人権意識を高めるための市民啓発の充実」(31.0%)と答えています。

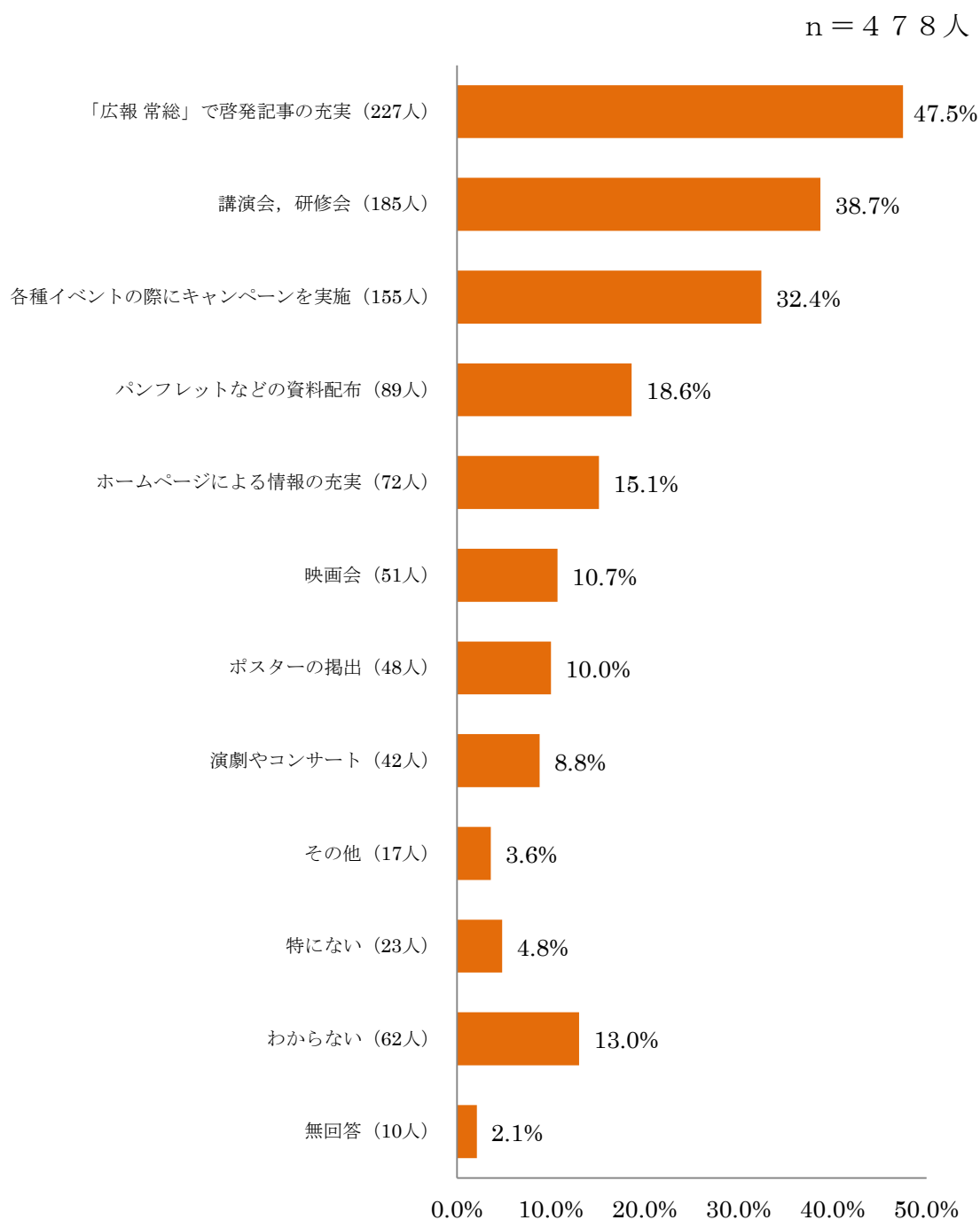
図8 市民設問30 人権が尊重される社会の実現のために必要な取組み

n = 478人



○今後充実させていくべき取組み 「広報 常総で啓発記事の充実」(47.5%)
 設問 31 人権について今後充実させていくべき取組みに関する質問では、
 「広報 常総で啓発記事の充実」が 47.5%で最も多く、次いで多い順に「講演会, 研修会」(38.7%), 各種イベントの際にキャンペーンを実施(32.4%)と答えています。

図9 市民設問31 今後充実させていくべき取組み



○人権を尊重しあうために心がけたり行動したりすべきこと

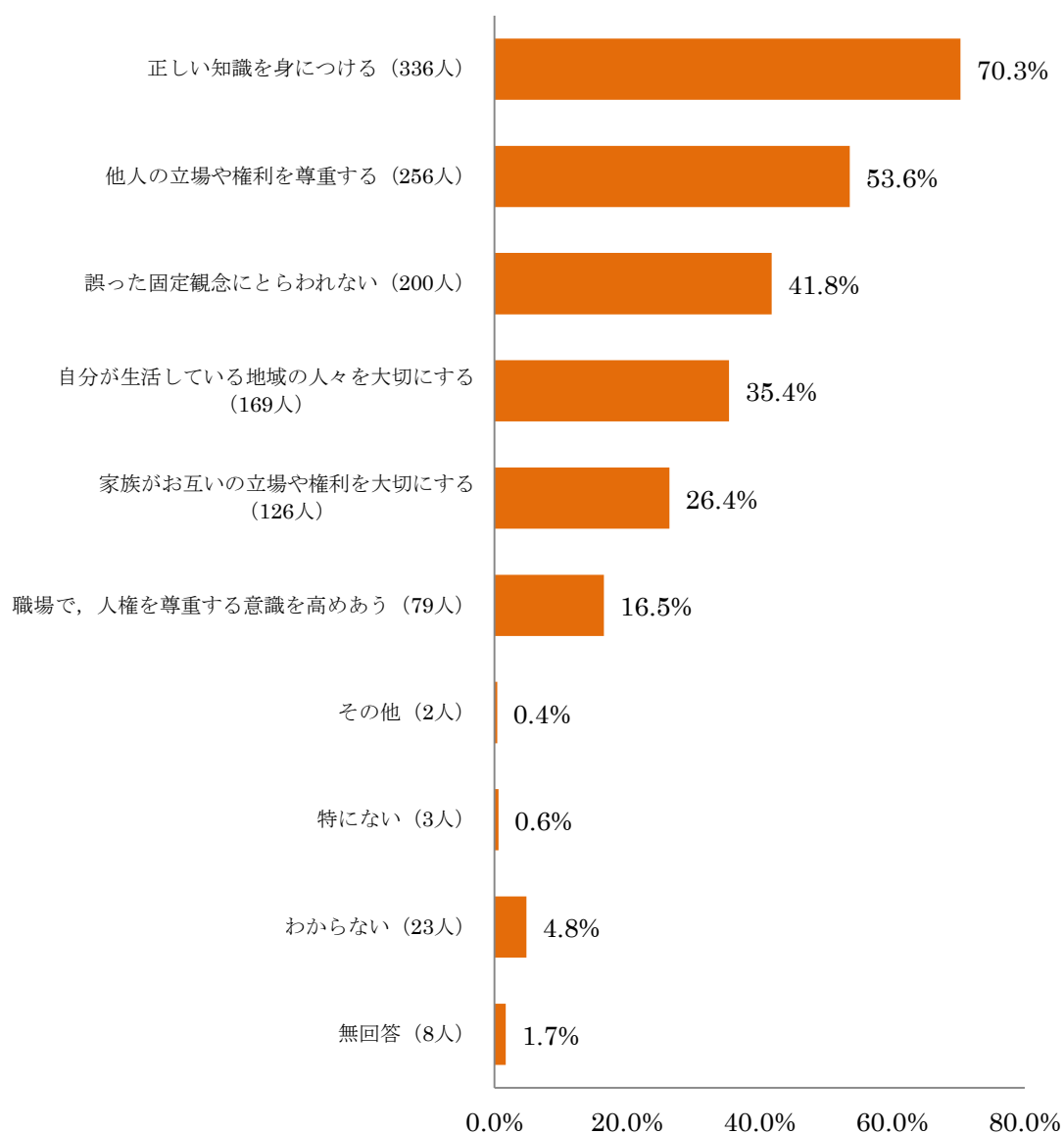
「人権に対する正しい知識を身につけること」(70.3%)

設問 32 人権を尊重しあうために心がけたり行動したりすべきことに関する質問では、「人権に対する正しい知識を身につけること」との回答が70.3%で最も多く、次いで多い順に「他人の立場や権利を尊重すること」(53.6%)、「時代錯誤の誤った固定観念にとらわれないこと」(41.8%)と答えています。

図10 市民設問32

人権を尊重しあうために心がけたり行動したりすべきこと

n = 478人



(2) 企業意識調査概要

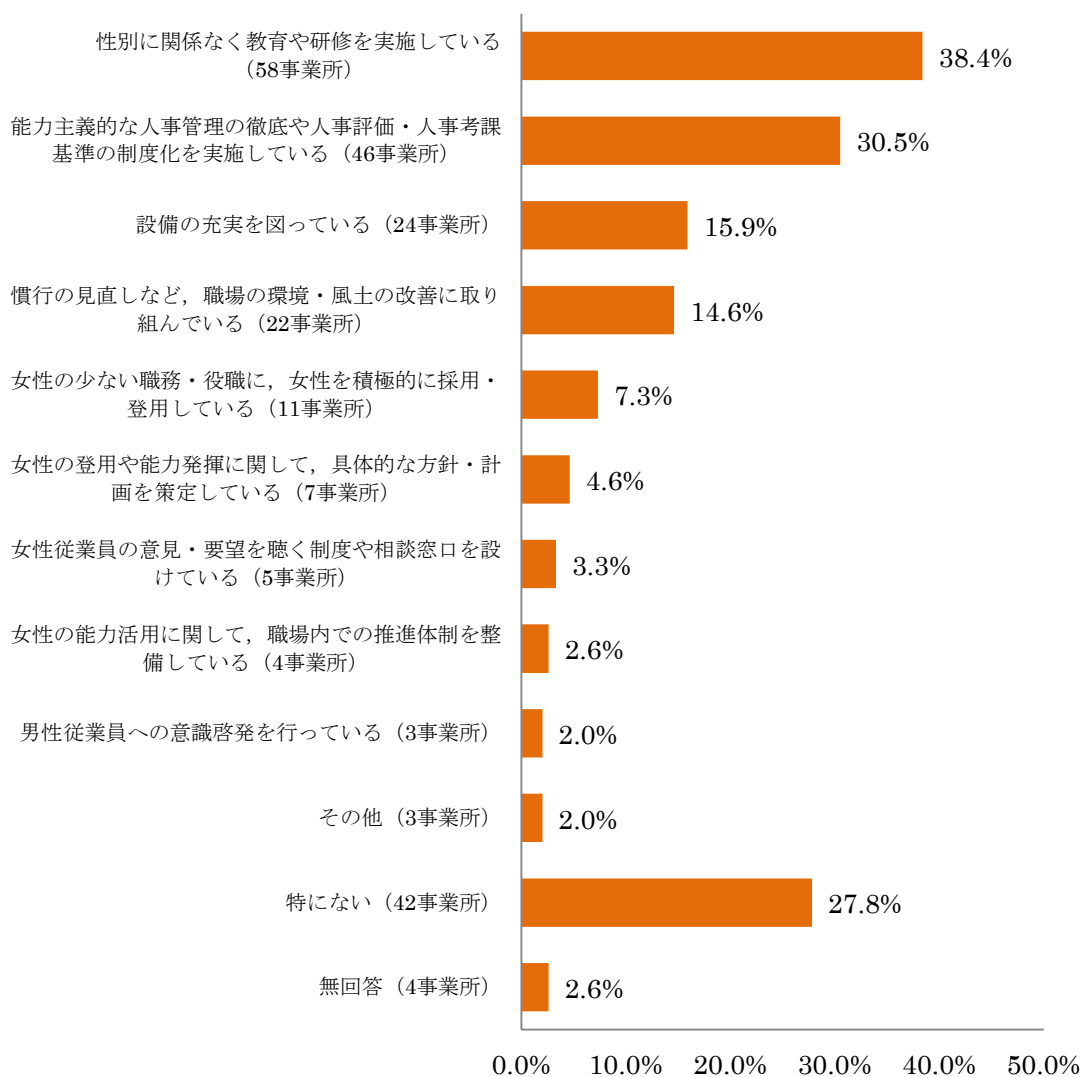
○女性の登用や能力開発・発揮について

「性別に関係なく、実務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」(38.4%)

設問4 女性の登用や能力開発・発揮に関する取組みの質問では、「性別に関係なく、実務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」が38.4%で最も多く、次いで多い順に「性別にかかわらず、能力主義的な人事管理の徹底や人事評価・人事考課基準の制度化を行っている」(30.5%)、「女性用のトイレ・休憩室・更衣室などの設備の充実を図っている」(15.9%)となっています。

図1-1 企業設問4 女性の登用や能力開発・発揮について

n = 151事業所



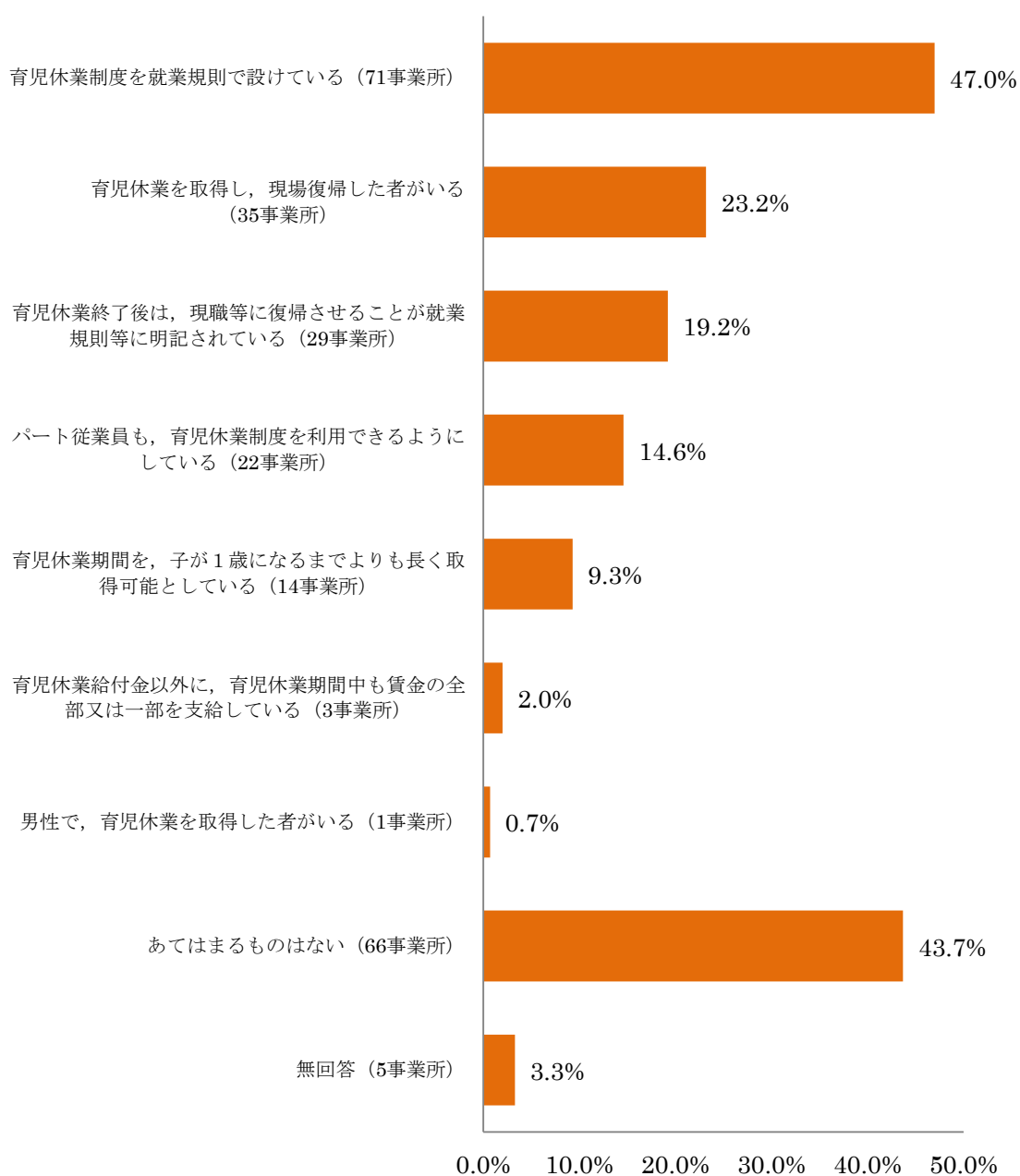
○育児休業制度について

「育児休業制度を就業規則で設けている」(47.0%)

設問6 育児休業に関する質問では、「育児休業制度を就業規則で設けている」は約半数となっています。なお、「育児休業を取得し、現場復帰した者がいる」は23.2%となっているなか、「男性で、育児休業を取得した者がいる」は0.7%にとどまっています。

図12 企業設問6 育児休業制度について

n = 151 事業所



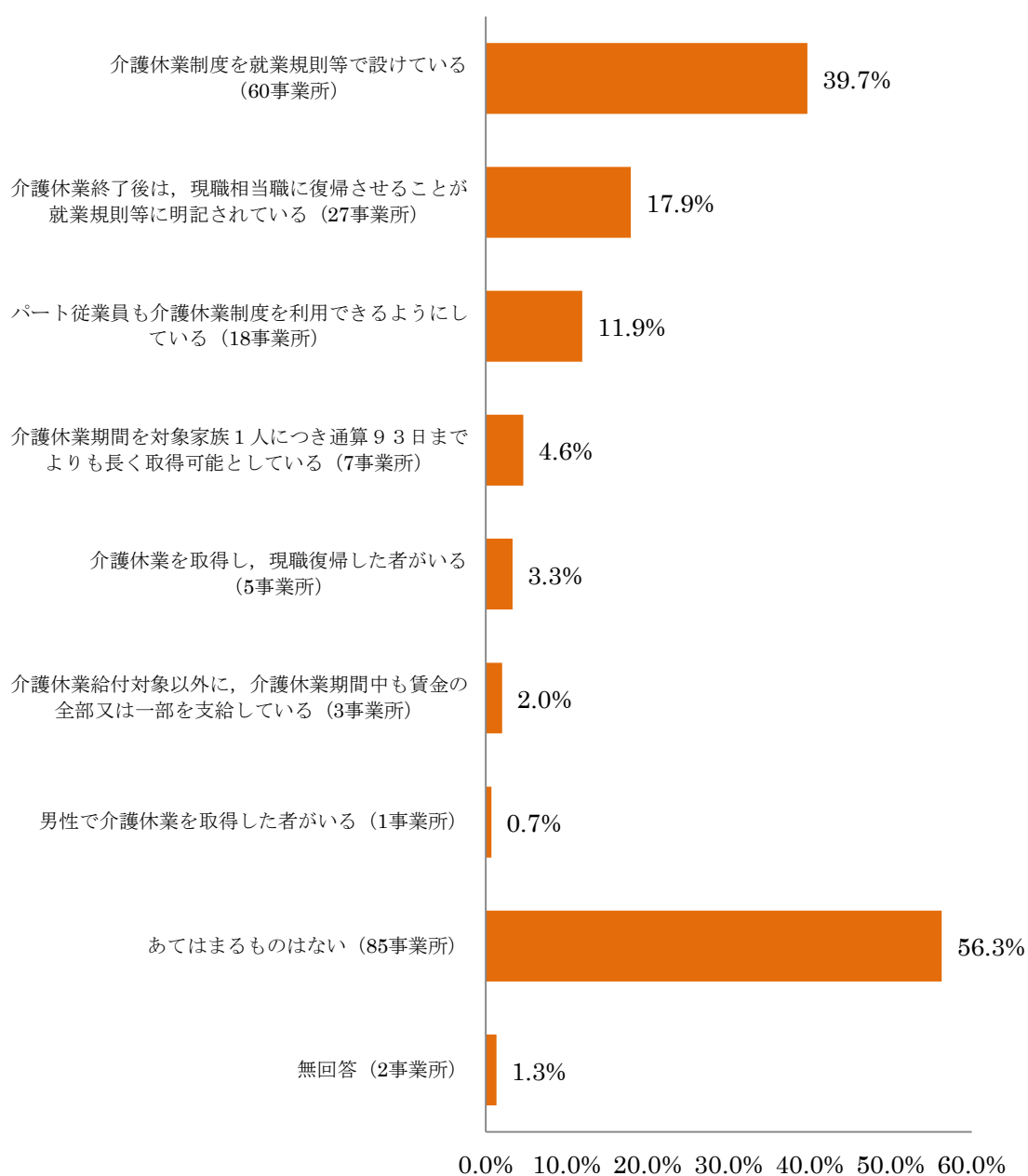
○介護休業制度について

「介護休業制度を就業規則等で設けている」(39.7%)

設問7 介護休業制度に関する質問では、「介護休業制度を就業規則等で設けている」は約4割程度となっています。なお、「介護休業を取得し、現職復帰した者がいる」は3.3%となっているほか、「男性で、介護休業を取得した者がいる」は0.7%にとどまっています。

図13 企業設問7 介護休業制度について

n = 151 事業所

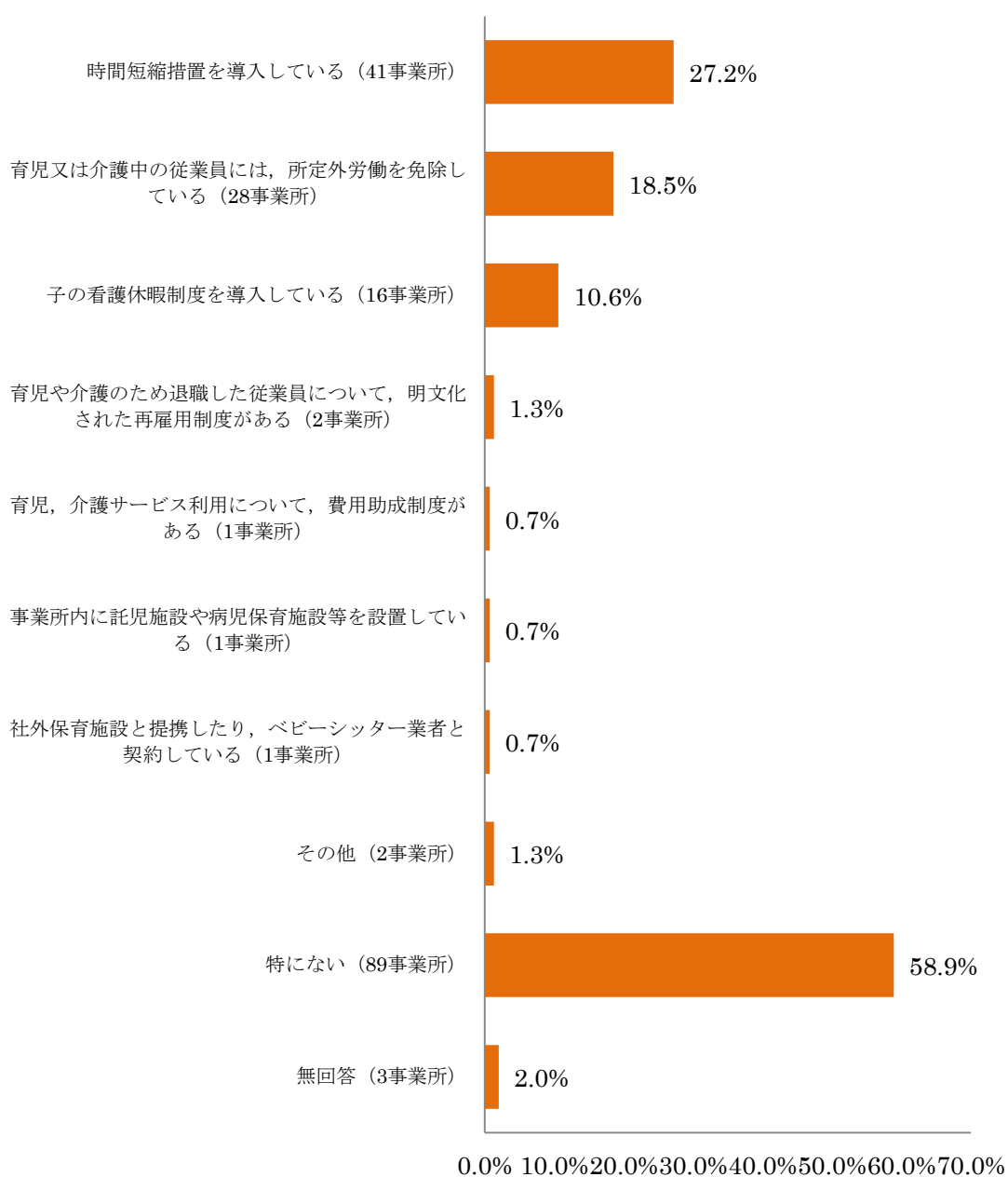


○仕事と家庭の両立支援について 「特にない」(58.9%)

設問7 仕事と家庭の両立支援に関する質問では、「特にない」が58.9%で最も多く、次いで多い順に「短時間勤務制度、育児時間制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、在宅勤務制度等のいずれかの時間短縮措置を導入している」(27.2%)、「育児又は介護中の従業員には、所定外労働を免除している」(18.5%)、と答えています。

図14 企業設問8 仕事と家庭の両立支援について

n = 151事業所



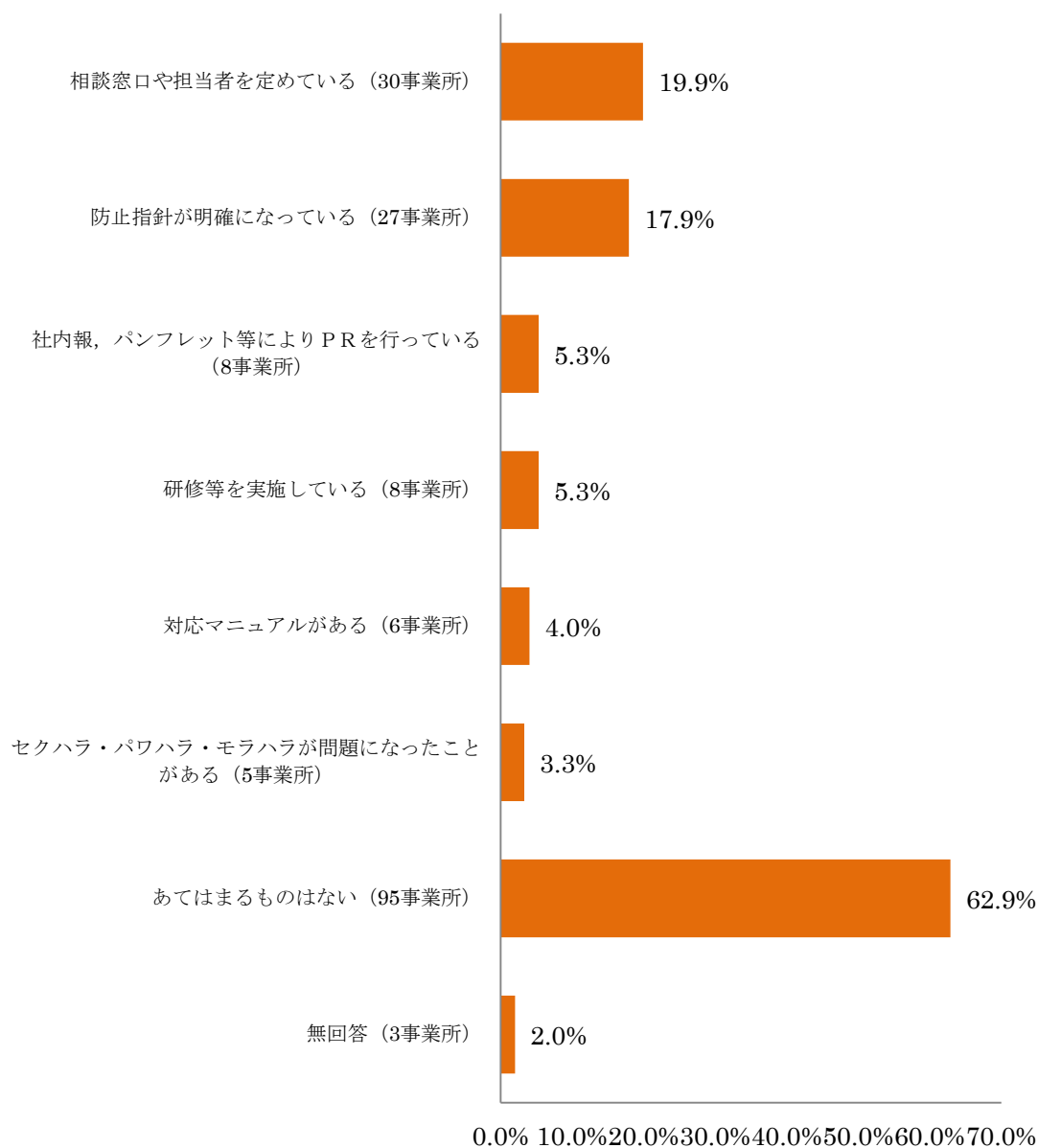
○セクハラ・パワハラ・モラハラ対策について

「あてはまるものはない」(62.9%)

設問9 セクハラ・パワハラ・モラハラ対策に関する質問では、「あてはまるものはない」が62.9%で最も多く、次いで多い順に「従業員からの相談、苦情に応じるための相談窓口や担当者を定めている」(19.9%)、「就業規則等により、セクハラ・パワハラ・モラハラ防止指針が明確になっている」(17.9%)と答えています。

図15 企業設問9 セクハラ・パワハラ・モラハラ対策について

n = 151 事業所

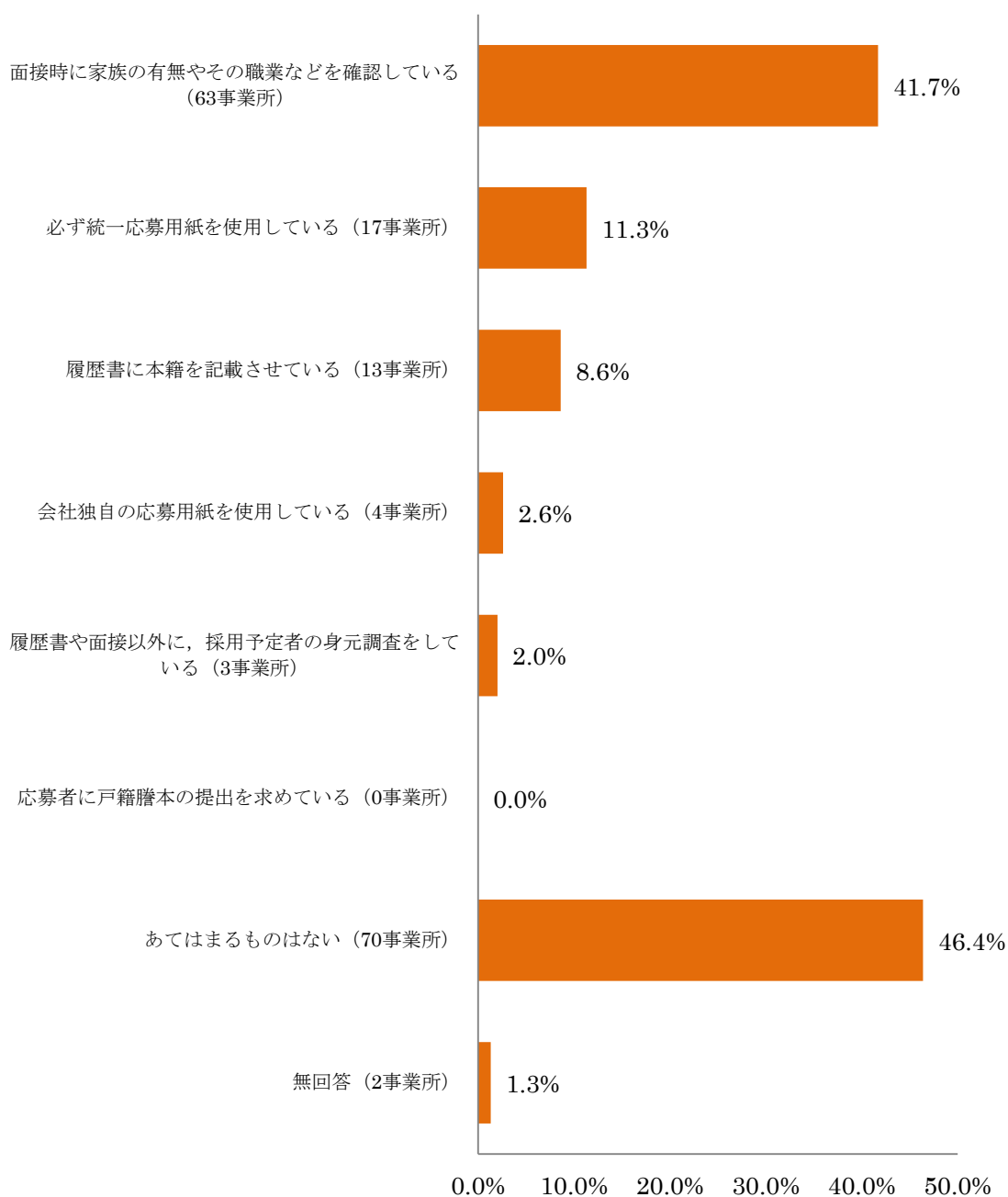


○従業員の募集時の対応について 「あてはまるものはない」(46.4%)

設問 10 従業員の募集時の対応に関する質問では、「あてはまるものがない」が 46.4%で最も多く、次いで多い順に「面接時に家族の有無やその職業などを確認している」(41.7%)、「必ず統一応募用紙を使用している」(11.3%)と答えています。

図 1 6 企業設問 1 0 従業員の募集時の対応について

n = 1 5 1 事業所

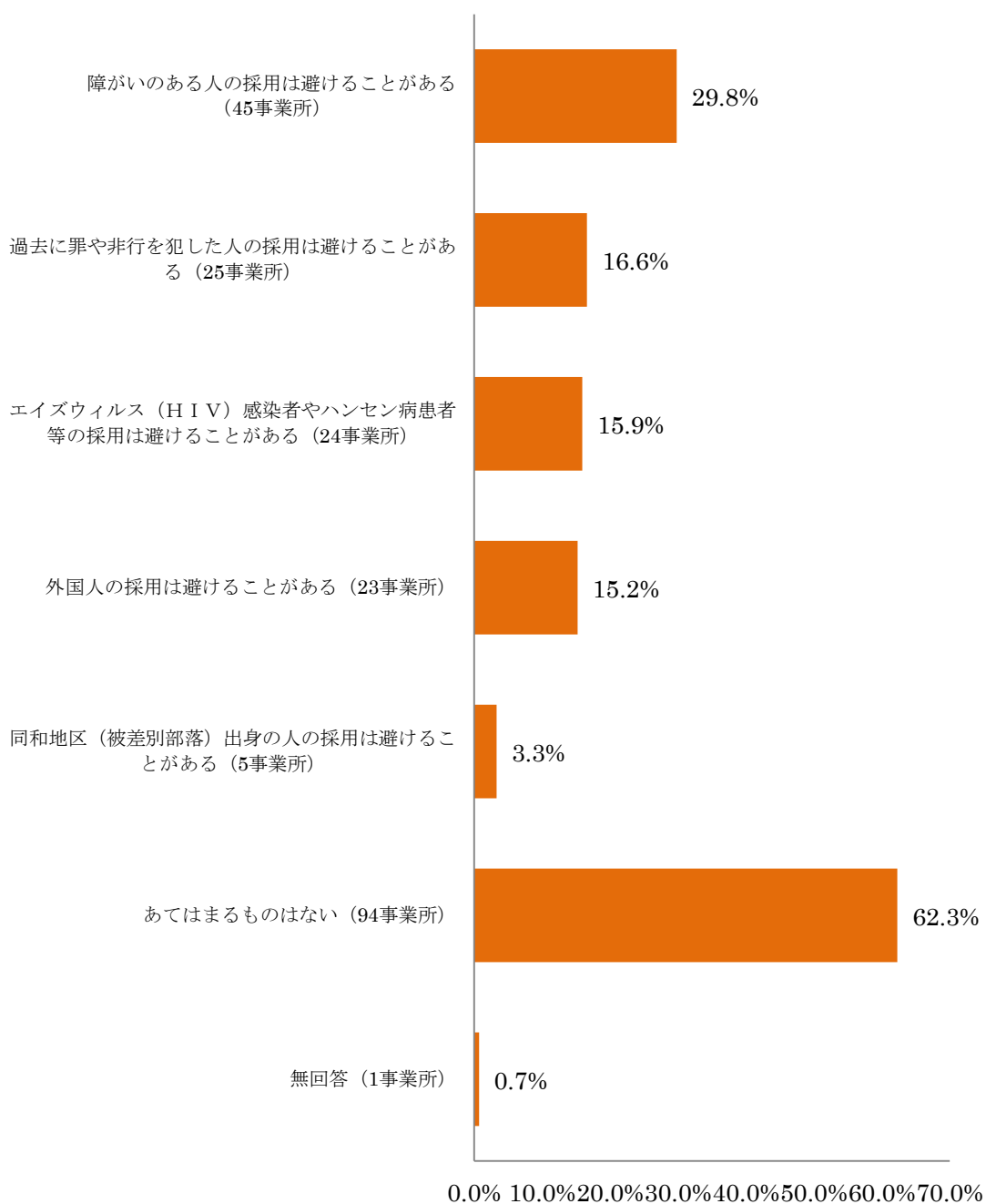


○従業員の採用選考について 「あてはまるものはない」 (62.3%)

設問 11 従業員の採用選考に関する質問では、「あてはまるものはない」が 62.3%で最も多く、次いで多い順に「障がいのある人の採用は避けることがある」(29.8%),「過去に罪や非行を犯した人の採用は避けることがある」(16.6%)と答えています。

図 1 7 企業設問 1 1 従業員の採用選考について

n = 1 5 1 事業所



○従業員の採用選考について

「避けることがある理由，受け入れられる条件」

設問 11-1 設問 1 1 で「採用を避けることがある」と答えた方に，採用選考において避ける理由と，受け入れることができる条件について聞いたところ，以下のように答えています。

○卸売・小売業

- ・実績がないため。【外国人，罪や非行を犯した人】
- ・当社では年中無休の勤務をしておりますので，一般の人（身体障がい者，知的障がい者）であれば，採用しております。今でも，心身障がい者も働いております。【障がいのある人】
- ・お客様のお宅への訪問販売，集金業務を主としているため，行動を管理しきれないため。【障がいのある人，H I V感染者等，罪や非行を犯した人】

○サービス業

- ・技術専門職のため，受け入れが困難。
【障がいのある人，同和地区出身者，外国人，H I V感染者等，罪や非行を犯した人】
- ・仕事の内容上，障がいがあるとできない。
【障がいのある人，H I V感染者等】

○建設業

- ・現場での仕事が多いため。
【障がいのある人，H I V感染者等，罪や非行を犯した人】
- ・従業員と一緒に仕事できないから。【障がいのある人】
- ・当社の作業内容には無理があるため【障がいのある人】
- ・現場監督等，障がいがある場合，業務上困難なことがある。また，外国人の場合，言葉の問題がある。いずれもコミュニケーション不足等による事故，災害を防ぐため。【障がいのある人，外国人】

○医療・福祉

- ・日本語が大丈夫であり，知識があれば。【外国人】
- ・診療所のため，現実的に採用は難しい。
【障がいのある人，外国人，H I V感染者等】

○製造業

- ・現場環境にマッチしない条件の人材は採用不可。【障がいのある人】
- ・面接時に協議要件に含めて確認している。【罪や非行を犯した人】
- ・工場内全ての部門にあてはまるとは思いますが、製造工程内には多数の大型設備（回転するもの）等もあり、事故等が懸念される。【障がいのある人】
- ・作業工程上、極めて語学力が必要となり困難である。相当、日本語が可能な方はこの限りでない。【外国人】
- ・作業によっては支障が生じる場合がある。事務系は比較的採用しやすい。
【障がいのある人】
- ・現場、体力を使う業務が主であり、また機械設備の有資格者でないとできないため採用を見送る場合あり。【障がいのある人】
- ・知的障がい、精神障がい者の場合、意思の疎通を図ることが困難なため。
【障がいのある人】
- ・職場の人たちの理解を得ることが困難なため。
【H I V感染者等、罪や非行を犯した人】
- ・受け入れ体制が整っていない。【障がいのある人】
- ・外国人の場合、国籍が日本国籍であり、尚且つ保証人（身元保証）が居る場合に限り採用している。【外国人】
- ・食料品（加工）が主たる業務のため。【H I V感染者等】
- ・弊社では危険物、可燃性高圧ガスを使用しており、作業内容の理解度、意思疎通度が低い場合、大きな事故につながる可能性が考えられるため。
【障がいのある人、外国人、罪や非行を犯した人】
- ・取り扱い品の性質上の問題があるため。
【障がいのある人、罪や非行を犯した人】
- ・研究・生産部門で適さないことがあるため。
【障がいのある人、H I V感染者等】

○運輸・通信業

- ・危険職であるため、本人がケガなどしないように。【障がいのある人】
- ・構内作業で大ケガをするおそれがあるので、採用しない。【障がいのある人】
- ・運送業のため、運転に支障がある者は採用をしない。【障がいのある人】
- ・バス・トラックのドライバーの仕事で、多数の命を預かり、安全をモットーにした仕事のため。【障がいのある人、外国人、H I V感染者等】

○電気・ガス・水道業

- ・現場での作業なので、身体に不自由のある人の採用は避けることがある
【障がいのある人】

○高齢者及び障がいのある人の労働について

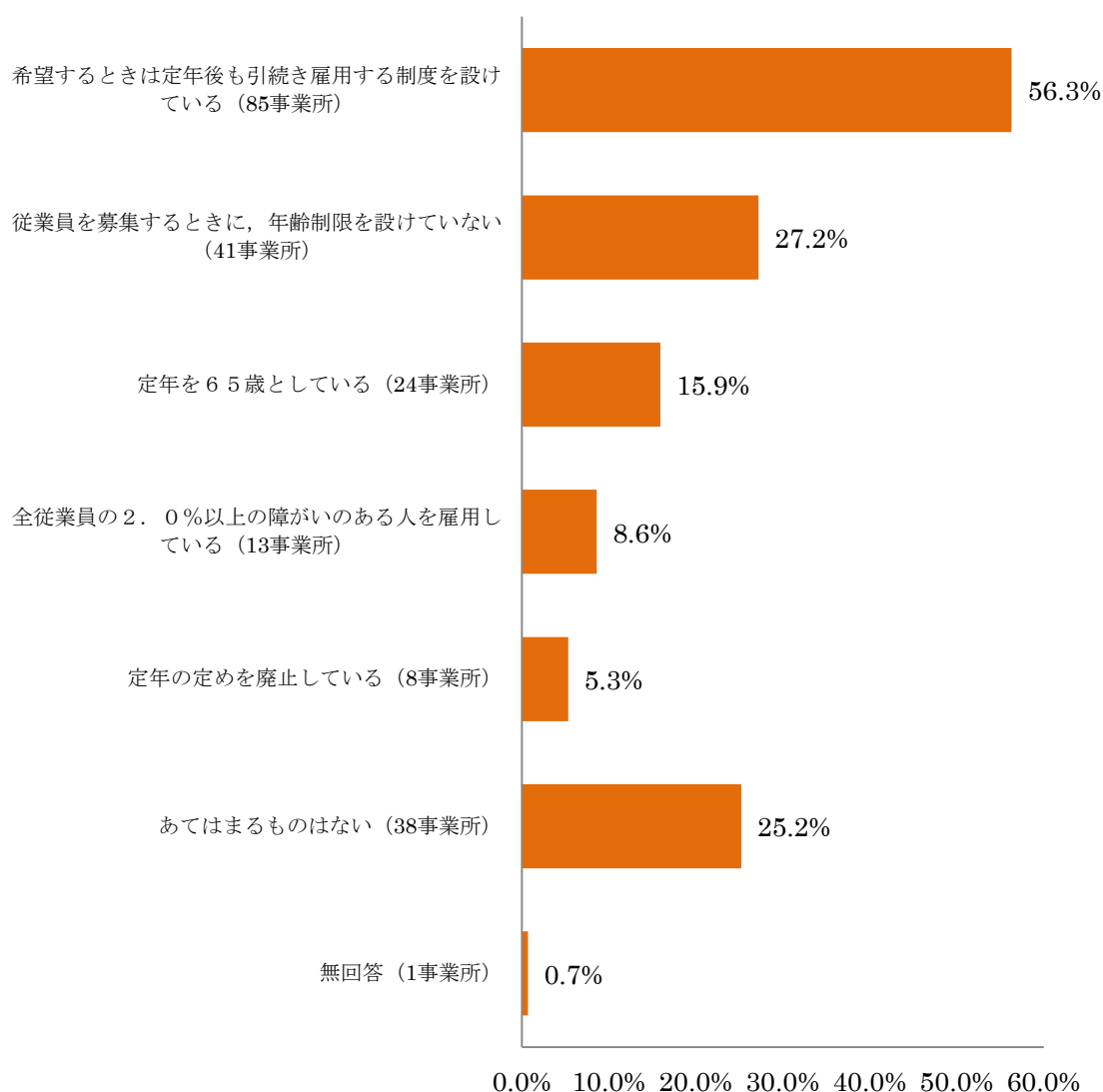
「高齢者の安定した雇用の確保のため、定年を迎える従業員が希望するときは、定年後も引き続き雇用する制度を設けている」(56.3%)

設問 12 高齢者及び障がいのある人の労働に関する質問では、「高齢者の安定した雇用の確保のため、定年を迎える従業員が希望するときは、定年後も引き続き雇用する制度を設けている」が 56.3%で最も多く、次いで多い順に「従業員を募集するときに、年齢制限を設けていない」(27.2%)、「あてはまるものはない」(25.2%)と答えています。

「全従業員の 2.0%以上の障がいのある人を雇用している」は 8.6%となっています。

図 1 8 企業設問 1 2 高齢者及び障がいのある人の労働について

n = 1 5 1 事業所

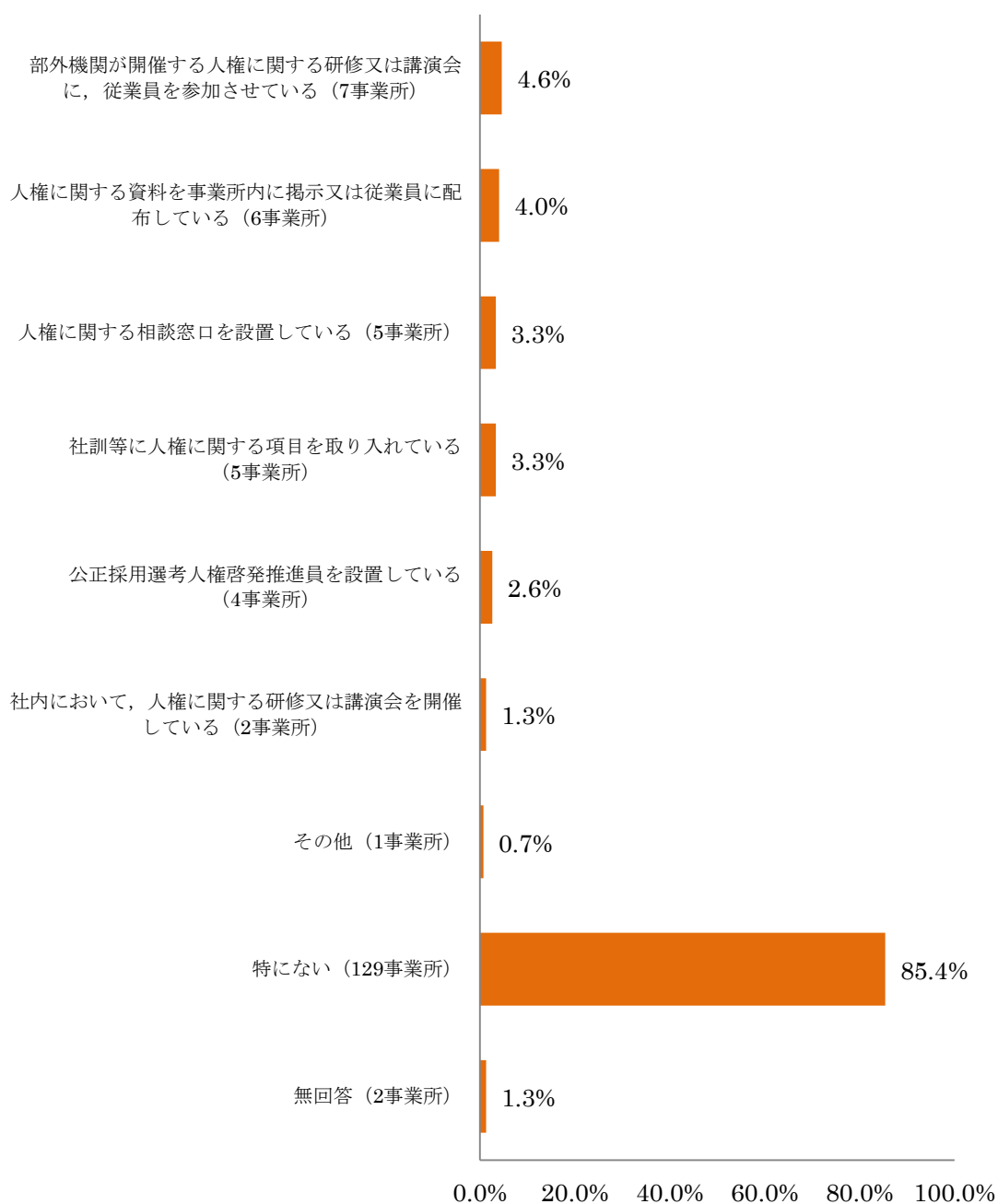


○従業員を対象とした人権問題全般への取組み 「特にない」(85.4%)

設問 15 従業員を対象とした人権問題全般への取組みに関する質問では、「特にない」が8割強を占めております。取組みとして最も多い「部外機関（行政等）が開催する人権に関する研修会又は講演会に、従業員を参加させている」は4.6%となっています。

図19 企業設問15 従業員を対象とした人権問題全般への取組み

n = 151事業所



○社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果

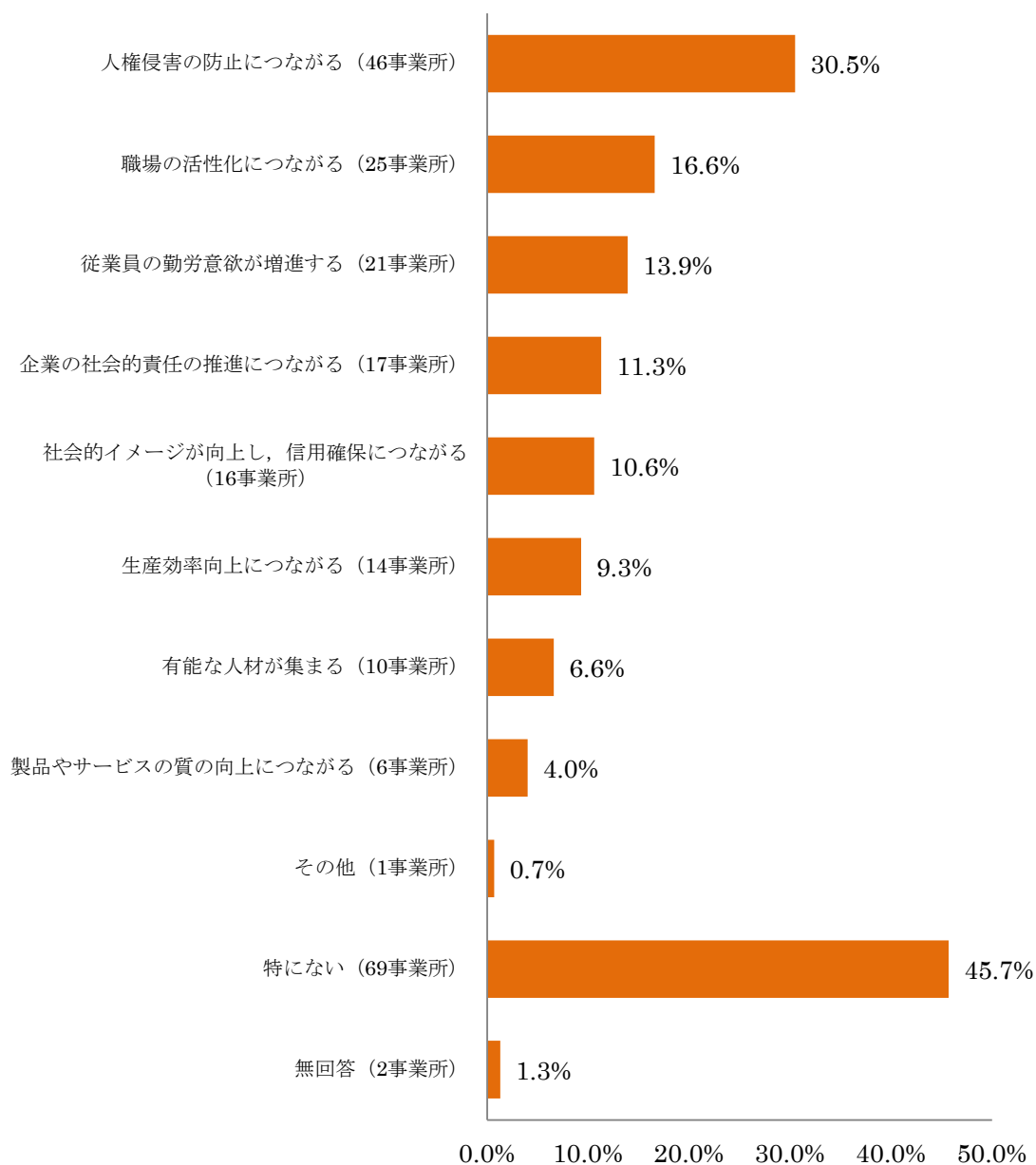
「特にない」(45.7%)

設問 16 社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果に関する質問では、「特にない」が45.7%で最も多く、次いで多い順に「人権侵害の防止につながる」(30.5%)、「職場の活性化につながる」(16.6%)、「従業員の勤労意欲が増進する」(13.9%)と答えています。

図20 企業設問16

社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果

n = 151 事業所



第2章 基本的施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

ア 発達段階に応じた人権教育の推進

学校教育においては、児童生徒それぞれの発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質を生かしながら、教育活動全体を通して人権の意義や大切さに気付かせ、人権尊重の意識を高めることにより、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることのできるような人権感覚を養う学習を推進します。

また、法務局や人権擁護委員とも連携し、人権教室を開催して児童の年齢に応じた学習を行ったり、人権作文の募集を通して生徒一人ひとりが人権について考える機会を設けたりするなど、学校教育における人権教育を支援します。

イ 学習内容及び指導方法の充実

学校教育の場において、学習内容や指導方法を人権教育の視点からとらえ、身近なことから取り上げたりすることで児童生徒に興味や関心を持たせ、自ら考えることができるように指導の工夫や資料の活用に取り組み、さらなる指導の充実を図ります。また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じて行われている人権教育を活かしていくとともに、一人ひとりを大切にしたい授業づくりを進めます。

ウ 指導者の資質向上

児童生徒一人ひとりの人権が尊重されるよう、指導者である教職員誰もが人権についての正しい理解のもと、自らの課題として人権意識を高めるとともに、積極的に取り組むことが大切です。

そのため、教職員が自らの資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識と指導力を身につけることができるよう、人権教育に関する研修機会と研修内容の充実に努めます。

(2) 社会教育における人権教育の推進

ア 家庭や地域での学習機会の充実

家庭や地域社会においては、他人を思いやる心や生命を尊重する心を大切にすることが重要です。各分野において実施する事業を通して、社会生活のさまざまな機会で、そうした広い人権に対する学習を提供します。

また、子どもにとって、家庭や地域社会は子どもの人間形成の基礎を育む重要な役割を担っているため、家庭や地域の人々が日常生活を通じ、公平・公正な態度をとることを子どもに示していくことが必要です。そのため、広く市民に対して人権に関する学習機会や情報の提供を図ります。

イ 生涯にわたる学習機会の充実

人権についての学習が地域社会に広がっていくよう、各種資料や情報を提供したり、公共施設を有意義に活用したりし、広く市民に対して人権に関する学習機会の充実を図ります。

また、市内外の人権に関する学習の機会の情報提供等、興味・関心に応じたさまざまな学習機会を生涯にわたって得られるよう努めます。

(3) 市民や企業への人権啓発の推進

ア 市民や企業への学習機会の提供

市民一人ひとりが人権に対して正しい知識を持ち、多様な価値観や考え方を受け止めることができるように、積極的に学習できる機会の提供に努めます。

また、企業も社会を構成する一員であるという考え方から、その活動には環境や人権への配慮など社会的責任を果たしていくことが重要となってきます。企業に対しても、さまざまなかたちで人権に関する情報や学習機会を提供していきます。

イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用

市民や企業関係者が人権尊重の理念について身近に感じ、その理解を深めていくことができるように、啓発方法の工夫を図ります。講演会等の人権に関する事業について、身近な課題や具体的な事例を用いるなど、内容の充実を推進します。また、人権に関するポスターや作品展示を活用したり、ホームページで啓発記事を掲載したりするなど、より効果的な啓発を進めます。

ウ 国や県、関係団体等との連携による啓発活動の充実

社会情勢に伴い多様化する人権問題に対応した啓発を推進していくため、国や県、近隣市町村、関係機関や団体、組織等のさまざまな啓発実施主体との連携強化を図っていきます。また、毎年12月4日から10日までの「人権週間」等の機会には、各所との連携により効果的な啓発を推進します。

2 相談及び支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権を侵害される恐れのある人に対する相談や支援活動は、人権教育や啓発と並んで、非常に重要な取組みです。相談体制や支援体制については、市をはじめとして国や県、各機関、団体等に、それぞれ相談窓口が設けられております。しかし、多様化する人権問題においては、その相談内容も広範多岐にわたります。そのため、各相談窓口が機能の充実を図るとともに、相互の連携の強化に努めます。また、各相談機関に関する情報を各広報媒体や市のホームページ等を活用して、積極的に情報提供していきます。

第3章 分野別施策の推進

1 女性の人権問題

(1) 現状と課題

女性の人権問題は、国際社会のなかでも強い関心が寄せられており、国連においても「女性差別撤廃条約」を採択し女性の権利を包括的に保障するなど、世界的に女性の地位向上を目指した活動を展開しています。

日本国内では、憲法に明記されている男女平等の理念に基づき、一人ひとりが性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題のひとつとして位置づけ、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。雇用分野においては、「雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等を、また、女性への暴力防止に向けた取組みとして「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等のさまざまな制度を整備しています。

常総市においても、平成19年（2007年）に「男女共同参画推進条例」を制定し、平成25年度に策定した「第2次常総市男女共同参画計画」を指針に、男女共同参画社会の実現を目指し、市、市民及び事業者が一体となり、積極的に男女共同参画の取組みを実施し、男女平等の社会づくりを進めております。

しかし、男女平等の理念に基づく女性の社会進出が進んでいるとはいえ、依然として方針の立案や決定過程への参画は十分とはいえず、この背景には男女の役割を固定的に捉える意識がいまだに社会に根強く残っており、それが女性の社会参加の妨げになっているということが伺えます。また、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やマタニティ・ハラスメント（マタハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の女性に対する暴力等の問題も女性の人権に関する重大な問題です。

人権に関する意識調査から、①職場における男女の待遇の違い、②男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること、③ドメスティック・バイオレンス、といったことが問題視されていることが分かりました。（図21 市民設問6）

また、家事や育児・介護などを両立できる環境の整備が必要と感じている人が多いことが分かりました。（図22 市民設問7）

常総市では、今後も、女性も男性も性別にとらわれずお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、豊かな人生を送ることができる社会の実現に向けた取組みを総合的、かつ計画的に推進していきます。

図 2 1 市民設問 6 女性に関する人権上の問題

n = 478人

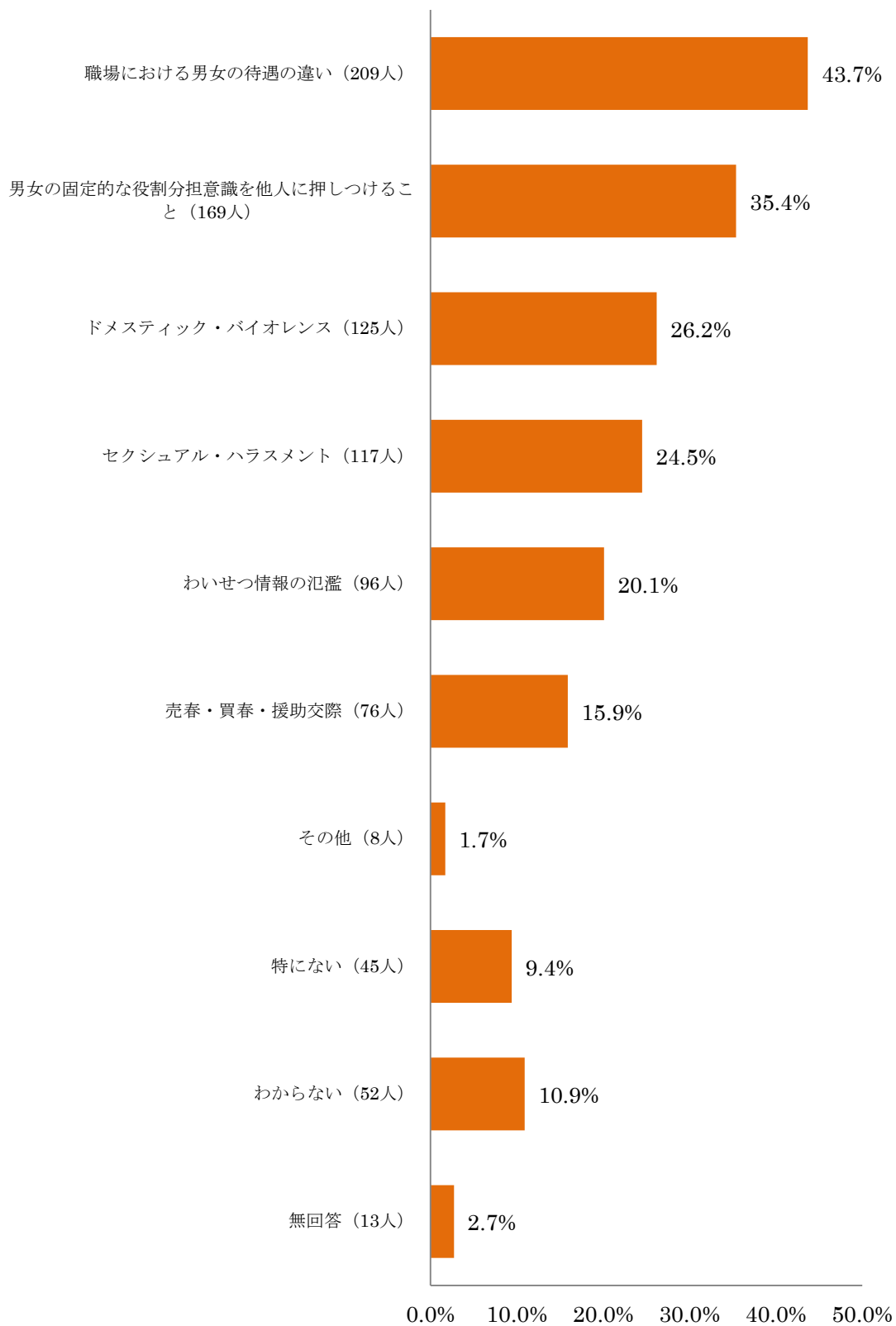
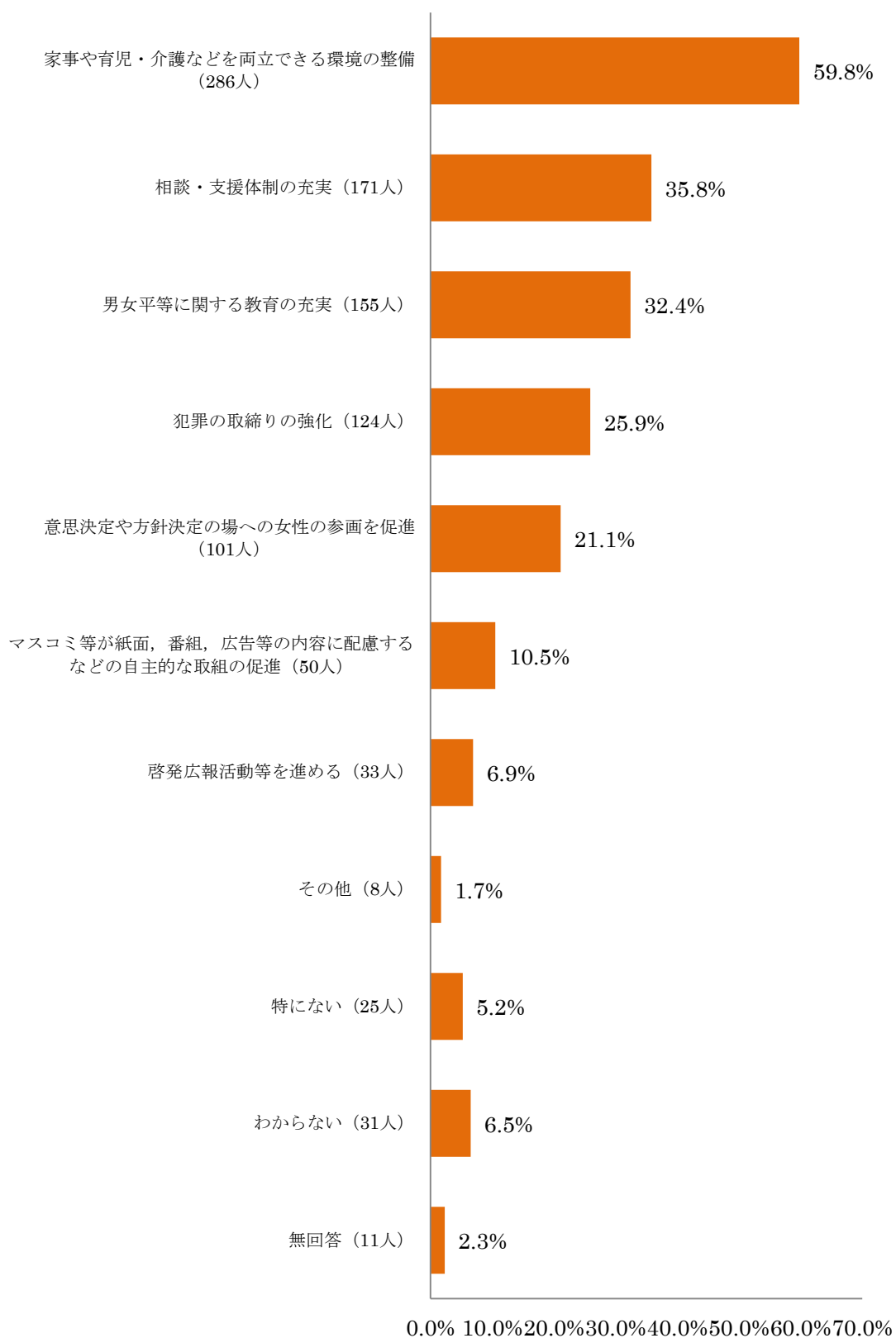


図 2 2 市民設問 7 女性の人権を守るために必要な対策

n = 478人



(2) 施策の基本的方向

ア 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

家庭，地域，職場，学校等，あらゆる場において，性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重できる意識づくりを促すため，さまざまな手法を用いて啓発の充実を図ります。

家庭における日常の家事などの役割分担を家族で話し合い，男女がお互いを思いやる意識を育むことや，地域や職場などで一方の性が優遇されていたり，固定的性別役割分担意識により自分の考え方や行動を規制されたりすることのない環境づくりを推進するため，男女共同参画広報紙「じょうそう」や各種講演会等において，啓発活動を展開していきます。

教育の場においては，社会的性差（ジェンダー）の影響が男女差別を引き起こさないために，人権意識や男女平等感を育てる学習機会を提供します。

また，近年，増加傾向にあるドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ），マタニティ・ハラスメント（マタハラ）などについても，正しい理解を促し，被害を未然に防ぐための啓発を実施します。

そして，関係課や関係機関との連携を強化し，女性相談窓口を始めとする各種相談体制の充実に努めます。

イ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

従来は女性の負担となってきた日々の育児や介護などの家事について，性別による役割分担意識を解消し，男女が協力して暮らしていくことを推進していくため，男性を対象にした家事参加を促す事業などを展開していきます。特に育児については，幼少期の経験が子どもの成長に大きく影響していくことから，男女ともに子育ての大切さを知る機会を提供したり，幅広く相談業務を実施したりし，支援体制を充実させていきます。

ウ お互いに支えあうための土台づくり

互いを支えあうために必要不可欠な心身の健康を維持していくために，どんな些細なことでも気軽に相談することのできる環境づくりや，相談内容に応じて柔軟な対応をとるための体制づくりを推進していきます。

2 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

国際社会においては、平成元年（1989年）に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもも一人の人間として最大限に尊重され、子どもが健全に成長する権利を守るための制度が整備されてきています。

我が国では、平成6年（1994年）にこの条約を批准し、子どもの人権や自由の尊重を促進するための施策を展開しています。年々多様化している子ども同士のいじめや、教育の場で発生する体罰、そして児童虐待や児童に対する性的搾取の問題など、子どもの人権をめぐる問題は、多岐に及んでおり、深刻性を増しています。

このようななか、常総市では、平成15年（2003年）に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「常総市次世代育成支援対策行動計画」を指針に、子どもと子育てを支援する施策を実施してきました。

また、学校教育の場では、児童生徒一人ひとりに対して適切な教育支援を行い、同時に相手の気持ちを考えて行動できる人権尊重の意識を育む学習を実施するなど、確かな人権感覚を身につけるためにさまざまな手法で取り組んでいます。

そして、子どもの人権を守るための取組みとして、他人の気持ちが分かる心を育むため、人権擁護委員による人権教室を実施したり、また保護者や教師に相談できないような悩みを受け付ける「SOSミニレター」を配布したりするなど、各関係機関と連携した取組みを実施しています。

地域のこれからの将来を担っていく子ども一人ひとりの人権が最大限尊重され、心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて、行政を始めとして、教育の場である学校、暮らしていく地域、子どもや保護者を支え共に歩む企業や団体、そして家庭等、あらゆる立場から、互いに連携を図り、地域全体で支えあっていくことが重要です。

人権に関する意識調査から、①「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手の嫌がることをしたりされたりするなど、いじめを行うこと、②子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしないこと、③いじめを見て見ぬふりをするなど、といったことが問題視されていることが分かりました。（図23 市民設問8）

また、子どもに他人への思いやりと命の大切さを教えること必要と感じている人が多いことが分かりました。（図24 設問9）

図 2 3 市民設問 8 子どもに関する人権上の問題

n = 478人

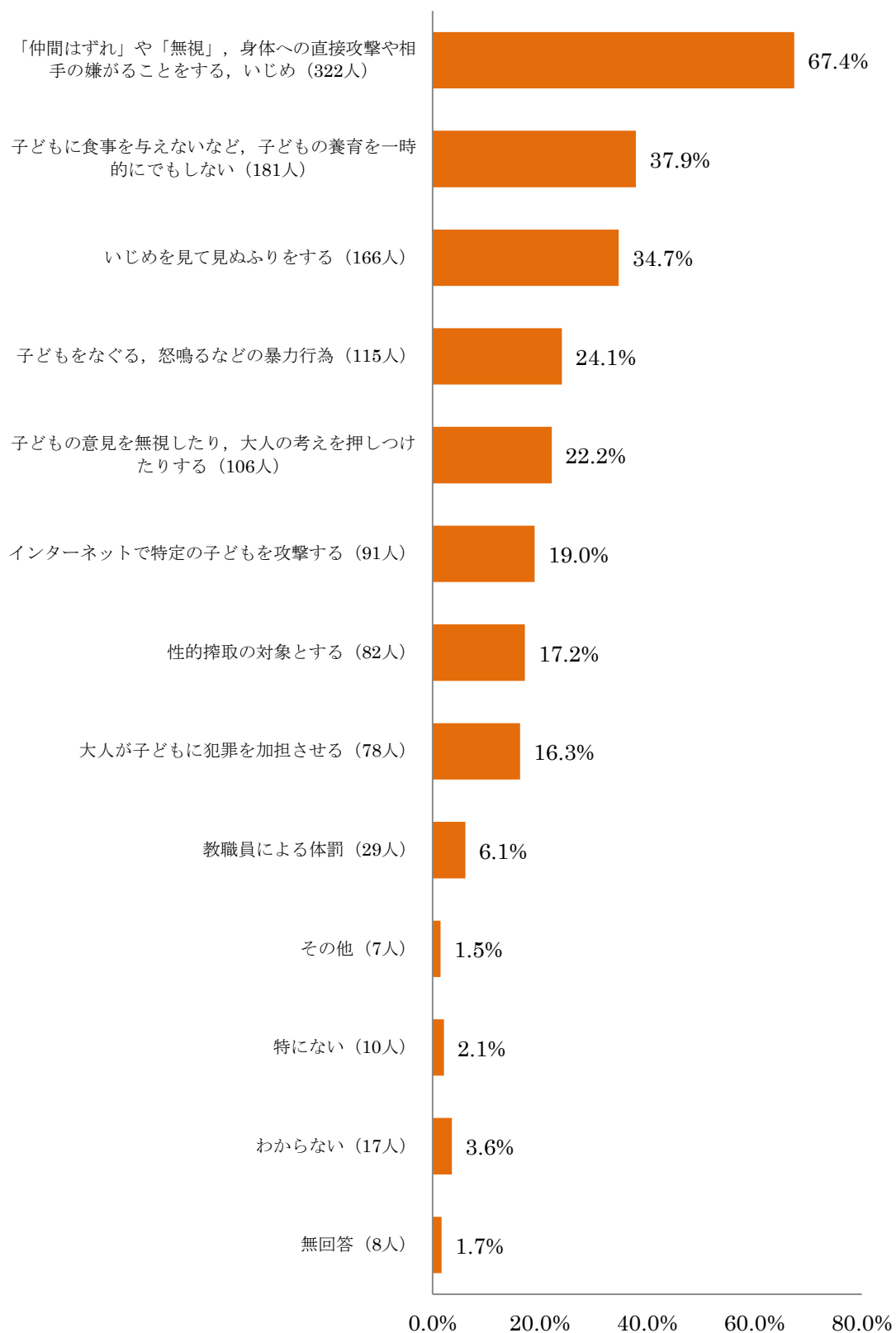
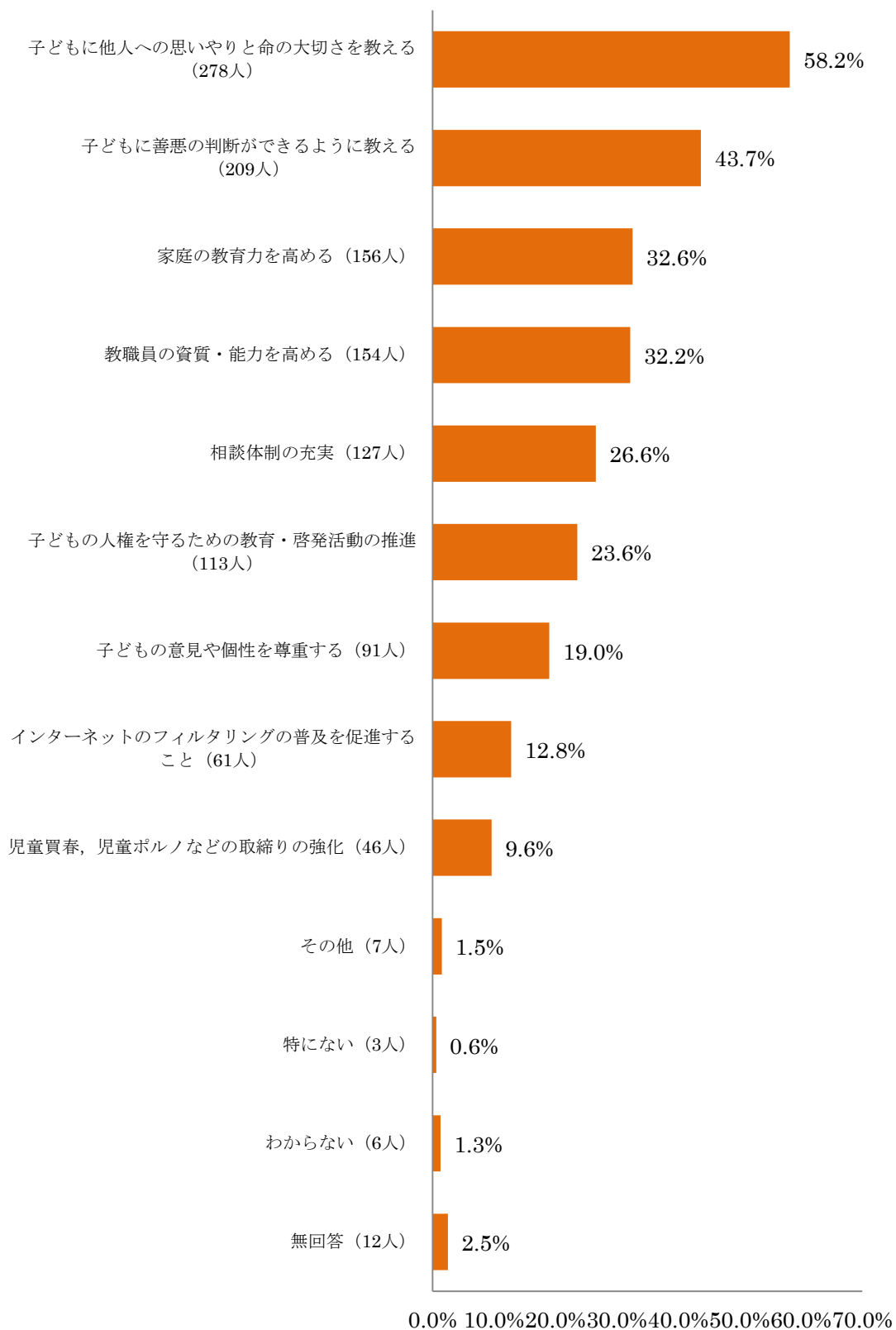


図 2 4 市民設問 9 子どもの人権を守るために必要な対策

n = 4 7 8 人



(2) 施策の基本的方向

ア 子育て支援の充実と健全な家庭環境づくり

子どもが健全に成長していくことのできる家庭環境を築いていくために、家庭、地域、学校、行政が連携し、きめ細やかに子育てを支援していくことで、保護者が抱えている悩みや不安を解消し、子どもにとって健全な家庭環境づくりを推進します。従来、女性に負担がかかりがちである子育てに対して、男性も積極的に参加するよう、男女共同参画の観点からもさまざまな取組みを実施します。

また、昨今、全国で大きな問題になっている虐待は、子どもに計り知れない苦痛と傷を負わせる深刻な問題です。虐待防止への対策として、各種相談や家庭訪問事業を実施したり、学校や家庭児童相談室などの関係機関と連携したりするさまざまな機会のなかで支援を進めていきます。そして、「子どもを守るネットワーク会議」等を開き、子どものおかれている環境を十分に把握することに努め、虐待の防止、早期発見、早期対応、問題の解決へ効果的な方策を推進します。

イ 人権尊重の精神と人権感覚を育む教育環境の充実

子どもにとって学校は勉学に励む場であるとともに、社会生活を体験する場であり、大人への成長過程で非常に重要な役割を持っています。そのため、一人ひとりの人格が認められ、権利侵害を受けることなく、人権が最大限に尊重される場である必要があります。

現在、深刻な社会問題として議論されている子ども同士のいじめ、教職員からの体罰、さまざまな状況に起因する不登校や引きこもりなど、多くの課題が山積しています。特にいじめは、多様化しており、情報通信機器が介在してきたことにより、インターネットを起因とするいじめが発生するなど、陰湿化しています。こうした問題を解決していくため、お互いを尊重する意識を養い、「生きる力」を育むことのできる教育環境を整備していきます。

ウ 子どもが安全に安心して暮らすことのできる地域社会への支援

子どもたちが豊かな心を育み、権利を侵されることなく一人の人間として尊重され、そして確かな人権感覚を身につけ、健やかに成長していくために、家庭と学校に加え、地域社会、各々の職場や関係する諸団体などあらゆる組織と連携した取組みを推進します。

3 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

我が国においては、少子化などの理由から総人口が減少していくなかで、高齢者の人口は上昇し続けており、社会の高齢化が急速に進展していくことが見込まれております。

常総市では、平成27年11月1日現在、人口64,615人に対して65歳以上の人口は17,083人となっております。平均寿命の伸長による高齢者数の増加に伴い、介護が必要になる人や認知症の患者の数も増加傾向にあります。そうした現状を踏まえ、市では介護が必要に状態になってしまうことを可能な限り防止することや、介護が必要な方の重度化を防止するために、地域でボランティアとして活動されている介護予防推進員と連携した介護予防教室等を通じて、介護予防の基礎知識を普及・啓発するなど、介護予防のための事業を展開しています。

高齢者の数が増加していくなかで、高齢者の人権に関する課題も多岐にわたり生じてきます。介護施設等において、身体的や心理的な虐待を受けることや、家族等により財産を無断で処分されてしまう経済的虐待の問題、そして近年増加している悪徳商法の被害の増加などが挙げられ、近年、大きな社会問題になっています。高齢者に対する虐待の防止と家族介護者の負担軽減を目的とし、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、高齢者やその介護者が住みやすい社会の実現に向けて、さまざまな対策がとられています。

高齢者に対する正しい理解を促進し、互いに協力しながら、住み慣れた地域で生きがいを持って生活していけるような社会づくりのための施策が求められます。

人権に関する意識調査から、①経済的に自立が困難なこと、②働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、③悪徳商法や振り込め詐欺の対象とされやすいこと、といったことが問題視されていることが分かりました。(図25 市民設問10)

また、高齢者が自立して生活しやすい環境にすることが必要と感じている人が多いことが分かりました。(図26 市民設問11)

図 2 5 市民設問 1 0 高齢者に関する人権上の問題

n = 4 7 8 人

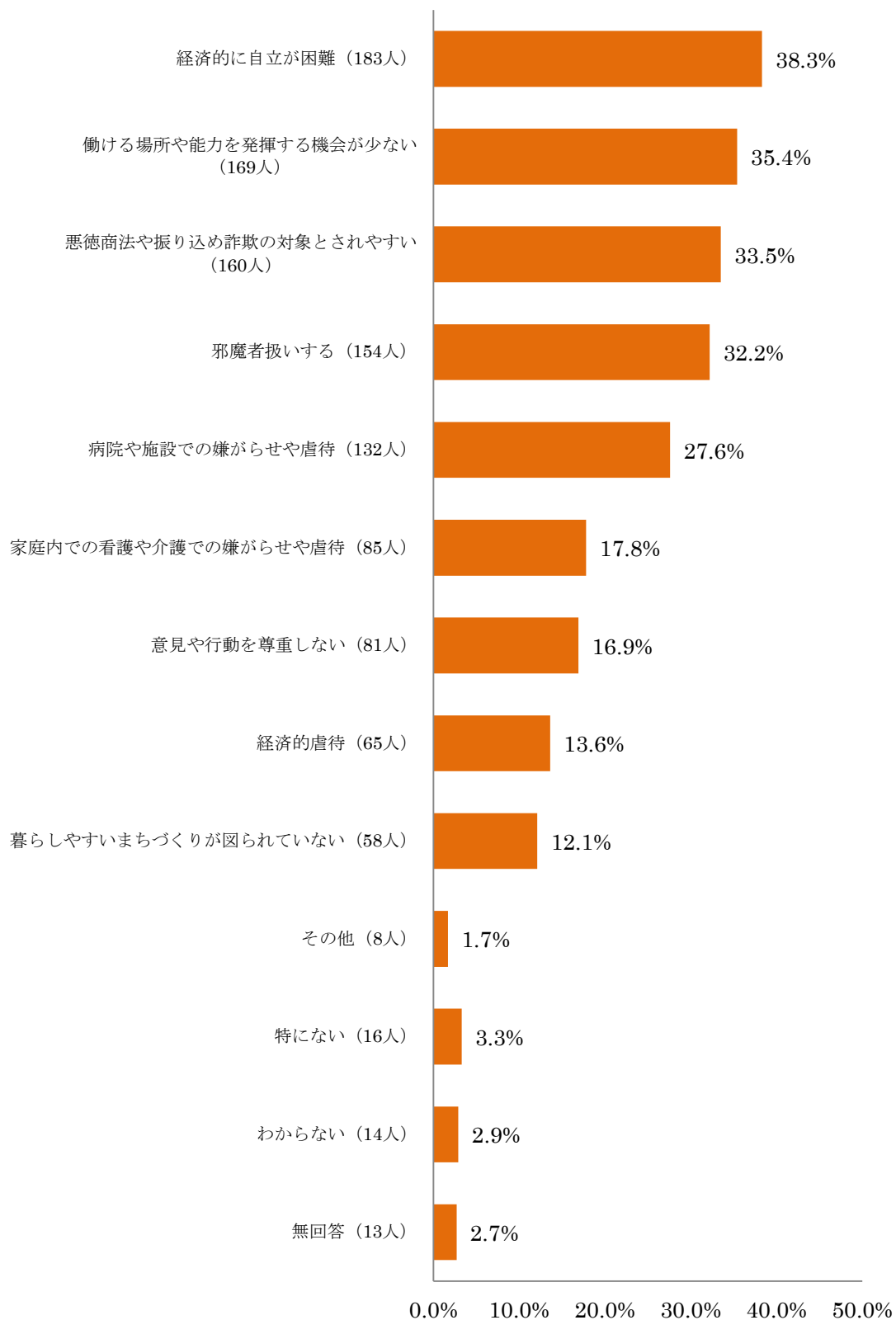
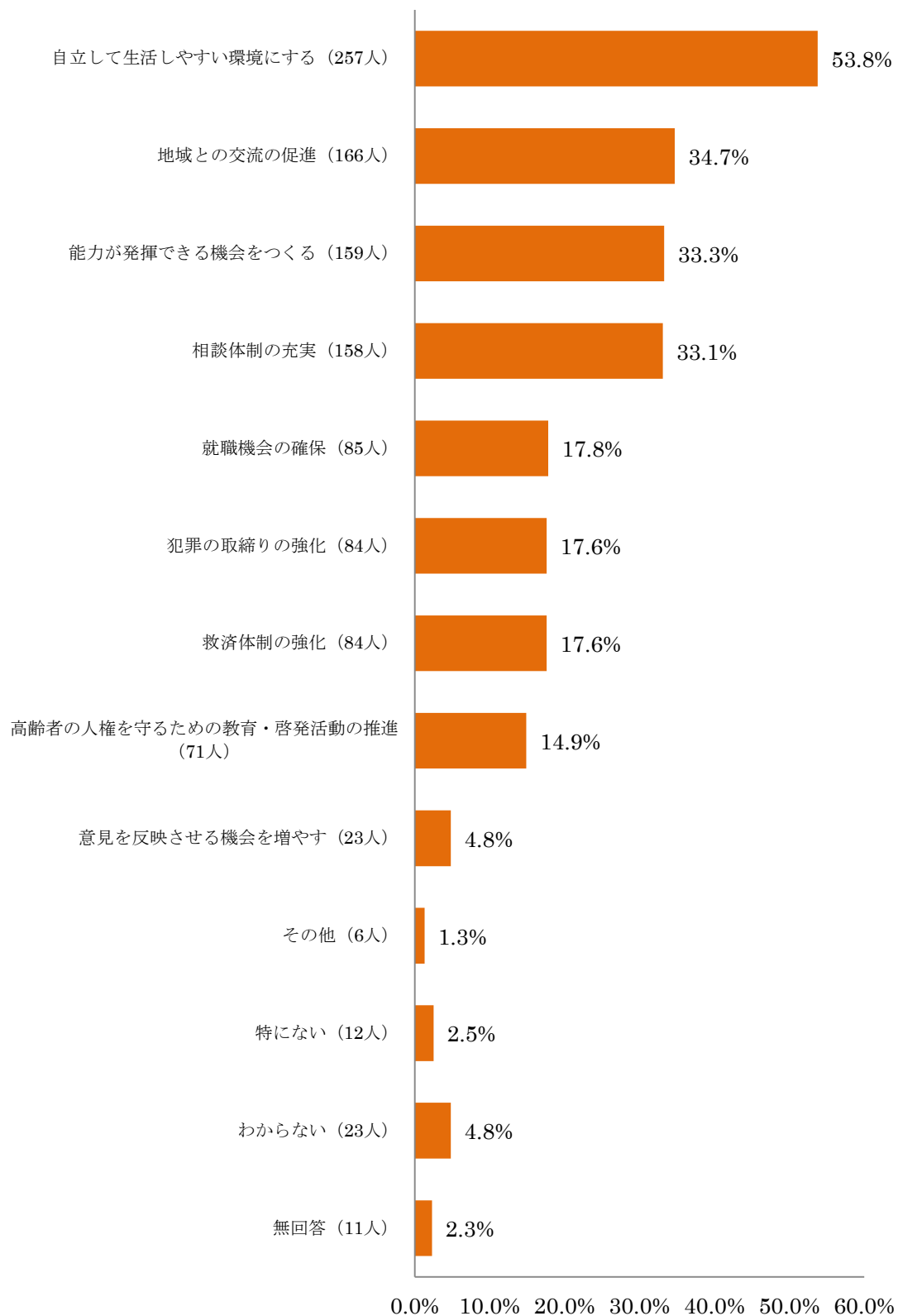


図 2 6 市民設問 1 1 高齢者の人権を守るために必要な対策

n = 4 7 8 人



(2) 施策の基本的方向

ア 高齢者虐待の予防・早期発見・対応

家庭や介護施設等における高齢者に対する虐待は、その潜在性から発見されにくい傾向にあり、対応が非常に困難です。大きな社会問題となっている高齢者虐待を未然に防ぐのはもちろんのこと、少しでも早く発見することと、それに対し迅速に対応することが求められます。

高齢者に対する虐待には、「身体的虐待」、「介護・世話の放任・放棄（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」といったものに加えて、本人に無断で年金や預貯金を引き出したり財産を処分したりする「経済的虐待」が近年では増加しています。虐待の対応には早期発見が不可欠であることから、地域包括支援センターが中心となり、広い視野を持って対応していきます。

イ 権利擁護事業の推進

認知症等により、判断能力が不十分な高齢者に対し、日常生活における契約や財産管理等の権利擁護を行うために、成年後見人制度や日常生活自立支援事業の一層の周知を図るとともに、相談体制を充実させ、高齢者の権利擁護事業を推進します。

また、年々増加している悪徳商法等の消費者被害を防ぐため、地域包括支援センターと消費生活センターが連携しながら、啓発事業を推進するなど支援策を展開していきます。

ウ 地域支援事業及び相談体制の充実

高齢者が住み慣れた地域において、生きがいを持ちながら、いきいきと安心して暮らし続けていけるよう、高齢者の尊厳保持と自立支援を基本理念とし、総合的に施策を推進していくことが重要です。そのために、それぞれにふさわしいサービスの提供や基盤整備の充実、地域包括ケアシステムの基盤強化、医療分野と介護分野の役割分担と連携強化などを基本的な視点として、地域包括支援センターを中核としながら、各関係機関と連携を強化し、事業を推進していきます。

4 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

我が国では、「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指し、障がいのある人の「自立及び社会参加の支援等」を基本理念とした「障害者基本法」に基づいてさまざまな障がい者福祉の施策を展開しています。日々変化する社会情勢に対応し、法律の改正や制度の見直し等を随時実施しています。

常総市においても、「常総市障がい者プラン」を指針に、障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら、安心して自立して暮らしていけるよう、さまざまな施策を進めております。

障がいのある人については、「バリアフリー」や「ノーマライゼーション」といった考え方は徐々に社会に浸透してきましたが、障がいや障がいのある人に対する誤解や、特別な目で見える差別や偏見等といった心理的な問題は解消されておらず、周囲の正しい理解を促進する必要があると言えます。

また、障がいのある人の雇用・就労については、働く場の確保が社会参加につながる重要な機会となることから、働くことについてのニーズに対応した雇用・就労への支援策を提供するとともに、障がいの状況に応じて、必要な訓練や指導の充実を図る必要があります。

そして、「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年（2012年）10月に施行されたことに伴い、障がいのある人に対しての虐待に関する相談や通報等の窓口として、「障がい者虐待防止センター」を開設し、虐待の防止や早期発見、早期解決に努めています。障がいのある人に対する虐待は、家庭内で家族等の擁護者によるものや、入所や通所している施設の従事者によるもの、職場内で起こるものなど、さまざまなケースがあります。そうしたなかで、虐待の被害から救済するためには、地域の人々を含めた、あらゆる人々の協力が不可欠であり、今後も障がいのある人に対する正しい理解を促進するための取組みを推進する必要があります。

人権に関する意識調査から、①働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、②差別になるような発言をすること、③人権を侵害するような行動をすること、といったことが問題視されていることが分かりました。（図27 市民設問12）

また、障がいのある人が自立して生活しやすい環境にすることが必要と感じている人が多いことが分かりました。（図28 市民設問13）

図 2 7 市民設問 1 2 障がいのある人の人権上の問題

n = 4 7 8 人

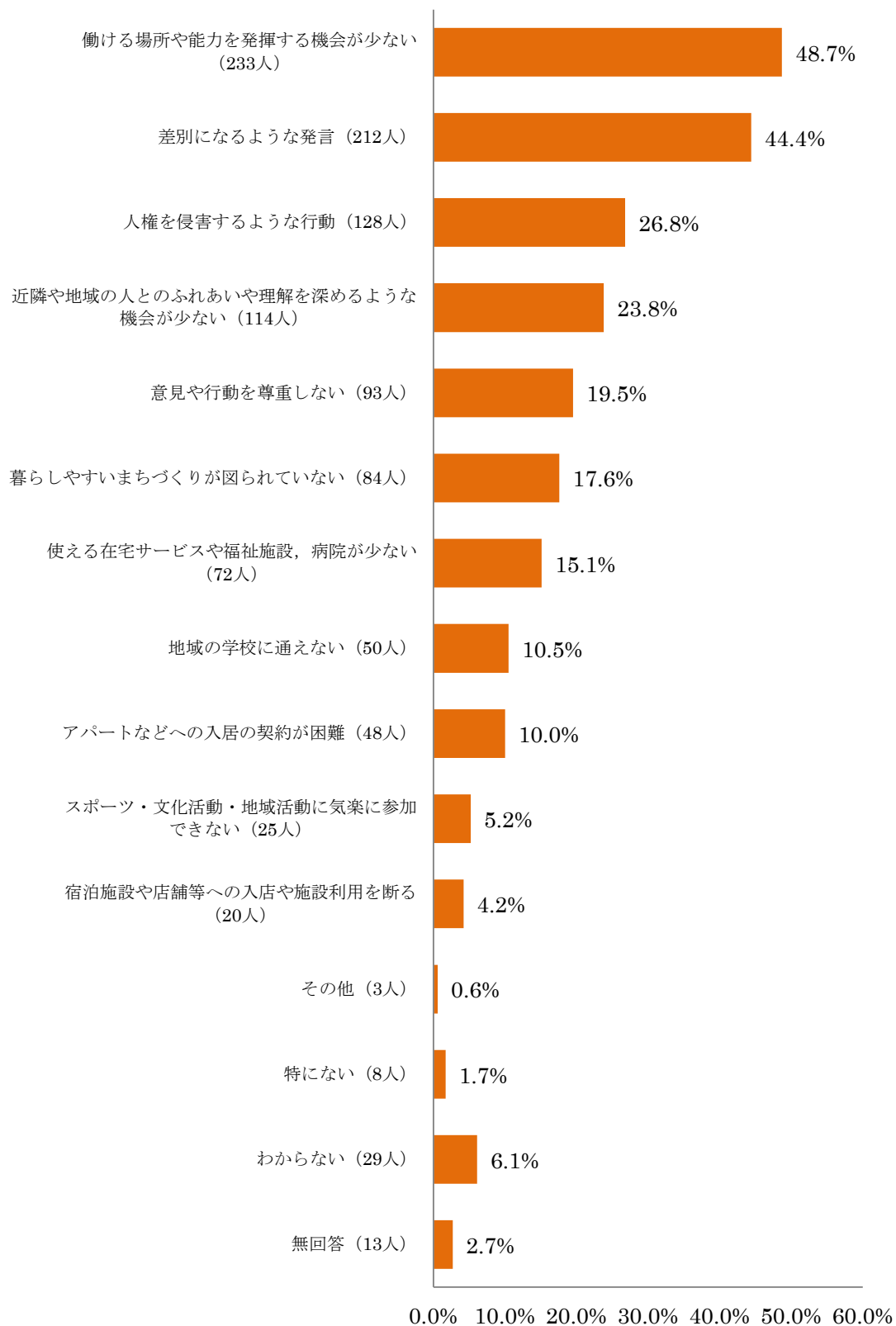
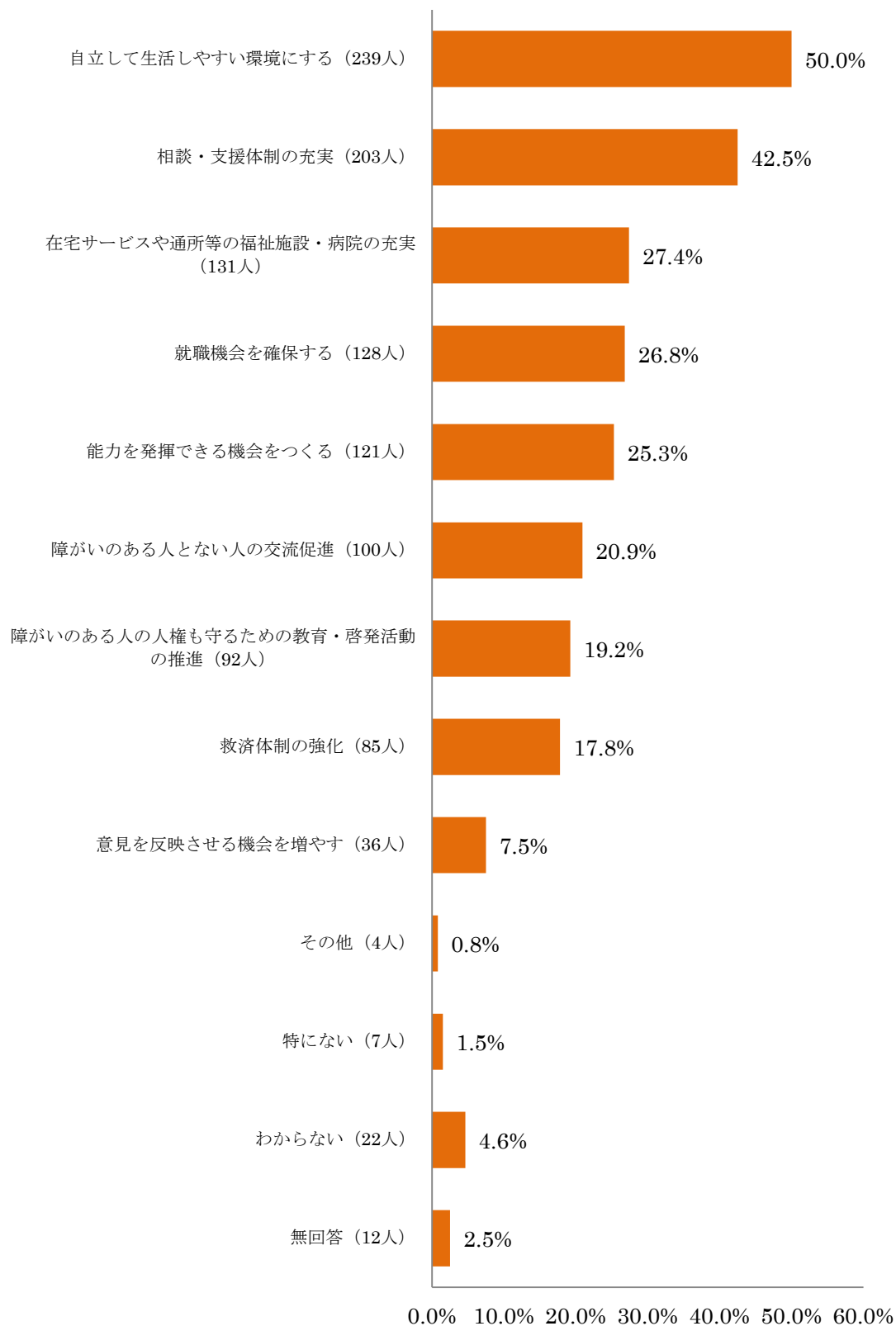


図 2 8 市民設問 1 3 障がいのある人の人権を守るために必要な対策

n = 4 7 8 人



(2) 施策の基本的方向

ア 障がいのある人に対する正しい理解の促進

障がいのある人もない人も、あらゆる人々が安心して自立した暮らしができる、誰にとっても住みよい地域社会を実現するためには、誰もがお互いにお互いの個性を尊重し支え合うことが大切です。そのために、障がいに対する正しい理解のための啓発活動や広報活動を展開していきます。

障がいのある人も生きがいを持って過ごすことができるよう、心のバリアフリーの推進とともに、「物理的バリア」、「制度的バリア」、「心理的バリア」、「情報バリア」の4つの分野を解消するための施策を実施し、障がいのある人の社会参加を支援します。

そして、あらゆる年代に対応した施策を進めるとともに、特に障がいのある子どもについては、社会性や豊かな人間性を育成するため、教職員等の理解を深め、学校生活などをきめ細やかにサポートします。

イ 権利擁護の促進と自己決定の尊重

ノーマライゼーションの理念のもとで、障がいの有無にかかわらず、誰もが自立と自己決定を基本として、対等にあらゆる活動に参加し、暮らすことができる地域社会の構築を進めます。そのために、その人が必要とする障がい福祉サービスを円滑に利用できるよう情報提供等を一層充実させるとともに、誰もが暮らしやすい社会づくりのための基盤整備に努めます。

また、障がいのある人の権利擁護のため、成年後見人制度についても適切な利用を促進します。そのほかにも、不当な消費者犯罪等にまきこまれないよう消費生活センターとも連携した啓発も実施していきます。

ウ 相談や支援に対する制度の充実

安心した毎日を過ごすことができるよう、障がいのある人やその家族への支援を提供していきます。些細なことでも相談することができるよう、初期相談の窓口を分かりやすくするとともに、関係する各機関等と連携しながら、地域での生活を支えていきます。

5 同和問題にかかわる人権問題

(1) 現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造に基づく身分的差別により、「被差別部落」や「同和地区」と呼ばれた地域の出身であることやそこに居住しているということを理由に人権を侵害されるという、日本固有の重大な人権問題です。

この問題の解決を図るために、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」を踏まえ、国は昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり特別措置法を制定し、平成14年（2002年）3月に「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまで33年間、特別措置法に基づく特別対策を中心に、同和地区の生活環境等の安定向上を図るための関係諸施策を地方公共団体とともに推進してきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

平成8年（1996年）に地域改善対策協議会から国に出された「意見具申」においては、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」とされており、また、平成13年（2001年）に茨城県同和対策審議会から県に出された「意見具申」のなかでは「就労・産業、教育・啓発など残された課題の解決を図っていく必要がある。」「差別意識の解消をはじめ同和問題の残されたさまざまな課題が解決されるよう、より一層の効果的な取組みが推進されることを切望する」とされています。

平成14年（2002年）3月に特別措置法が失効となり、特別対策としての施策は終了いたしました。同和問題に関する差別意識や偏見が残っていることによる、結婚における差別、差別発言や差別落書きなどの問題や、同和問題の解決を阻害する大きな要因の一つである「えせ同和行為」などの問題が現在でも存在し、こうした残された課題に対し、一般対策として取り組んでいく必要があります。

市では、同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもと、国や県、関係機関や団体、組織等と連携し、取り組んできました。同和問題の解決を行政の重要課題と位置づけ、特別対策により実施してきた生活環境の整備については改善されてきましたが、心理的差別の解消には、偏見や差別をなくす人権教育及び人権啓発をより一層推進する必要があります。

す。今後も同和問題を重要な人権課題のひとつとしてとらえ、同和問題に起因する人権侵犯事件の実態や、同和問題の歴史的背景を含めた、同和問題についての正しい理解を深め、差別意識や偏見を生まないために、さまざまな施策を推進していきます。

人権に関する意識調査から、①結婚問題で周囲が反対すること、②地域社会で不利な扱いをすること、③人権を侵害するような発言や行動をすること、ということが問題視されていることが分かりました。(図29 市民設問17)

また、市民一人ひとりが正しい理解を深めることが必要と感じている人が多いことが分かりました。(図30 市民設問18)

図29 市民設問17 同和問題にかかわる人権上の問題

n = 328人

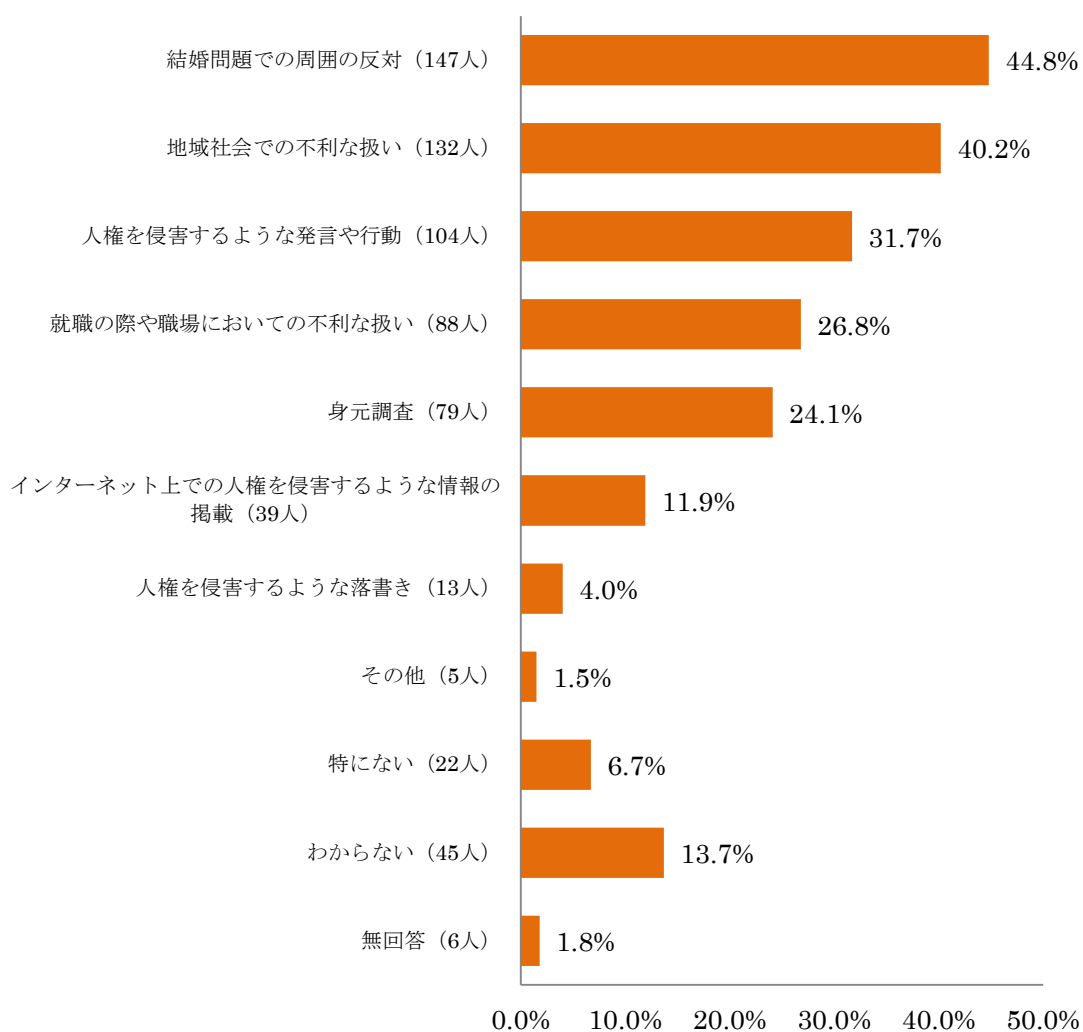
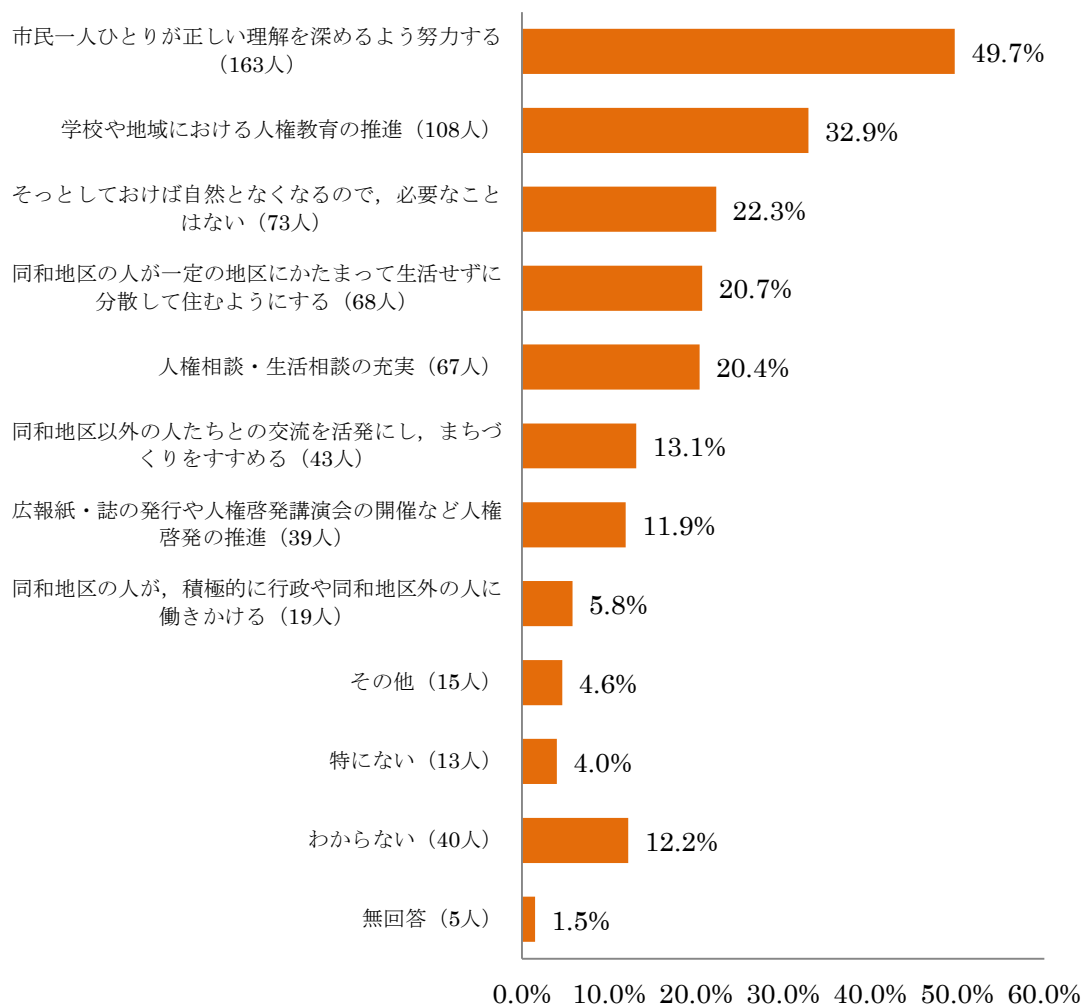


図30 市民設問18 同和問題を解決するために必要な対策

n = 328人



(2) 施策の基本的方向

ア 人権侵害を未然に防ぐための教育・啓発の推進

人権侵害を未然に防ぐため、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育や啓発については、これまで積み上げられてきた成果を踏まえながら、同和問題を重要な人権課題としてとらえて取り組んでいきます。

市民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別のない社会を実現するために、研修会や講演会等といった各種事業を工夫しながら展開し、効果的な教育や啓発に努めます。

イ 就労や産業に関する相談支援

同和問題の解決に向けて、住民の自主的な努力を支援していきます。市が委嘱している生活相談員による生活相談や、隣保館とハローワークの連携により実施している就労相談等を通して、就労や産業に関する相談を支援いたします。

また、公正な採用による就職の機会均等と人権問題についての正しい理解と認識が必要であるため、企業に対して、就職差別を発生させないよう意識啓発を推進します。

ウ 隣保事業の推進

常総市の隣保館である「きぬふれあいセンター」の管理運営を通し、地域社会の人権啓発や住民交流の拠点となる事業を実施していきます。同和問題を始めとする各人権問題に対する正しい理解を広めるとともに、さまざまな事業を通して、地域の積極的な交流を促進します。

また、地域に寄り添う隣保館として、市で委嘱した生活相談員による生活相談を行い、総合的な支援を実施していきます。

エ えせ同和行為の排除

同和問題の解決のために取り組んでいるという名目で、会社や個人、行政機関などに高額な図書を売りつけたり、不当な寄付を募ったりするなどして、利益や利権を得ようとする「えせ同和行為」は、同和問題に対して誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻害している問題です。関係機関や団体と連携を図り、えせ同和行為の排除に向けた取組みに努めます。

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

人・もの・情報・サービスなどのグローバル化の流れが急速に進展し、本格的な国際社会を迎えたことに伴い、我が国には多くの外国人がさまざまな国や地域からさまざまな目的をもって来日し、同じ地域社会で暮らすようになりました。外国人市民も地域社会を構成するかけがえのない一員であると認識し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人がお互いに認めあい、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現が求められています。

多様な文化を持つ人々が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方で、多くの外国人が地域で生活していくなか、言語や宗教、習慣等の違いから、意思疎通がうまくできずに誤解が生まれ、社会生活上のルールが理解されないなどの日常生活でのトラブルが発生したり、外国人であるがゆえの偏見や差別により、時には深刻な人権問題に発展したりするなど、さまざまな問題が生じています。

常総市には平成27年11月1日現在、39カ国、3,800人を超える外国籍の人々が暮らしています。国籍別では、ブラジル、フィリピン、中国の順で多く、なかでもブラジル出身の方が全体の4割以上を占めています。このようななか、市ではポルトガル語通訳を配置し、行政手続や生活するうえでの相談等の支援を実施しています。また、行政情報の発信においても配慮を行い、英語のみならず、ポルトガル語での発信にも努めています。そして、国や県、NPOなどさまざまな組織・団体が実施している事業についての情報提供も積極的に推進しており、外国籍の方々が生活するうえで、より住みやすい街づくりを推進しています。

習慣や文化、価値観等の違いに対する理解不足による偏見や差別意識が生じることのないよう、地域社会のすべての外国人と日本人とが心豊かに暮らし、互いが尊重され、豊かな人間関係が構築されるような社会の実現に向けた方策の展開が必要です

人権に関する意識調査から、①風習や習慣等の違いが受け入れられないこと、②差別になるような発言をすること、③近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと、といったことが問題視されていることが分かりました。(図3-1 市民設問19)

また、理解を深める教育や啓発を進めることが必要と感じている人が多いことが分かりました。(図3-2 市民設問20)

図 3 1 市民設問 1 9 外国人に関する人権上の問題

n = 4 7 8 人

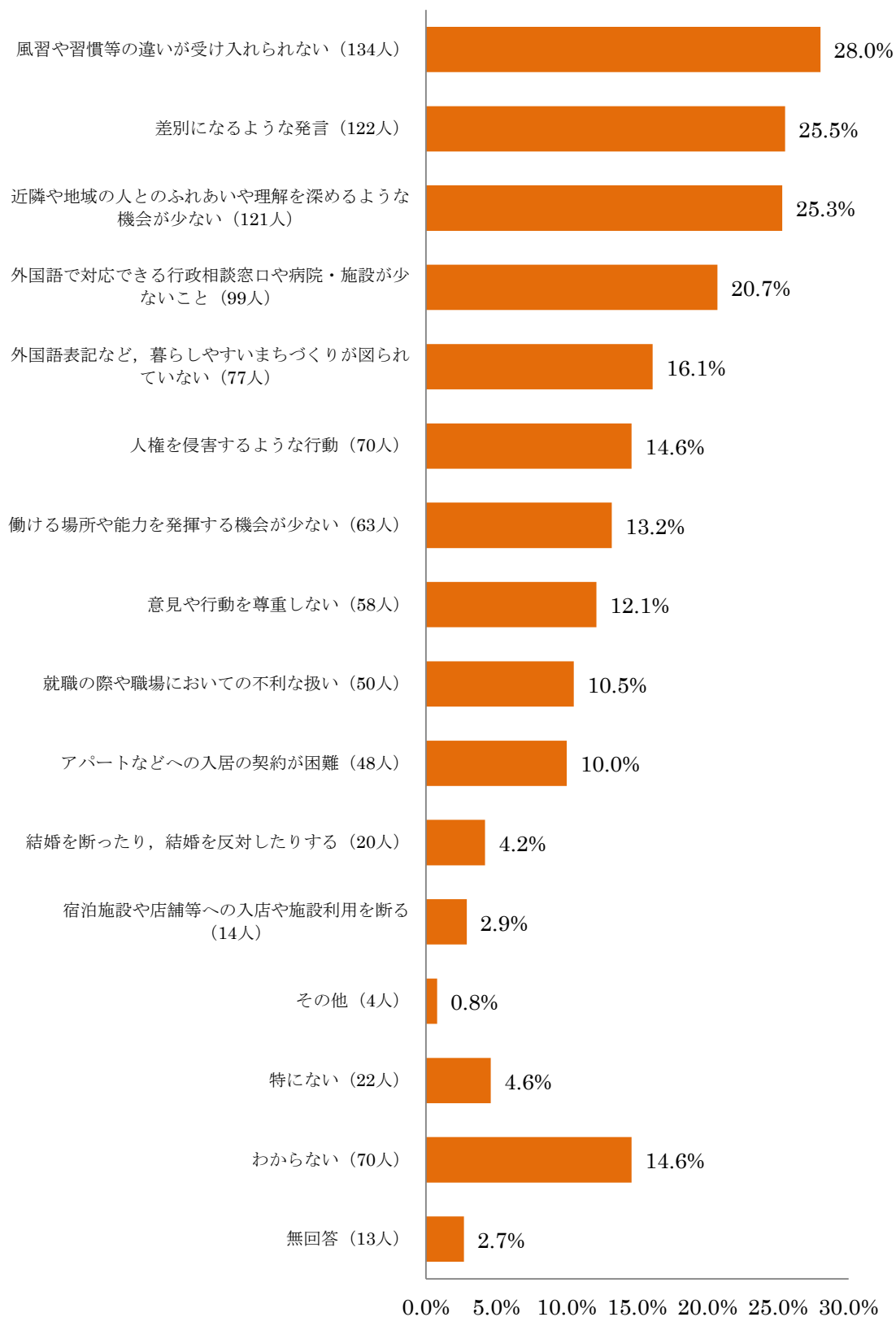
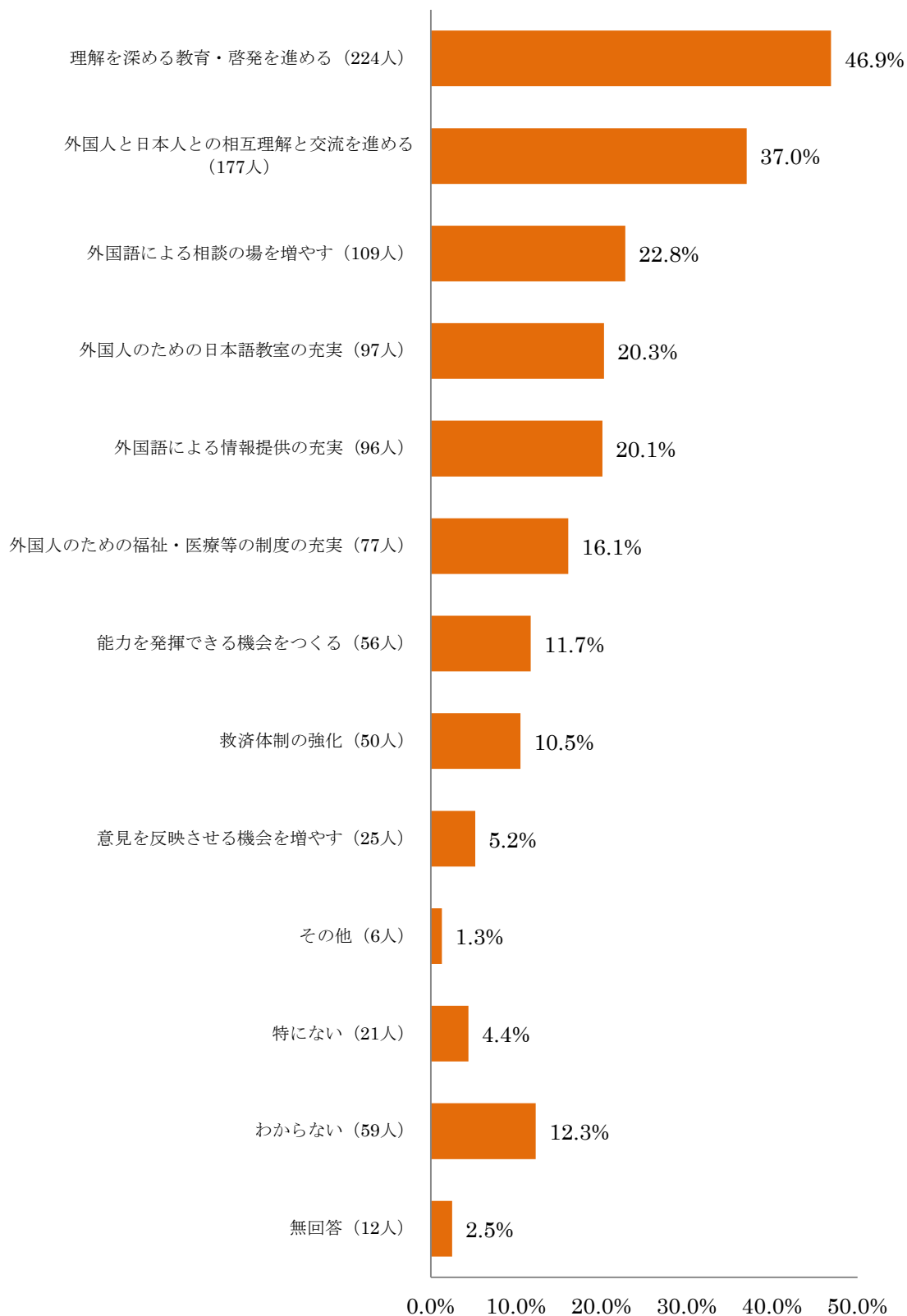


図3 2 市民設問2 0 人権を守るために必要な対策

n = 4 7 8 人



(2) 施策の基本的方向

ア 暮らしやすい地域づくりの推進

外国人市民が安心して生活することができるよう、必要な情報や行政サービスを適切に受けられるような施策の充実や環境整備に努めるとともに、外国人に配慮した情報提供の実施や、幅広い相談体制の充実を推進します。生活していくうえで不可欠となる情報については、可能な限り多言語での表記や理解しやすい日本語での表記をするなど、外国人にも分かりやすい環境を促進します。

また、外国人労働者に対して不当な取り扱いがなされることのないよう、関係機関や事業主との連携のもと、適切な支援を推進していきます。

イ 共生の意識と異文化の理解の推進

すべての市民が国籍や民族、文化の違いを認め合い、共に生きる社会を築いていくため、外国人と日本人の相互理解を促進するような意識啓発を進めていきます。

異なった文化や習慣をもつ人々に偏見などを持たず、正しく理解できるよう人権尊重の意識高揚に努めます。また、外国人に対しても、日本の文化や習慣の正しい理解を促すための施策を展開していきます。

7 エイズウイルス（H I V）感染者やハンセン病患者等の人権問題

（1）現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の充実が進み、人々の健康への意識や価値観も時代と共に変化している現代社会においても、エイズウイルス（H I V）やハンセン病等の感染症を始めとするさまざまな病気に関する正しい知識と理解はまだ十分とはいえない状況にあり、偏見や差別を生じさせる要因となっております。患者やその家族等が、周囲の人々の誤った知識や理解不足等によって、日常生活や職場、医療現場等で人権侵害を受けるといった問題が起きる可能性があります。

エイズ（後天性免疫不全症候群：A I D S）を引き起こすとされるH I V（ヒト免疫不全ウイルス）の感染力は弱く、感染経路は限られており、性的接触に留意すれば、学校・職場・家庭等の日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病することは極めてまれで、もし発病した場合でも、現在では治療法が確立しており、早期発見と適切な治療により後遺症を残さず完治する病気です。

また、エイズウイルス（H I V）感染症やハンセン病のほかにも、人権侵害に繋がる事象が存在する難病や特定疾患の患者の方々の人権問題があります。難病は原因が不明で治療法が確立されておらず、療養が長期にわたる疾病です。そのため、経済的、精神的に大きな負担となることがあります。難病には種類も多くさまざまな特性があることから、個人差があり、患者やその家族は介護や精神面、就労等に関するさまざまな悩みを抱えて生活しています。

患者やその家族が偏見や差別により苦しむことのないよう、市民一人ひとりのこうした感染症や疾病等に対する正しい知識と理解が必要です。

人権に関する意識調査から、①プライバシーを守らないこと、②誤った認識や偏見の存在していること、③差別になるような発言をすること、といったことが問題視されていることが分かりました。（図3 3 市民設問2 1）

また、正しい知識を義務教育の中でも教育することが必要と感じている人が多いことが分かりました。（図3 4 市民設問2 2）

図 3 3 市民設問 2 1

H I V感染者やハンセン病患者等に関する人権上の問題

n = 4 7 8 人

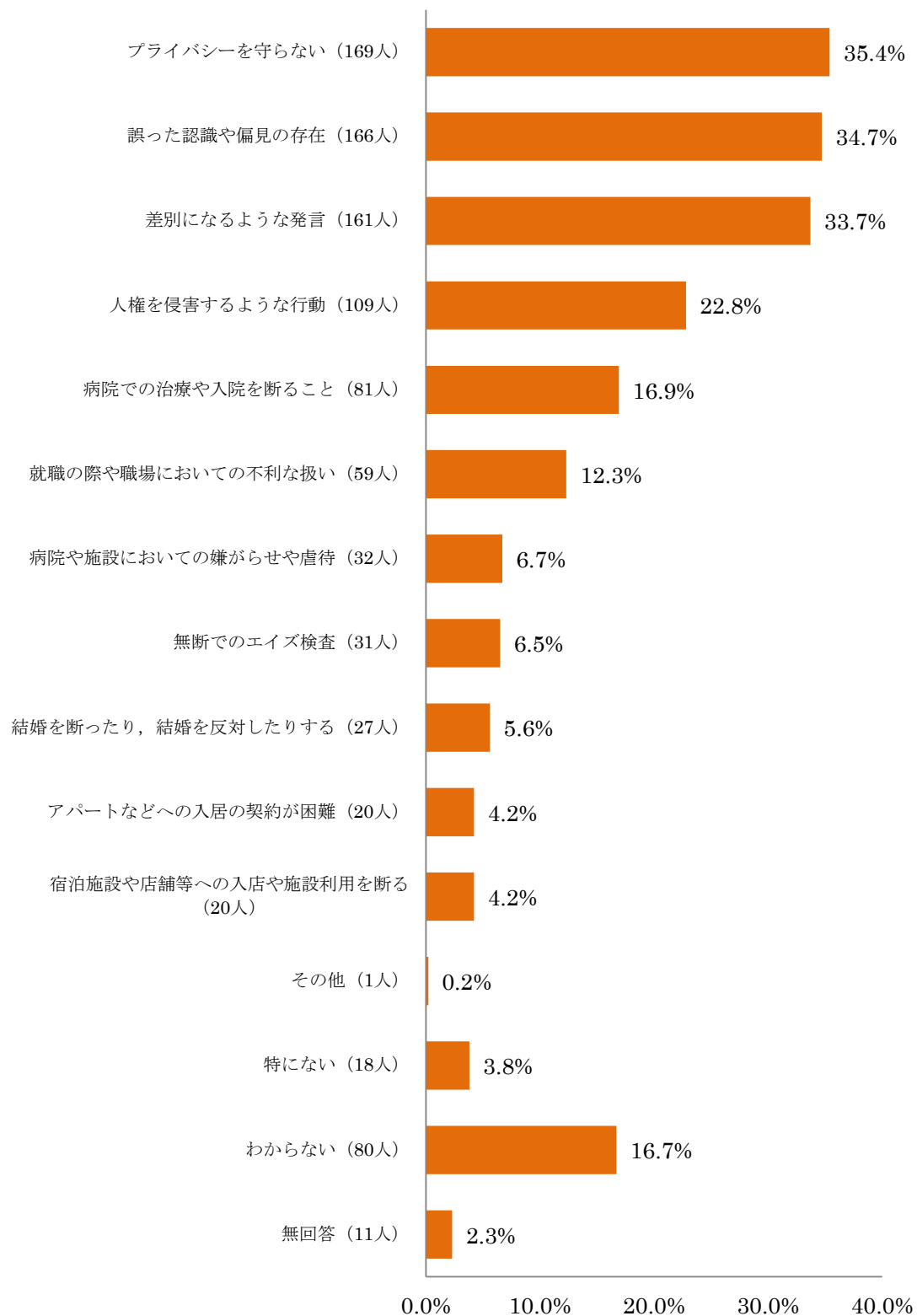
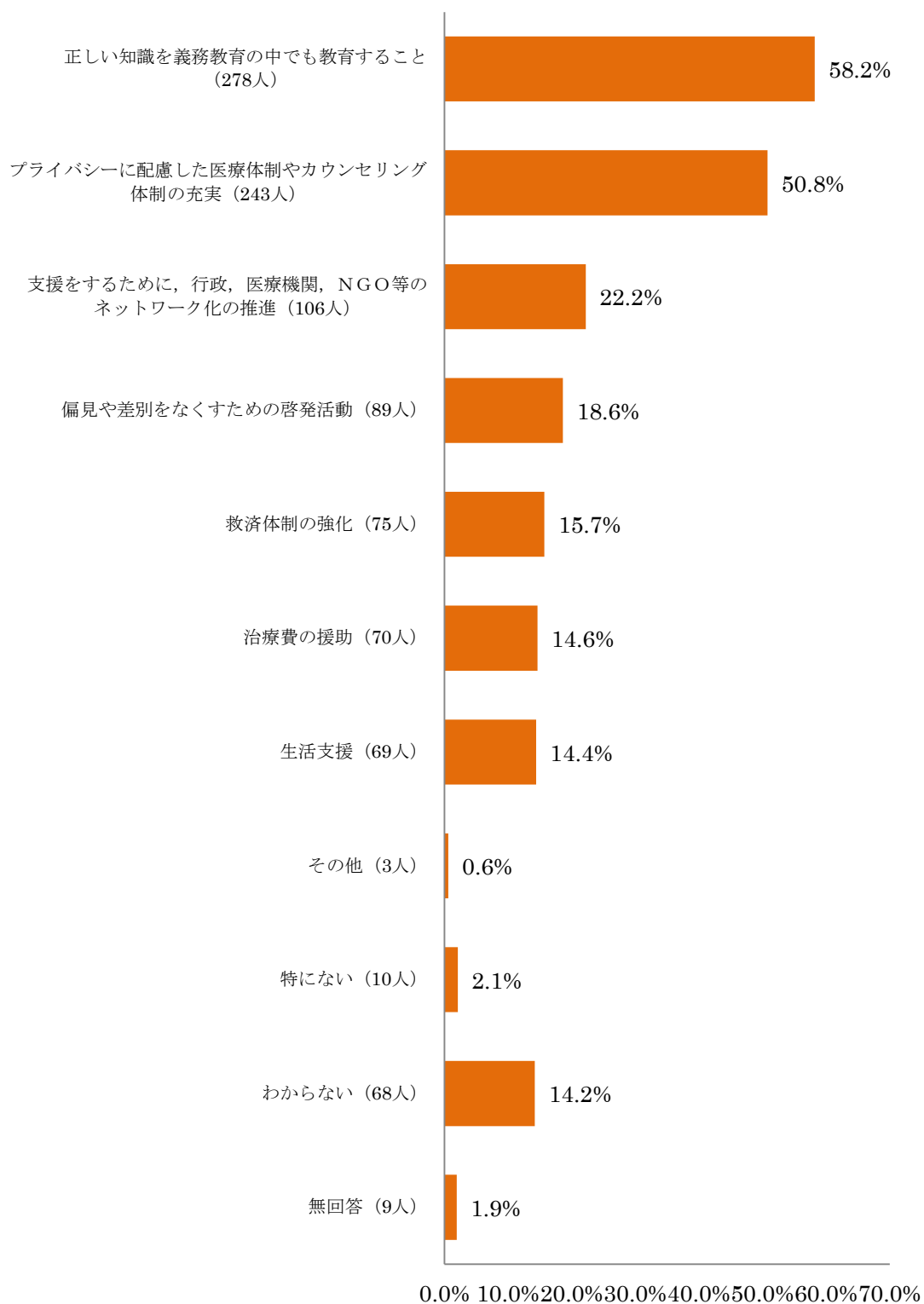


図34 市民設問22

H I V感染者やハンセン病患者等の人権を守るために必要な対策

n = 478人



(2) 施策の基本的方向

ア 正しい知識の普及啓発と理解の促進

感染症や難病患者等に対して正しく理解し、偏見や差別意識を生じさせないために、さまざまな機会において、感染症や難病等の病気に対する正しい知識の啓発活動に努めます。学校教育においても、児童生徒の発達段階に応じて正しい知識の普及のための教育を図ります。

イ 関係機関、団体、組織との連携

感染症や難病患者等に対する医療などの総合的な相談や支援の充実に努めるため、関係機関や団体、組織等との連携の強化を推進します。

8 刑を終えて出所した人の人権問題

(1) 現状と課題

罪や非行を犯し、刑を終えて出所した人や更生した人が、社会に復帰し、自立して生活できるようにしていくことが求められています。本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、就職に際して差別されたり、住居への入居を拒否されたりするなど、社会復帰の機会を妨げられることがあり、社会生活のさまざまな場面で困難な状況に直面しているといった厳しい現実があります。

人権に関する意識調査から、①就職の際や職場において不利益な扱いをすること、②誤った認識や偏見が存在していること、③差別になるような発言をすること、といったことが問題視されていることが分かりました。(図35 市民設問23)

また、刑を終えて出所した人や更生した人とその家族のプライバシーを守ることが必要と感じている人が多いことが分かりました。(図36 市民設問24)

(2) 施策の基本的方向

ア 偏見や差別意識の解消に向けた啓発の推進

刑を終えて出所した人や更生した人が社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるよう、偏見や差別の意識を解消するための意識啓発を広く推進していきます。

イ 関係機関との連携による支援体制の充実

更生保護を支える関係機関や組織と連携しながら、刑を終えて出所した人や更生した人などの相談等の支援体制を充実していきます。

図35 市民設問23 更生した人に対する人権上の問題 (n = 478人)

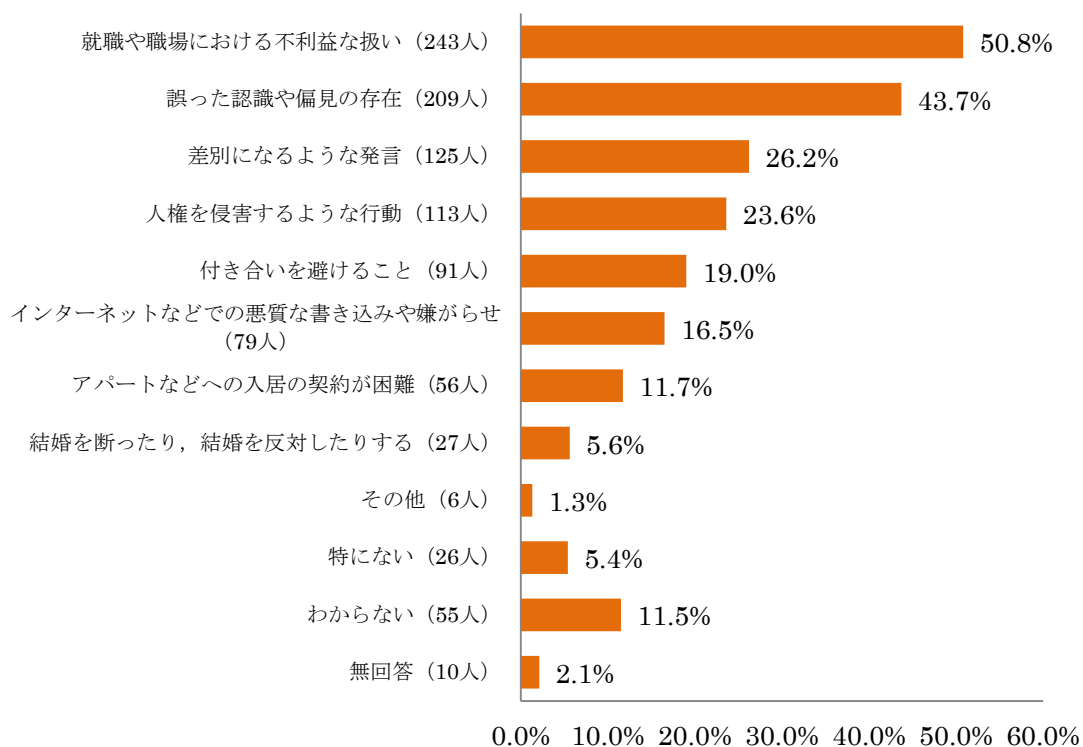
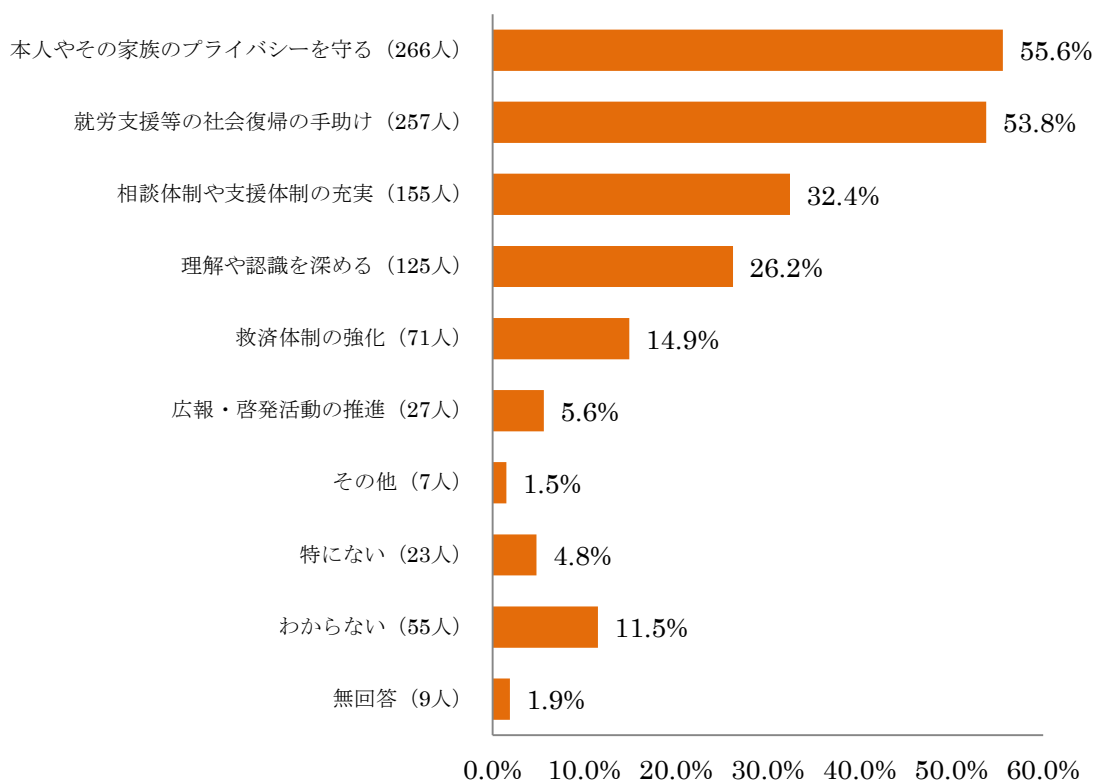


図36 市民設問24 更生した人の人権を守るために必要な対策

n = 478人



9 犯罪被害者とその家族の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により受ける生命や身体、財産に対する直接的な被害だけでなく、事件による精神的ショックを受けたりいわれのないうわさや中傷により傷つけられたりするなどし、その後の日常生活に支障をきたすこともあります。

犯罪被害者等への総合的な支援対策のため、国では平成16年(2004年)に制定した「犯罪被害者等基本法」を始め、犯罪被害者等の権利や利益を保護するためのさまざまな制度の整備を進めております。また、制度面だけではなく、犯罪被害者とその家族が地域社会の中で再び安心して暮らしていくために、被害者等の気持ちに寄り添って相談を受けるなどの支援体制を充実させることも大切です。

そして、だれもが被害者等となる可能性がある現状を鑑み、一人ひとりが、被害者等のおかれている状況をわが身のこととして正しく理解することができるように意識啓発を進めることが重要です。

人権に関する意識調査から、①過剰な取材により、犯罪被害者等の私生活の平穏を妨げたり、プライバシーを侵害したりすること、②周囲が事件に関するうわさ話をすること、③犯罪被害者等が犯罪行為で精神的・経済的負担を受けること、といったことが問題視されていることが分かりました。(図37 市民設問25)

また、プライバシーに配慮した取材活動や報道をすることが必要と感じている人が多いことが分かりました。(図38 市民設問26)

(2) 施策の基本的方向

ア 犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現に向けた啓発の推進

犯罪被害者やその家族に関する人権課題についての理解を深めるための啓発を進めていきます。市民一人ひとりが犯罪被害者等の気持ちや置かれている状況について正しく理解することができるような社会づくりに努めます。

イ 関係機関との連携による支援体制の充実

関係機関や組織と連携しながら、被害者等の個々の状況に応じた相談を実施するなどの支援体制を充実していきます。

図 3 7 市民設問 2 5 犯罪被害者やその家族の人権上の問題

n = 4 7 8 人

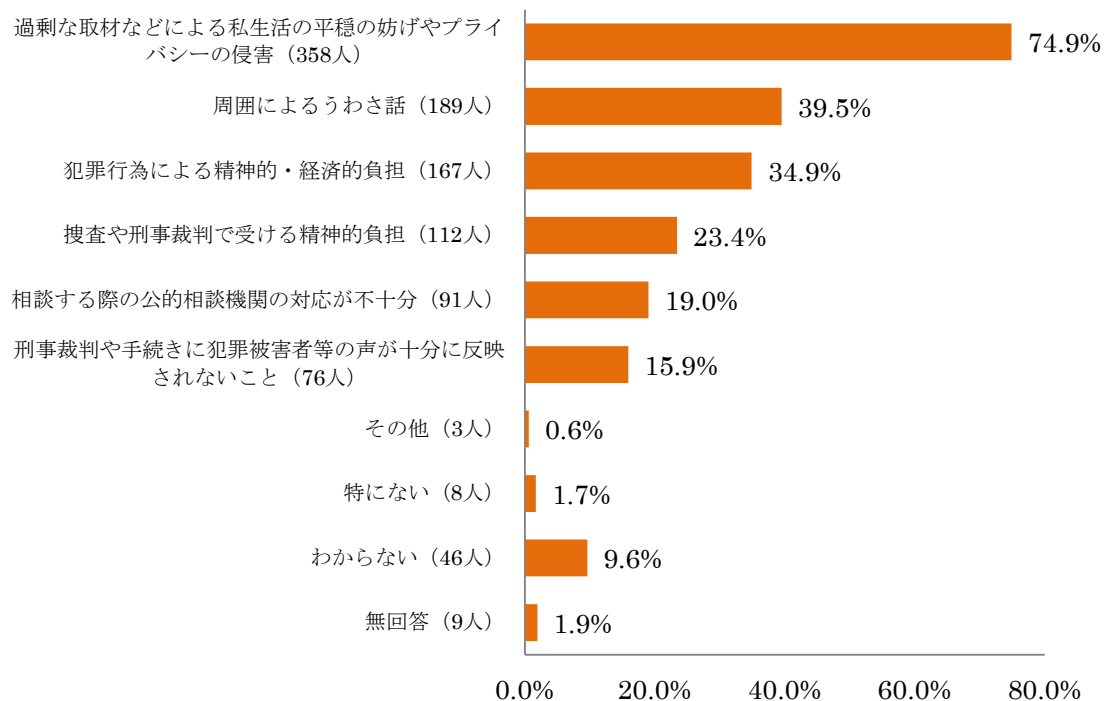
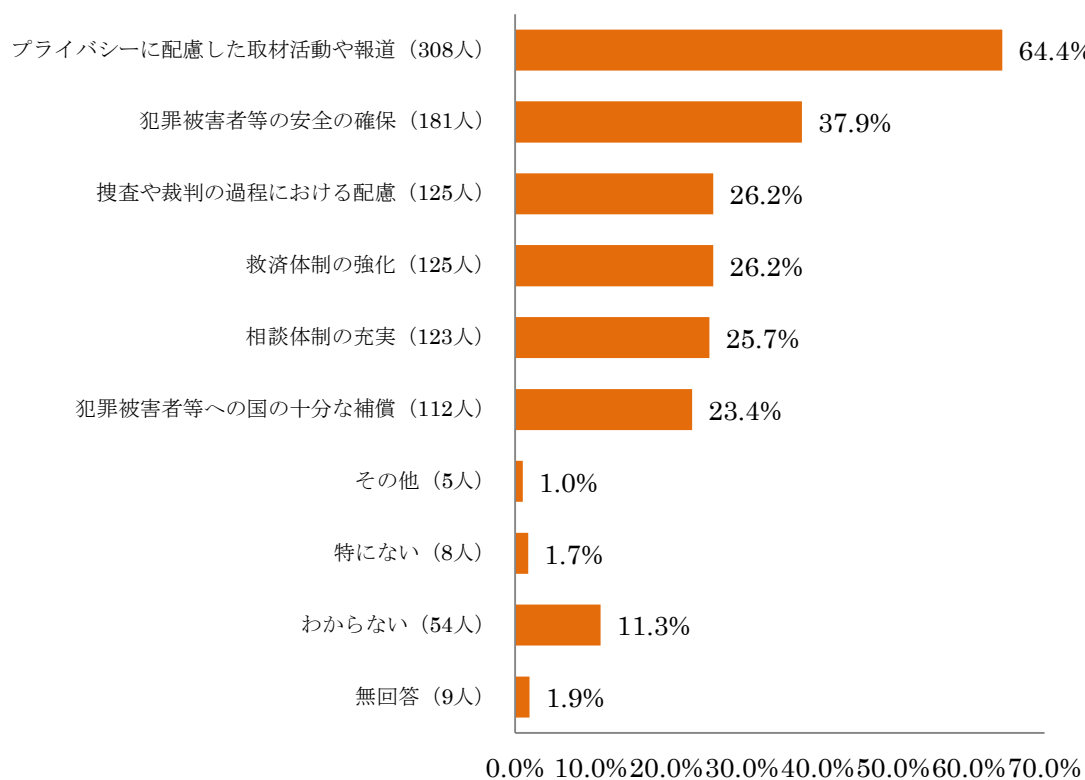


図 3 8 市民設問 2 6 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要な対策

n = 4 7 8 人



10 インターネット上の人権問題

(1) 現状と課題

パソコンや携帯電話，スマートフォン等の情報機器によるインターネットや電子メール等の利用が普及したことにより，情報の送受信やコミュニケーションの利便性が大きく向上し，人々の暮らしは格段に便利になりました。

しかし，一方で，匿名性や情報発信の容易さを悪用し，個人の名誉を侵害したり，差別を助長する表現をしたりするなど，人権に関わるさまざまな事件が発生してしまうことがあり，問題となっています。インターネット等で他人のプライバシーに関することや無責任なうわさ，他人への誹謗中傷などを容易に発信することは人権侵害につながります。

また，近年，急速に利用が増加しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等によるトラブルも問題となっております。小学生や中学生等の青少年の利用も年々増えておりますが，写真や個人情報を不用意に公開してしまったり，かげぐちや仲間はずれなどのいじめにつながってしまったりするなど，子どもたちが被害者にも加害者にもなる可能性がある事案も発生しています。

このため，インターネットの利用者等に対して，人権を侵害することのないように，個人の名誉やプライバシーに関することや，利用上のルールやマナー，情報の収集や発信における責任やモラルなどへの正しい理解を深める啓発をすることが大切です。

また，平成14年（2002年）5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。この法律によって，インターネットにおいて，掲示板等でプライバシーの侵害や差別的な書込みをされるなどの人権を侵害されるようなことがあった場合は，被害者がプロバイダ等に対して，インターネットに書き込まれた情報の削除や，発信者（書込みをした者）の情報の開示を求めることができます。こうした対応方法を周知していくことも重要です。

人権に関する意識調査から，①人権を侵害する情報を掲載すること，②プライバシーに関する情報を掲載すること，③出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となること，といったことが問題視されていることが分かりました。（図39 市民設問27）

また，違法な情報発信者に対する監視や取締りの強化が必要と感じている人が多いことが分かりました。（図40 市民設問28）

図39 市民設問27 インターネットに関する人権上の問題

n = 478人

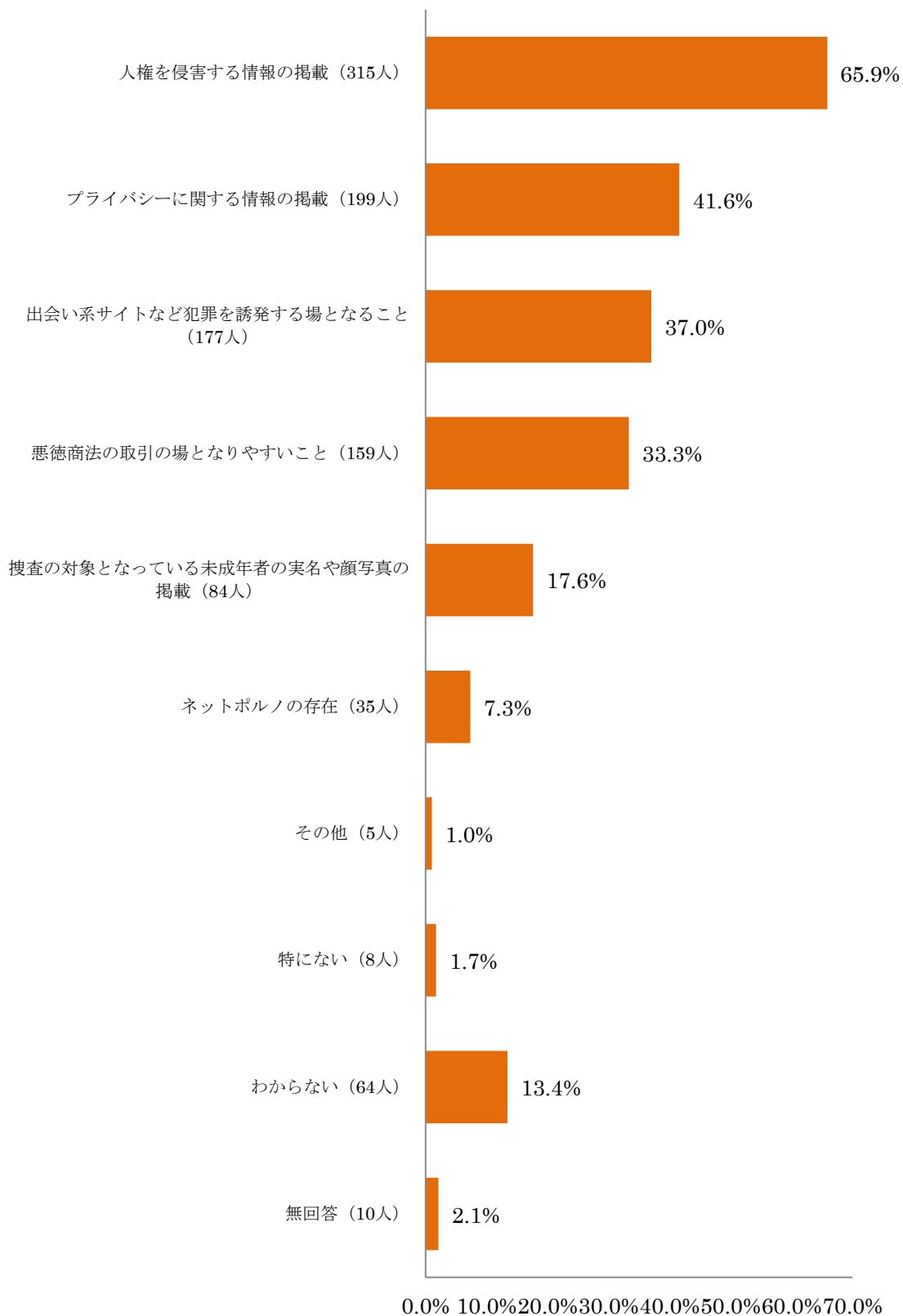
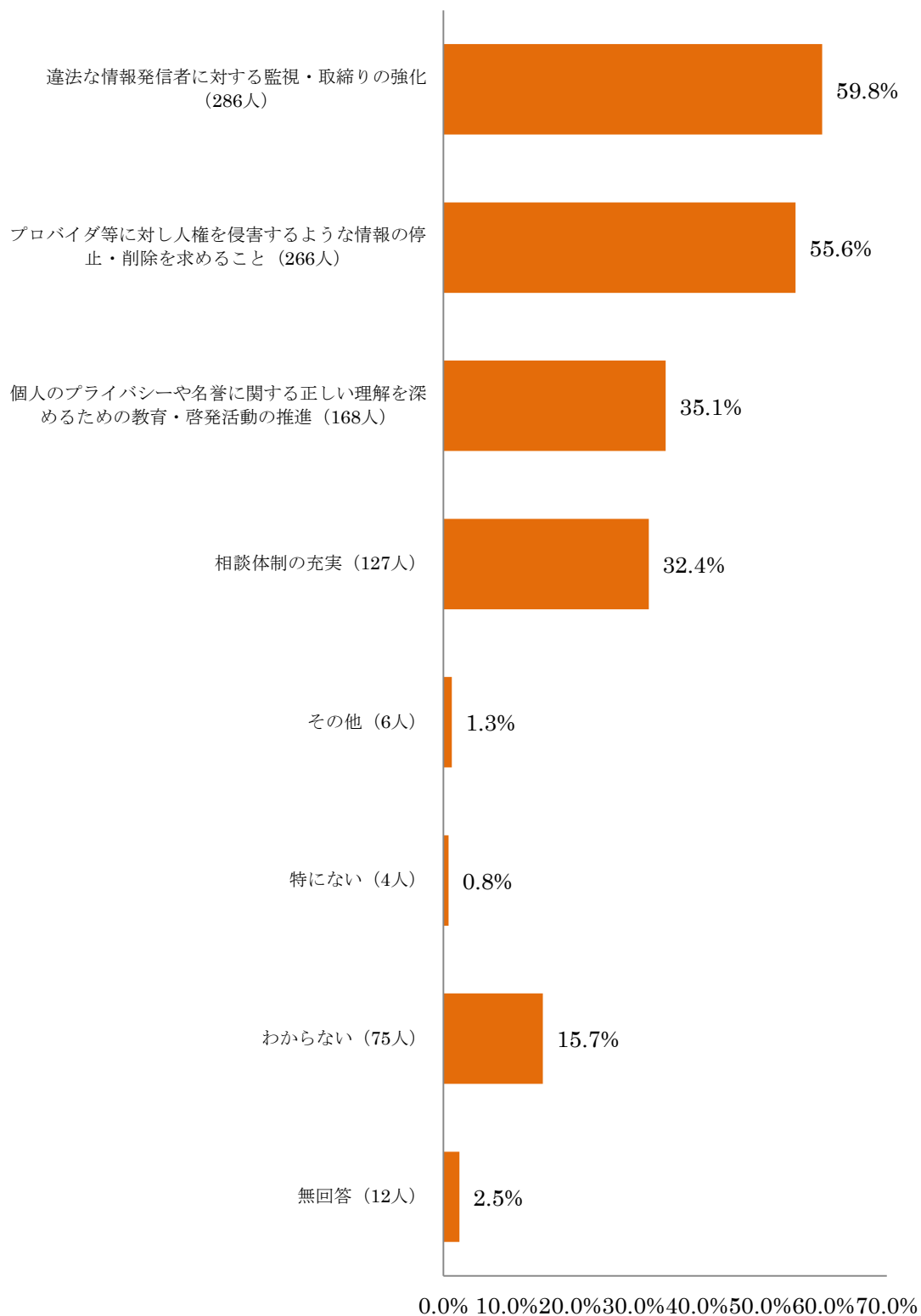


図40 市民設問28

インターネットによる人権侵害を防ぐために必要な対策

n = 478人



(2) 施策の基本的方向

ア インターネット利用者の情報モラルの向上

人権侵害の加害者にも被害者にもならないように、インターネットやさまざまな情報機器の特性や使い方，そこに潜む危険を人々に正しく理解してもらえよう，啓発活動を推進します。

また，人権を侵害されるような被害にあった場合に，適切な対応をとることができるように，相談先や対応策についての周知に努めます。

イ 青少年に対する学校での情報教育の推進

インターネット上での人権侵害の発生やその被害を未然に防ぐため，情報に関する教育をさまざまな機会に行い，情報化社会への意識を深める学習を展開します。

また，インターネットによる個人情報の取扱いや有害情報への対処法などを正しく理解し，早い段階から情報モラルを身につけられるよう努めます。

1.1 企業における人権問題

(1) 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれており、国連などの国際的な取組みからも明確なように、今では、一人ひとりの人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考えが定着し、他者の存在を認め合う社会をつくっていかうという大きなうねりが起きています。そのなかで、企業も、社会を構成する重要な一員です。人権への取組みは、企業によっても積極的に行われるべきものであり、人権が守られる社会をあらゆる人々とともに作り出していく責任があります。

企業においては、性別等にかかわらず誰もがいきいきと働くことができる環境づくりが重要です。例えば、採用や昇進の際の評価はその人の適性や能力によってのみ決定されるべきであり、性差による先入観や偏見がないことが求められます。また、さまざまな人が共に働くために必要な策を講じることも大切です。仕事と、育児や介護といった家庭の両立がしやすい職場づくりを進めるとともに、高齢者や障がいのある人、外国人の雇用など、現代社会で考えうる多様なケースに対応できる体制が必要です。

ほかにも、職場をめぐる大きな人権問題として、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）といった問題や、採用選考時における差別などの問題があります。こうした職場での人権侵害を起こさないために企業の人権意識の啓発を推進することも重要です。

人権に関する企業の意識調査では、従業員を対象とした人権問題への取組みを特に実施していない事業所が8割以上であることが分かりました。今後は、各取組みがより多くの事業所に広がるような施策を推進していくことが重要と考えられます。（図19 企業設問15）

また、人権意識が高まることでもたらされる効果について、人権侵害の防止につながると答えた事業所が約3割ある一方で、4割以上の事業所がもたらされる効果は特にないと答えていることから、企業と人権の関わりについて、より一層周知させていくことが必要だと分かりました。

（図20 企業設問16）

図19 企業設問15（再掲） 従業員を対象とした人権問題全般への取組み
n = 151事業所

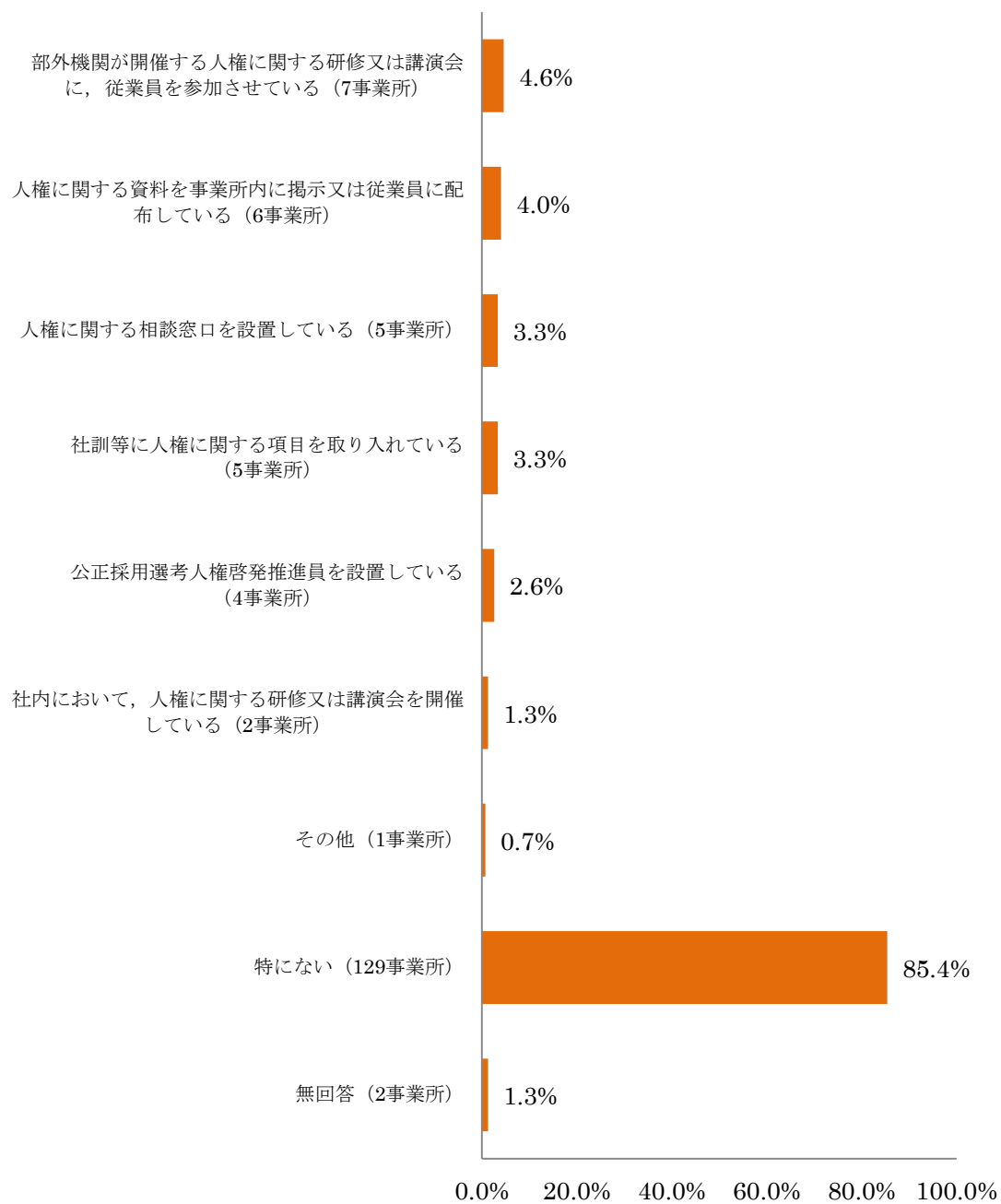
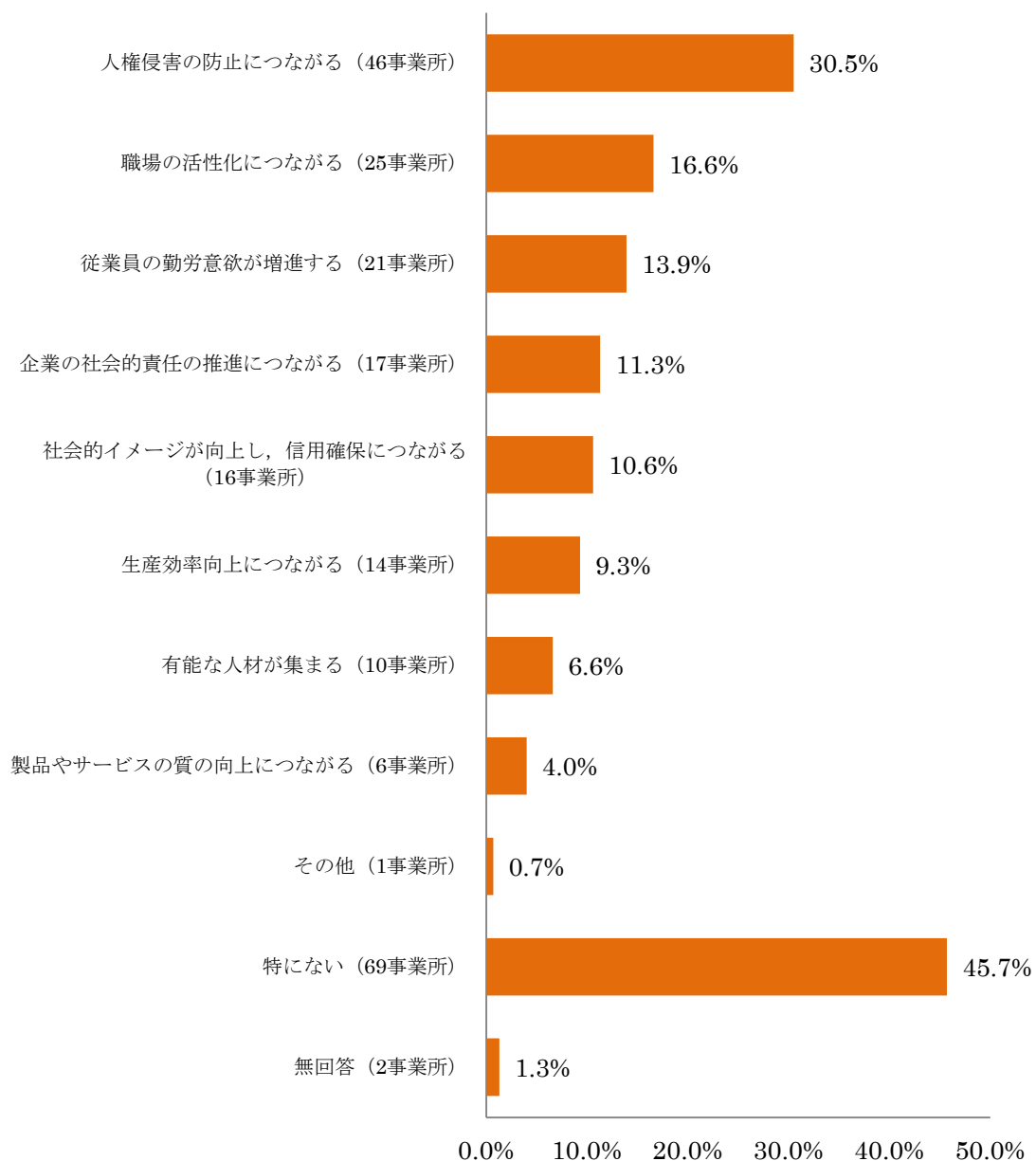


図 2 0 企業設問 1 6 (再掲)

社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果

n = 1 5 1 事業所



(2) 施策の基本的方向

ア 誰もがいきいきと働くことのできる企業づくりへの支援の推進

市民一人ひとりが自らの働く職場においても、性別等によって差別することなく、また差別を許すことのないよう、人権尊重の意識の啓発をさまざまな観点から推進するとともに、必要に応じた情報の提供などの支援を推進していきます。

イ さまざまな人と共に働く職場づくりへの支援の推進

仕事と、育児や介護といった家庭を両立できるような職場の実現や、高齢者や障がいのある人、外国人などさまざまな人が働きやすい職場づくりのために、それぞれの分野において必要な施策を推進し、支援していきます。

ウ 人権を尊重する企業となるための啓発の推進

職場内におけるセクハラやパワハラ、モラハラなどの人権侵害を起こさせないとともに、企業の採用選考時における差別を未然に防ぐために、企業自体や企業を構成する市民に対し、各種事業を通して人権尊重の意識啓発を推進していきます。

エ えせ同和行為の被害を防ぐための啓発の推進

企業に対する大きな人権問題として、「えせ同和行為」の問題があります。「えせ同和行為」は、同和問題の解決のために取り組んでいるという名目で、企業に寄付を強要したりする不当な行為であり、同和問題に対して誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻害している問題です。企業が適切に対応することができるよう、正しい情報を提供するなど、啓発を推進します。

12 その他の人権問題

(1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも、「ホームレスの人権問題」、「性的指向による人権問題」、「性同一性障がいに関する人権問題」など、さまざまな人権問題が存在します。社会情勢の変化を背景にした新しい人権問題は、個人や社会に対する人権意識の浸透と高揚に伴い、今後も増加することが見込まれます。

また、市では平成27年（2015年）9月の河川の氾濫による災害により甚大な被害を受けました。このような大きな災害時にも、一人ひとりの人権の尊重が課題となります。災害が発生した直後には、生命そのものが危険にさらされます。続いて、食料や水、安全の確保や医療などが課題となり、避難所を開設した場合は、プライバシーなどの個人の尊厳の保障が課題となります。ほかにも、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人などが、情報が十分に受け取れなかったり移動が自由にできなかったりするなどの課題があります。災害の種類によっては、偏見による風評被害などの人権侵害の可能性もあります。

このようにさまざまな人権問題について、市民一人ひとりが正しく理解できる知識と、他人のことを自分自身のこととして思いやることのできる心を持つことが大切であるとともに、市として適切な対応をすることができる体制の充実を進める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア さまざまな人権課題に関する啓発の推進

新しく生じる人権問題や災害時に生じる人権問題を含め、さまざまな人権課題に関して正しく理解し、偏見や差別意識を持つことのないよう、意識啓発を広く推進していきます。

イ 気軽に相談できる相談環境の推進

社会情勢とともに日々変化する状況のなか、さまざまな新しい人権問題に関して、些細なことでも気軽に相談できるような支援体制を、各機関や組織と連携しながら充実していきます。

ウ 災害時に人権を尊重した対応のできる体制づくりの推進

甚大な被害を被った災害の経験を活かし、万一の災害に備えた行政運営に市が一丸となって取り組んでいきます。

第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制

市民一人ひとりが人権の尊重を考えて行動し、性別などにかかわらず一人の人間として尊重され、それぞれの個性と能力を認め合い発揮できる社会の実現のため、市政の各分野において人権尊重の視点から施策を展開していくことが重要です。そのため、関係各課との連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

2 国や県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場や役割に応じた施策を推進しておりますが、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと、協力体制を強化していく必要があります。

このため、法務局や人権擁護委員とともに、人権啓発活動に携わる機関と連携、協力を図りながら、取り組んでいきます。

また、県と連携しながら、人権教育及び人権啓発に関する情報提供や取り組みを推進します。

3 市民や関係組織、団体等との連携

人権施策の推進については、行政だけではなく市民や企業、団体、NPO、ボランティアなどの自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動と連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、相互の情報提供を積極的に行い、各種啓発活動への幅広い参加を促進することにより、人権が尊重される社会の実現に努めます。

參考資料

用語解説

あ

○ エイズ

後天性免疫不全症候群の英語の略称であり，Acquired Immune Deficiency Syndrome (AIDS) の頭文字をとって名づけられました。H I Vに感染した結果，感染抵抗力が低下して，通常ならかからない感染や神経障がいなどを発症したものの。免疫細胞を破壊して，後天的に免疫不全を起こす免疫不全症のことです。

○ H I V

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の略称。なお，H I Vに感染し，発病した人をエイズ患者とといいます。

か

○ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事，女は家庭」，「男性は主要な業務，女性は補助的な業務」等のような，性別を理由に役割を固定的に分ける考え方のことです。

さ

○ 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約 (児童の権利条約) とは，平成元年 (1989年) の第44回国連総会において採択され，平成2年 (1990年) に発効したもので，世界的な観点から児童の人権の尊重，保護の促進を目指したもの。

この条約では，18歳未満のすべての者を児童と定義しています。

日本は，平成6年 (1994年) に批准しました。

○ 女性差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とい
い、昭和54年（1979年）の第34回国連総会で採択されました。男女
の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差
別を撤廃することを基本理念としています。

日本は、昭和60年（1985年）に批准しました。

○ 人権教育のための世界計画

平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの「人権教育
のための国連10年」の終了を受け、平成16年（2004年）の第59回
国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教
育のための国連10年フォローアップ決議」が採択されました。「人権教育の
ための世界計画」は、終了期限を設けずに3年ごとの段階（フェーズ）を決
め、その段階ごとに領域を定めて、行動計画を策定しています。

○ 成年後見人制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々
は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介
護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議
をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合
があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約
を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見人制度は、このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する
ものです。

○ 世界人権宣言

世界人権宣言は、昭和23年（1948年）の第3回国連総会において採
択されたもので、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とす
べての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものです。

た

○ **男女共同参画社会**

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

○ **地域包括支援センター**

地域包括支援センターは、地域における介護相談の最初の窓口となるもので、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他日常生活支援などの相談に応じます。

な

○ **ノーマライゼーション**

社会で日々を過ごす一人の人間として、障がいのある人の生活状態が、障がいのない人の生活状態と同じであることは、障がい者の権利である。障がいのある人も、障がいのない人も、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現することが本来の社会のあり方であるとする考え方のことです。

は

○ **バリアフリー**

社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味であり、元々は段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去というより広い意味でも用いられます。

○ ハンセン病

らい菌と呼ばれる細菌による感染症で、遺伝病ではありません。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも、現在では治療できる病気となっています。

ま

○ 身分階層構造

日本における身分階層構造とは、武士や百姓、町人、賤民の身分でつくられている社会の仕組みのことです。

世界人権宣言（仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが、肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この制約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人権は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又はなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認することはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意志は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破戒を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日交付

昭和22年 5月3日交付

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。それは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであつて、平和を愛する諸国民の校正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族のその他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就労時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育の人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日に属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

常総市人権施策推進懇話会設置要綱

平成27年 1月29日 市長決裁

(設置)

第1条 常総市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を求めるため、常総市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1人ずつ置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定め

る。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

常総市人権施策推進会議設置要綱

平成27年 1月29日 市長決裁

(設置)

第1条 市民一人ひとりが互いの人権を尊重して共に生きる社会の実現に向け、人権意識の普及及び高揚を目的とした人権教育その他人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的な推進を図るため、常総市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 常総市人権施策推進基本計画の案の作成及びその実施に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な推進並びに関係部局の連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には市民生活部長を、副会長には市民生活部人権推進課長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。この場合において、会長は、会議に付すべき事項の内容に応じ、委員のうちの一部を招集して会議を開くことができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議に付すべき事項につき会議を開く時間的余裕がないときは、当該事項を副会長及び委員の回議に付することによって、会議による審議に代えることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「保健福祉部高齢福祉課長，保健福祉部こども課長」とあるのは「保健福祉部介護長寿課長，保健福祉部いきいき支援課長，保健福祉部子どもすくすく課長」とする。

別表（第3条関係）

企画部企画課長，市民生活部市民協働課長，市民生活部市民課長，保健福祉部社会福祉課長，保健福祉部高齢福祉課長，保健福祉部こども課長，保健福祉部保健推進課長，産業労働部商工観光課長，教育委員会事務局学校教育課長，教育委員会事務局生涯学習課長，教育委員会事務局指導課長，石下支所暮らしの窓口センター長

常総市人権施策推進懇話会委員名簿

役 職	氏 名	推薦団体名等
会 長	高 野 守	有識者
副会長	沼 尻 保	公募
	新 井 啓 子	下妻人権擁護委員協議会 常総市部会
	飯 島 修	常総市青少年相談員会
	海老原 和 子	女性団体じょうそう事業委員会
	岡 本 孝 之	公募
	坂 本 正 美	部落解放愛する会 茨城県連合会
	柴 田 雅 之	全日本同和会 茨城県連合会
	冨 田 孝 一	常総市シルバークラブ連絡協議会
	中 山 経 子	国際交流友の会
	中 山 美代子	常総市社会福祉協議会
	藤 原 裕 也	常総広域障害者支援施設「常総ふれあいの杜」
	間 中 廣	茨城県地域人権運動連合会
	宮 本 寛 澄	常総地区保護司会
	若 月 博	常総市連合民生委員児童委員協議会

(順不同・敬称略)

常総市人権施策推進会議委員名簿

役 職	氏 名	役 職 名
会 長	須 藤 一 徳	市民生活部長
副会長	高 橋 正 巳	市民生活部 人権推進課長
	長 妻 克 美	企画部 企画課長
	亀 井 光 一	市民生活部 市民協働課長
	吉 山 貴 司	市民生活部 市民課長
	吉 原 克 美	保健福祉部 社会福祉課長
	瀬 尾 則 昭	保健福祉部 高齢福祉課長
	森 智 枝 子	保健福祉部 こども課長
	増 田 和 彦	保健福祉部 保健推進課長
	土 井 義 行	産業労働部 商工観光課長
	染 谷 佳 男	教育委員会事務局 学校教育課長
	倉 持 勝	教育委員会事務局 生涯学習課長
	佐 藤 昭 彦	教育委員会事務局 指導課長
	松 崎 好 明	石下支所 暮らしの窓口センター長

常総市人権施策推進基本計画策定体制図

常総市人権施策推進懇話会

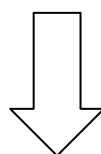
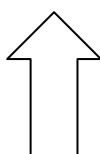
会 長 1人

副会長 1人

委 員 13人（関係団体からの推薦者，市民で構成）

◎設置の目的

常総市人権施策推進基本計画を策定するに当たって，
広く市民の意見を求めることを目的とする



常総市人権施策推進会議

会 長 市民生活部長

副会長 人権推進課長

委 員 関係各課等の長

◎役割

- ・常総市人権施策推進基本計画の案の作成及びその実施に関すること
- ・人権施策の総合的な推進並びに関係部局の連絡及び調整に関すること
- ・人権施策の推進に必要な事項に関すること

常総市人権施策推進基本計画

平成 28 年 3 月

発行 茨城県常総市

市民生活部 人権推進課

〒303-0041

茨城県常総市豊岡町乙1522番地1

きぬふれあいセンター内

TEL 0297-27-5060

FAX 0297-24-0355